

文化庁委託事業

令和２年度「文化行政調査研究」
文化統計の整備に関する調査研究事業

報告書

令和３年３月

株式会社シー・ディー・アイ

令和 2 年度「文化行政調査研究」
文化統計の整備に関する調査研究事業

報告書

令和 3 年 3 月

株式会社シー・ディー・アイ

目 次

第1章 調査研究の概要	1
1. 調査研究の目的	1
2. 本報告書の構成	1
3. 実施体制	2
第2章 文化芸術関連データ集	3
第3章 政府統計による文化芸術の状況把握	7 3
1. 文化に関する世論調査	7 3
2. 社会生活基本調査	8 5
3. 就業構造基本調査	9 3
第4章 文化統計に関する提言	1 0 5
1. 文化統計をめぐる動向	1 0 5
2. 本事業で行ったこと、そこから見えた問題点	1 0 5
3. さらに文化芸術の飛躍に向けて	1 0 7
付 章 有識者ヒアリング摘録	1 0 9
1. 有馬昌宏氏（兵庫県立大学名誉教授）	1 0 9
2. 勝浦正樹氏（名城大学経済学部教授）	1 0 9
3. 河島伸子氏（同志社大学経済学部教授）	1 1 0
4. 松田陽氏（東京大学大学院人文社会系研究科准教授）	1 1 1

第1章 調査研究の概要

1. 調査研究の目的

近年、政府においてはエビデンスに基づく政策の企画立案の重要性が増している。文化政策においては、平成30年3月6日に閣議決定された「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）」において、望ましい文化芸術政策の企画立案・評価等に資する国内外の情報や各種データの収集・分析等、調査研究の充実が求められている。エビデンスに基づく国の文化政策の企画立案に向けては、既存の統計情報等を整理することと合わせ、不足する統計情報の検討・調査を行っていく必要がある。

そこで本調査研究では、既存の統計データを文化芸術の観点から検討し、有識者ヒアリングを踏まえて、文化統計のあり方への提言を行なう。

2. 本報告書の構成

以上の目的に照らし、本報告書では下記の3項目の調査研究を実施した。

文化芸術関連データ集の拡充（第2章）

文化庁が従来作成してきた「文化芸術関連データ集」をより活用可能な資料とするため、過年度のデータ集の項目を参照しつつ、データの整理、拡充を行った。

政府統計データの検討（第3章）

「文化に関する世論調査」（文化庁）、「社会生活基本調査」（総務省）、「就業構造基本調査」（総務省）に注目し、わが国の文化芸術の一端を需要、供給の両面から把握することを試みた。

有識者ヒアリングとそれに基づく文化統計のあり方に関する提言（第4章）

本調査研究の実施にあたり、次の4名の有識者へのヒアリングを実施した（氏名は実施順、ただし有馬氏と勝浦氏は同時。発言をまとめた摘録は付章に収録。）。

- 有馬昌宏氏（兵庫県立大学名誉教授）
- 勝浦正樹氏（名城大学経済学部教授）
- 河島伸子氏（同志社大学経済学部教授）
- 松田陽氏（東京大学大学院人文社会系研究科准教授）

さらに、有識者のコメントや第2章および第3章の結果をふまえ、今後の文化芸術に関するデータのあり方に関する提言をまとめた。

3. 実施体制

株式会社シー・ディー・アイでは、次の体制で本件を実施した。

全体統括	疋田正博	株式会社シー・ディー・アイ代表取締役
主担当	澤田芳郎	株式会社シー・ディー・アイ主任研究員
主担当補佐	半田章二	株式会社シー・ディー・アイ取締役研究企画室長
主担当補佐	河村美佳	株式会社シー・ディー・アイ研究員
副担当	岡本一世	株式会社シー・ディー・アイ主任研究員

※本報告書のみかた

インターネットリソースは特に記載のないものについては2021年3月15日に最終閲覧した。

第2章 文化芸術関連データ集

文化庁では従来、各種の施策を進めていく際の資料として、各種調査の中から文化芸術に関するデータを取りまとめ、「文化芸術関連データ集」を審議会等の会議の場で利用してきた。その内容は多岐にわたっており、近年では、まず、文化芸術を取り巻く環境について、人口や地域社会、家族といった「社会構造・意識」、文化芸術に関わる「予算・法令等」や「文化芸術施策関連」、「文化芸術施策関連」をまとめ、続いて、国民と文化芸術の関わりを「国民の文化に対する意識等」として、文化芸術の供給状況を「芸術文化」や「文化芸術関連産業」として、文化芸術を提供する枠組みを「文化財」「文化関連施設」としてまとめている。さらに、「企業のメセナ活動」や「その他」として芸術家の状況や、グローバル化が進む中、海外との交流がどのような状況にあるかにも言及している。

本報告書では、この「文化芸術関連データ集」を入手可能な最新の状態にすると同時に、昨今の社会情勢の変化をより取り込んだ形で項目を拡充し、まとめた。

令和2年度版の「文化芸術関連データ集」を以下に収録する。

文化芸術関連データ集

目 次

社会構造・意識

1. 日本の人口構造
2. 労働状況
3. 労働目的と国民所得
4. 地域社会・家族の変容
5. 生活に対する満足

予算・法令等

6. 文化庁予算額
7. 文化予算の国際比較
8. 文化芸術に関する法令と税制
9. 地方文化行政の状況

国民の文化に対する意識等

10. 文化に対する意識①（日本の誇り）
11. 文化に対する意識②（重要性）
12. 文化に対する意識③（文化芸術の振興と地域の文化的環境）
13. 文化芸術活動の状況①（鑑賞活動等）
14. 文化芸術活動の状況②（寄附）
15. 生活時間の動向①（余暇時間等）
16. 生活時間の動向②（趣味・娯楽）
17. 生活時間の動向③（学習・研究）
18. 生活時間の動向④（ボランティア活動）

芸術文化

19. 実演芸術（分野毎の公演回数）①（オペラ、オーケストラ）
20. 実演芸術（分野毎の公演回数）②（演劇、能楽）

文化芸術関連産業

21. コンテンツ産業の市場規模
22. 文化芸術関連産業（映画）
23. 文化芸術関連産業（音楽）
24. 文化芸術関連産業（アニメ）
25. 文化芸術関連産業（マンガ）
26. 文化芸術関連産業（ゲーム）
27. 電子書籍

文化財

28. 文化財の指定等件数
29. 国宝・重要文化財
30. 重要無形文化財／重要有形・無形民俗文化財
31. 史跡・名勝・天然記念物／登録有形文化財（建造物）
32. 世界遺産、無形文化遺産
33. 日本遺産

文化関連施設

34. 文化関連施設①（施設数・職員数・利用者数）
35. 文化関連施設②（ボランティア登録制度・指定管理者制度）

企業のメセナ活動

36. 企業のメセナ活動①
37. 企業のメセナ活動②
38. 企業のメセナ活動③
39. 企業のメセナ活動④

文化芸術施策関連

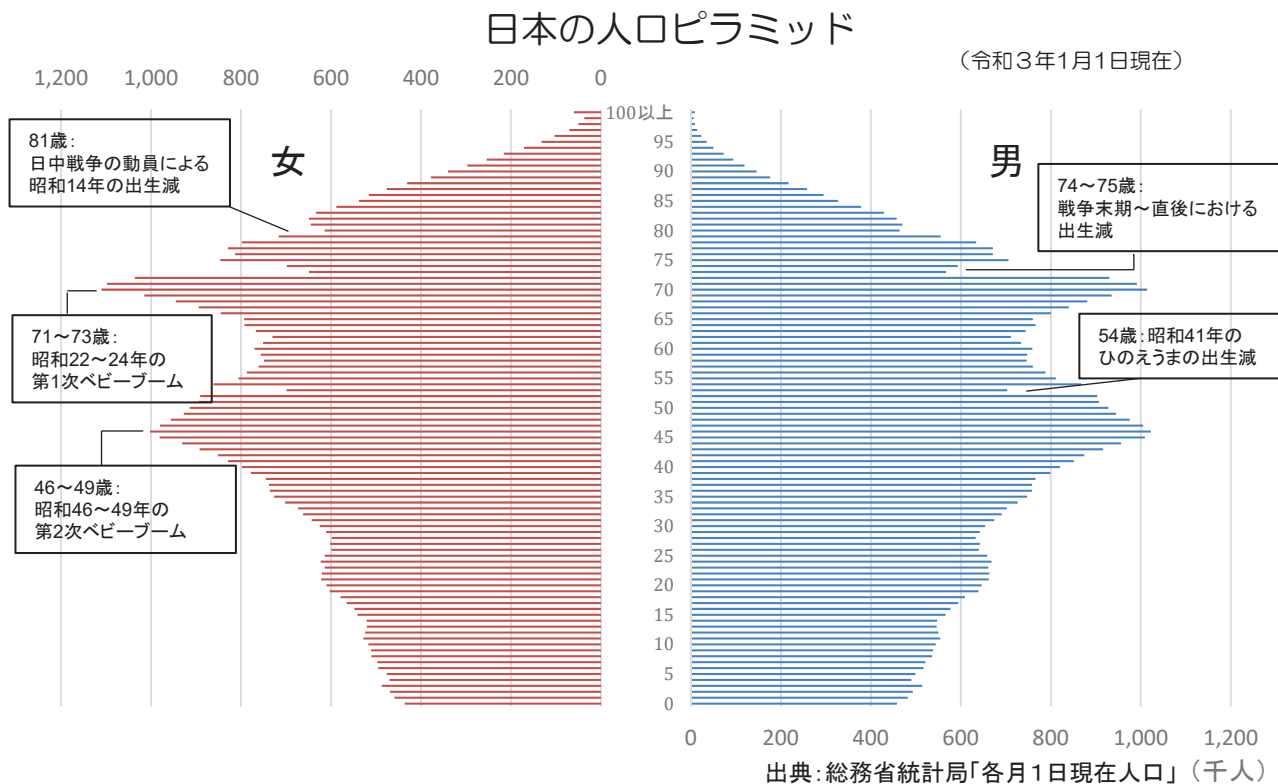
40. 文化芸術推進基本計画
41. 文化芸術創造都市

その他

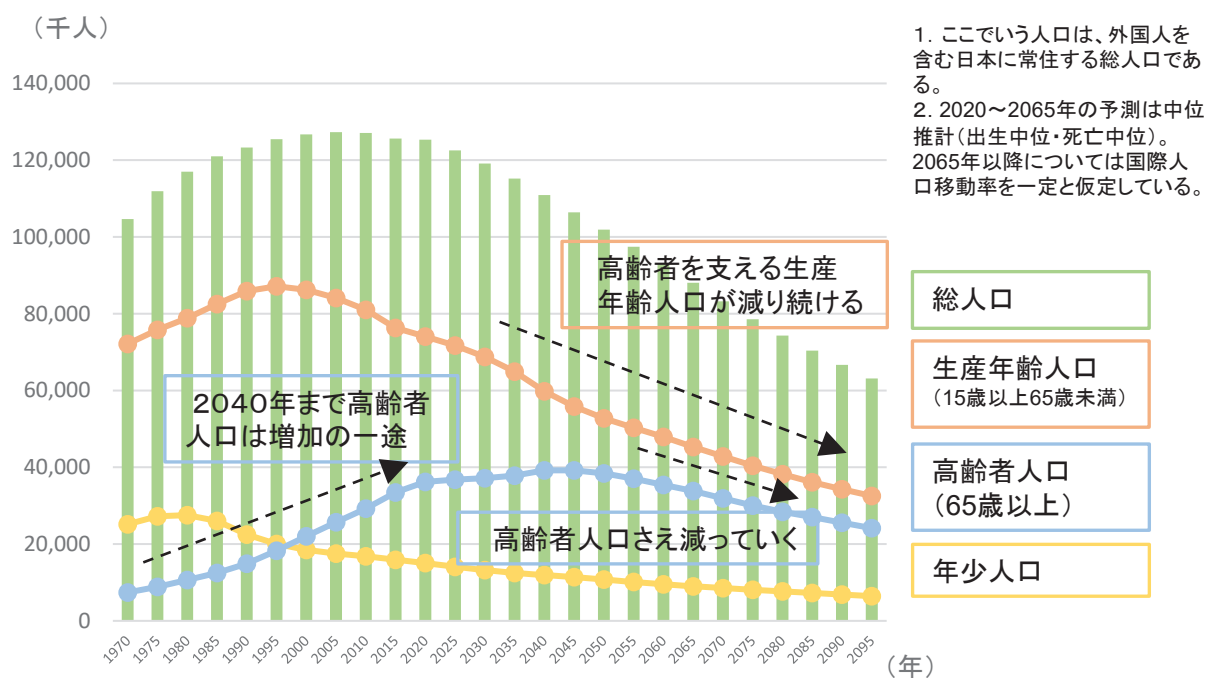
42. わが国の「芸術家」人口①（職業別、人口別）
43. わが国の「芸術家」人口②（地域別）
44. 外国人旅行者数
45. 学生の海外交流

1. 日本の人口構造

わが国における人口ピラミッドは少子高齢化に伴い、「つり鐘型」から「つぼ型」へと急速な変化を示している。また、年々高齢者を支える生産年齢人口が減り続ける一方、高齢者数は増加の一途をたどっている。

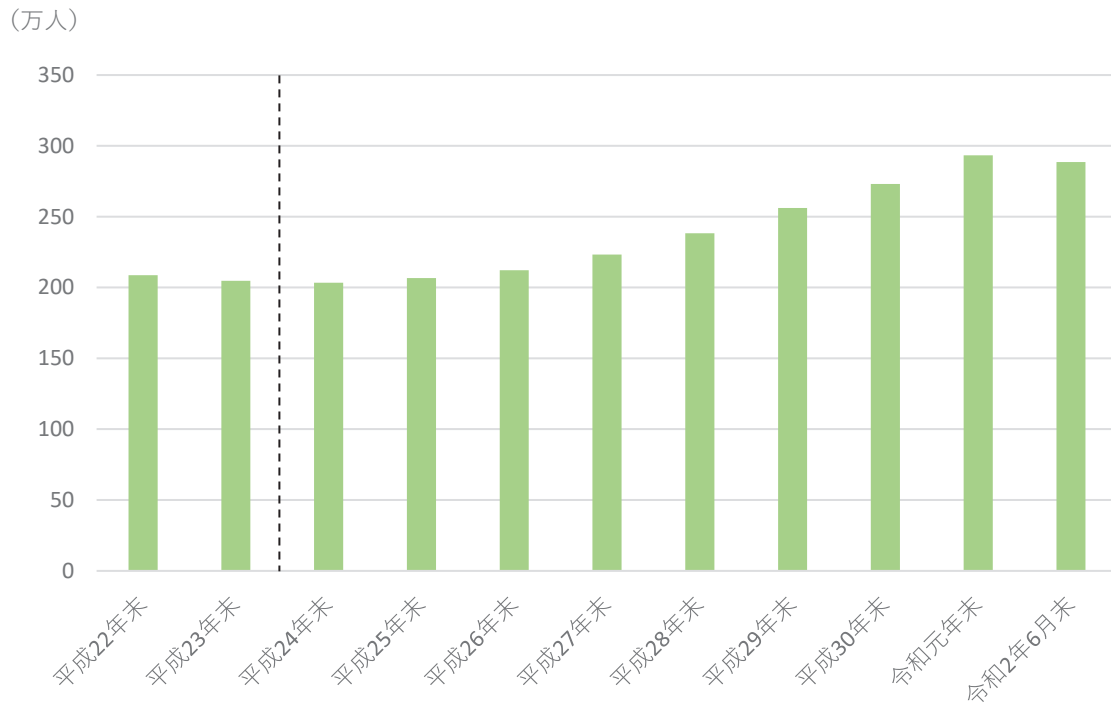


我が国における人口の推移



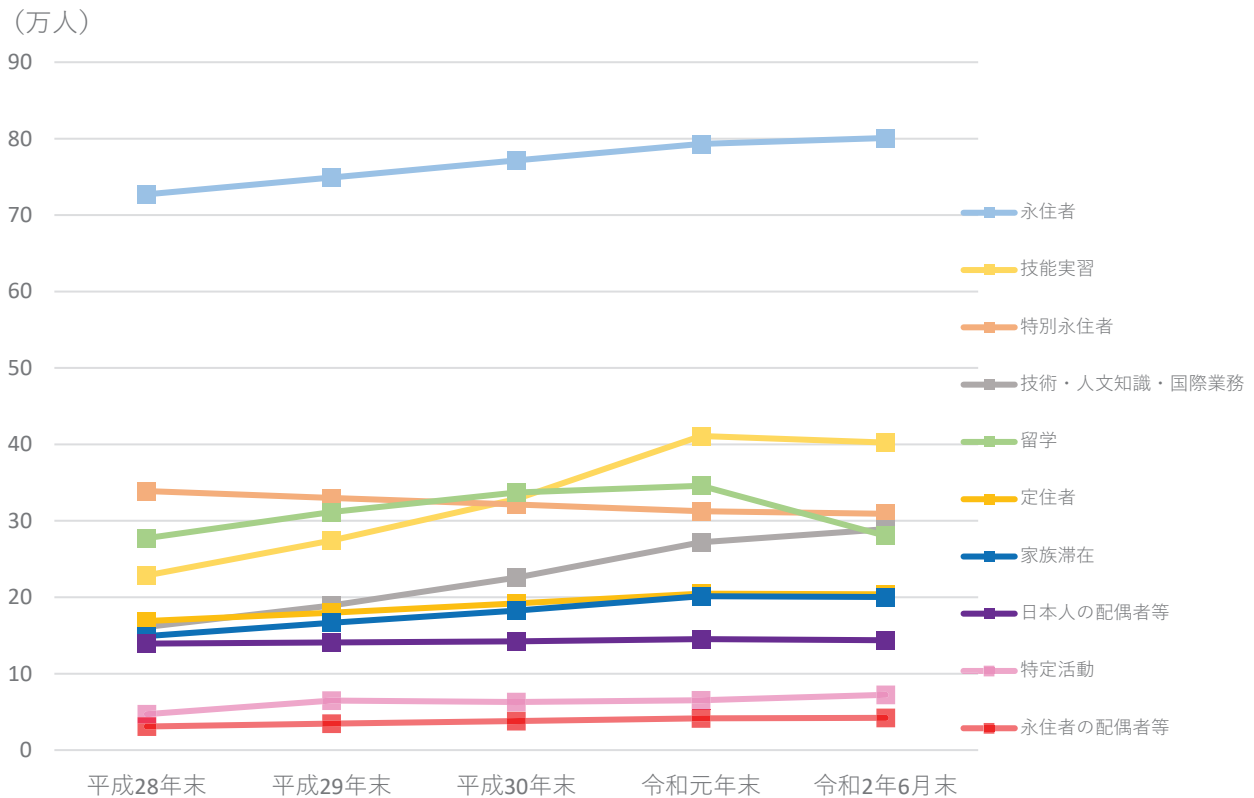
出典：総務省統計局「日本の統計2020」第2章2-1。一次資料は国勢調査および
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

在留外国人の推移（総数）



※ 平成23年末以前の統計も在留外国人数として掲載しているが、その統計は、平成24年末以降の「在留外国人数」に近似する「外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数」を便宜的に在留外国人としている。

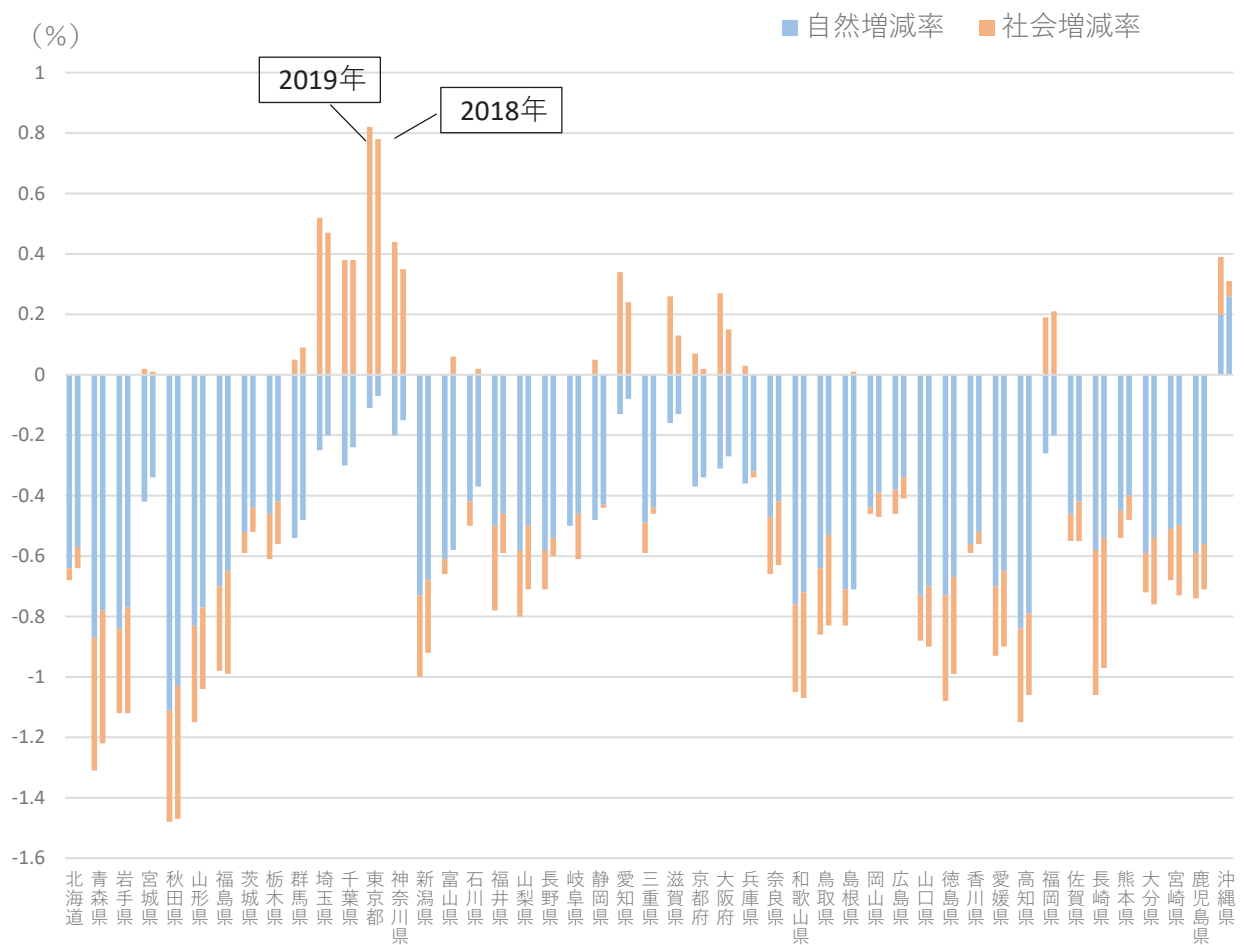
在留外国人の推移（在留資格別）



出典：法務省 出入国在留管理庁「令和2年6月末における在留外国人数について」

日本全体では人口減少が進むが、地方の人口流出が顕著な一方、南関東、東海、近畿、北九州では社会増が見られ、とりわけ南関東1都3県では自然減を上回る社会増の結果、人口が増大している。

都道府県別人口の増減要因（自然増減率及び社会増減率）



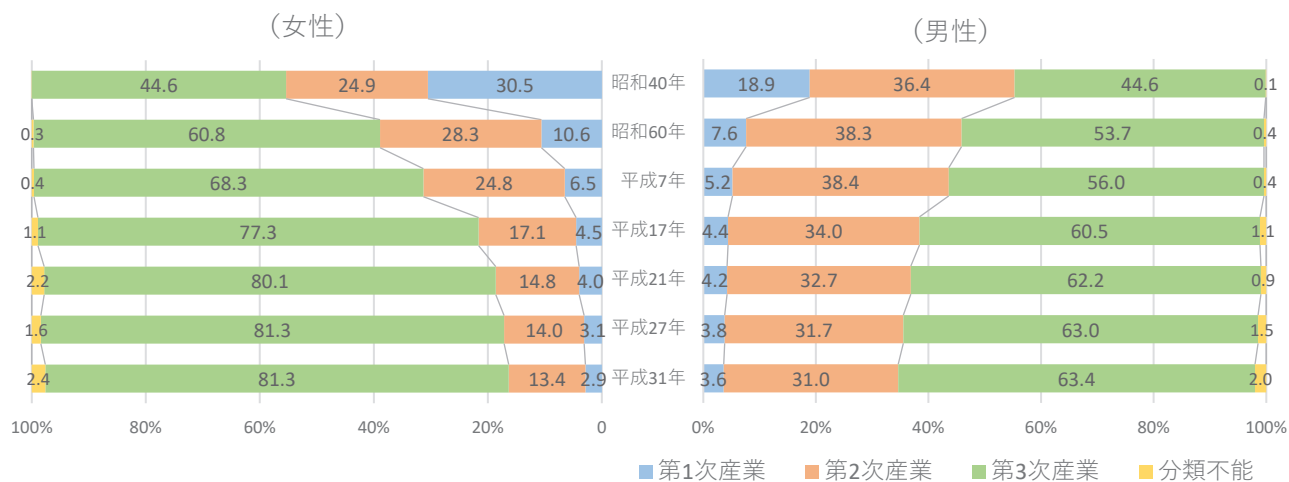
出典:総務省統計局「人口推計(2019年(令和元年)10月1日現在)結果の要約」2021年1月31日閲覧

2. 労働状況

産業別就業者の構成比では直近の結果で男性の約6割、女性の約8割が第3次産業に就業している。また、国別の年間総実労働時間を比較すると、日本は年間1,700時間弱とOECD諸国の中でも労働時間が長いことがわかる。

一方、労働力人口の減少に伴い、特に2010年代に入って、女性および（男性を含む）高齢者の就業者が増加している。労働形態に関しては、2000年代に入り非正規雇用の割合が大きく増加している。一般労働者に比べてパートタイム労働者の就業時間が短いにもかかわらず全体の労働時間が長いことに留意すべきである。

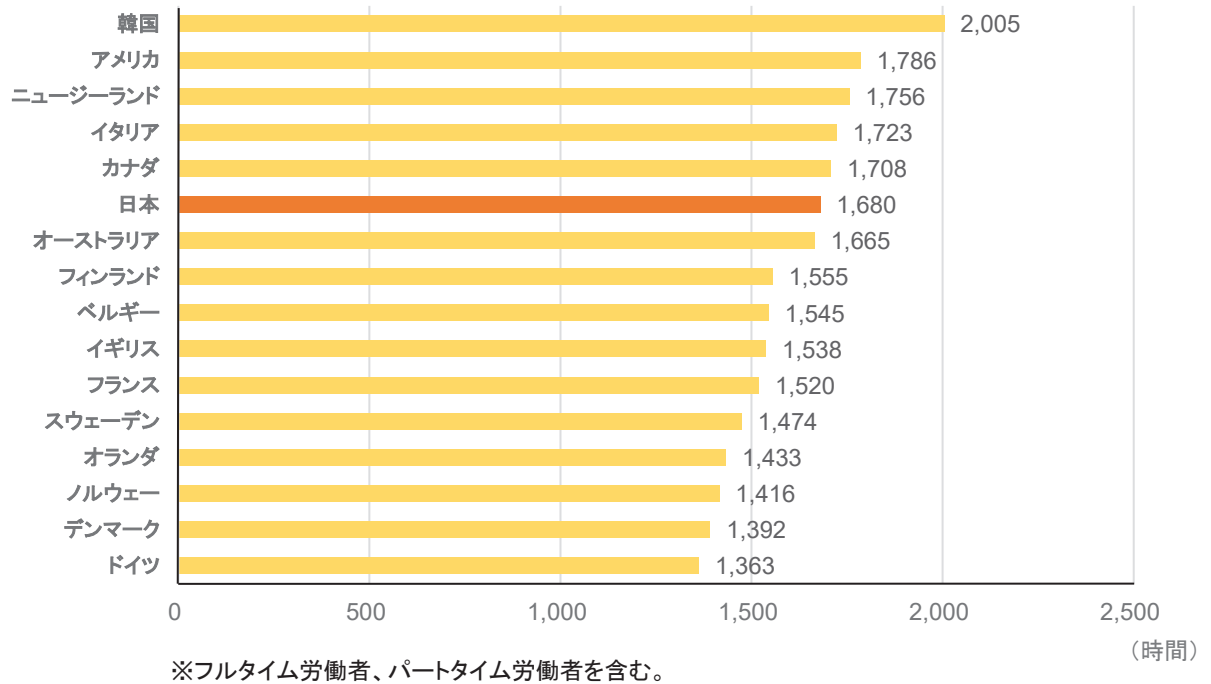
産業別就業者構成比の推移（男女別）



- 1 第1次産業:「農林業」及び「漁業」、第2次産業:「鉱業」、「建設業」及び「製造業」、第3次産業:左記以外の産業(分類不能の産業は含まない。)
- 2 日本標準産業分類の改定に伴い、平成14年以前は製造業の一部として第2次産業に含まれていた「もやし製造業」が15年以降は第1次産業に、同様に製造業の一部として第2次産業に含まれていた「新聞業」及び「出版業」が第3次産業となった。
- 3 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」より作成。

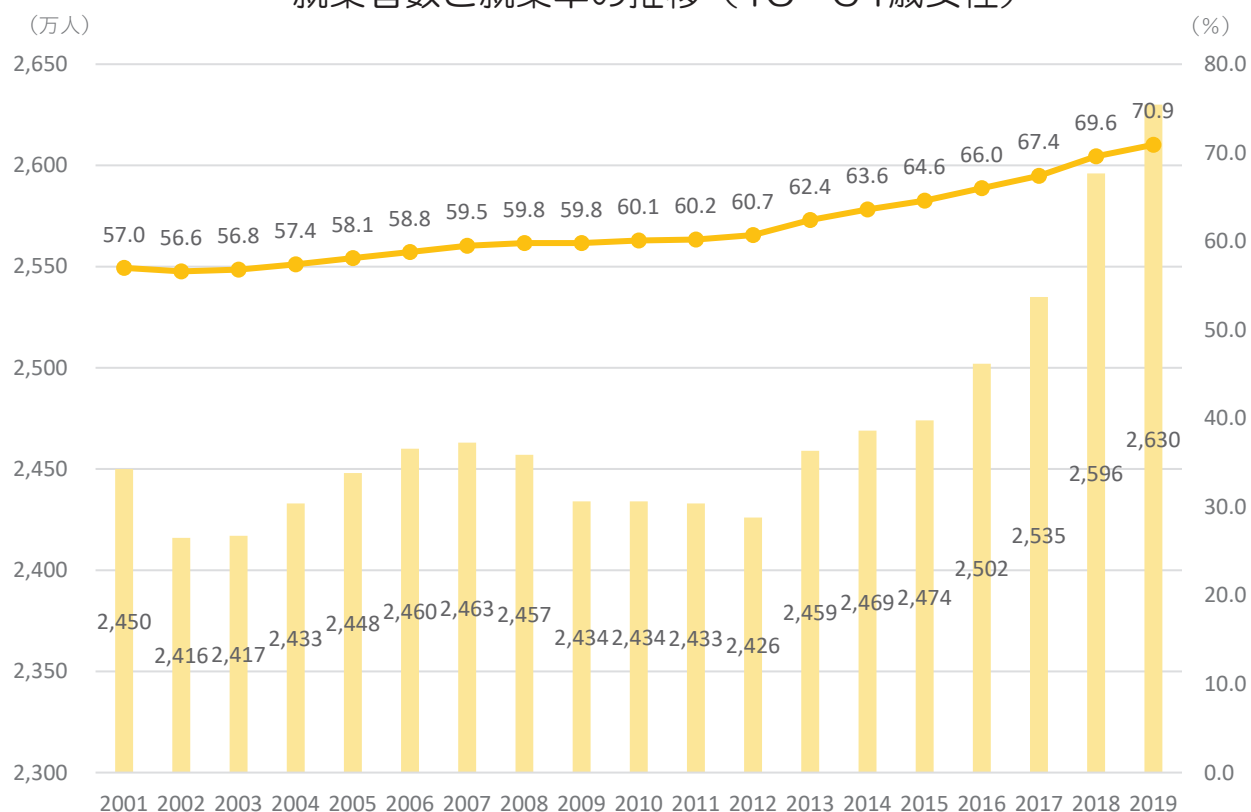
出典:総務省「労働力調査(基本集計)」

諸外国の一人当たり平均年間総実労働時間（2018）

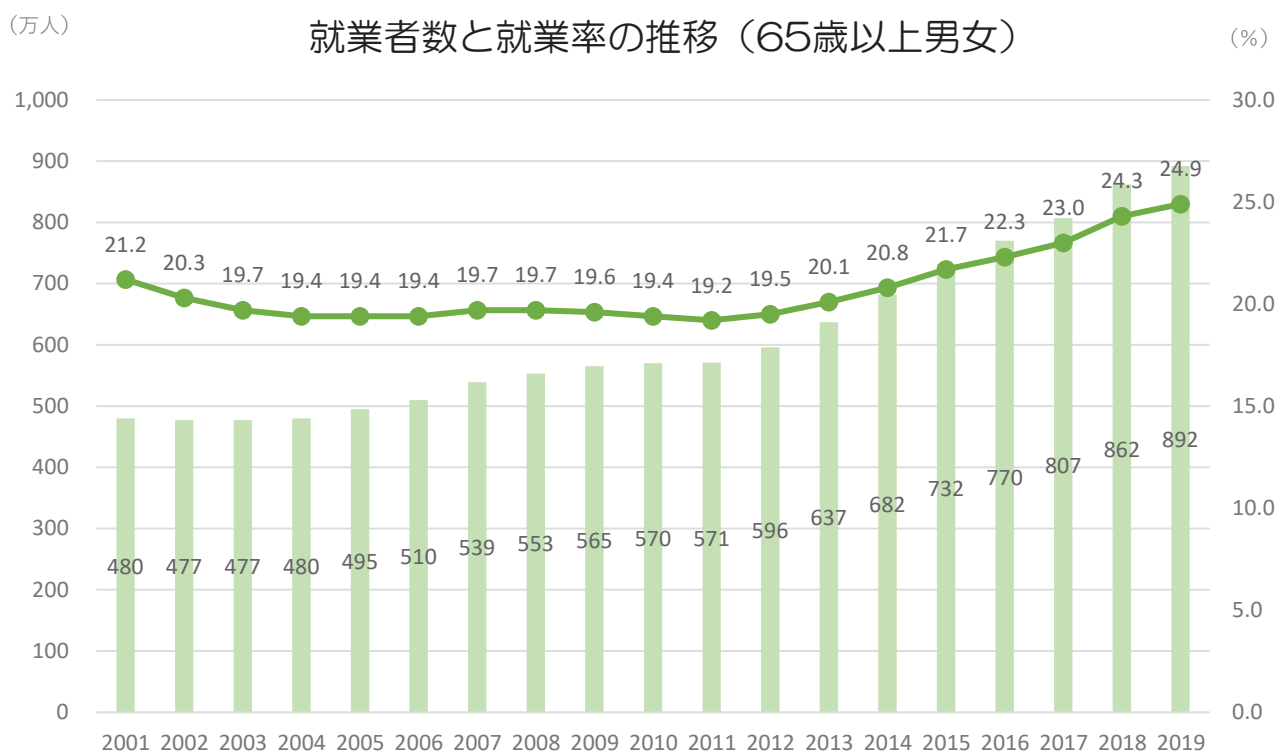


出典：OECD database。（独）労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2019」に記載のある国を抽出

就業者数と就業率の推移（15～64歳女性）



就業者数と就業率の推移（65歳以上男女）

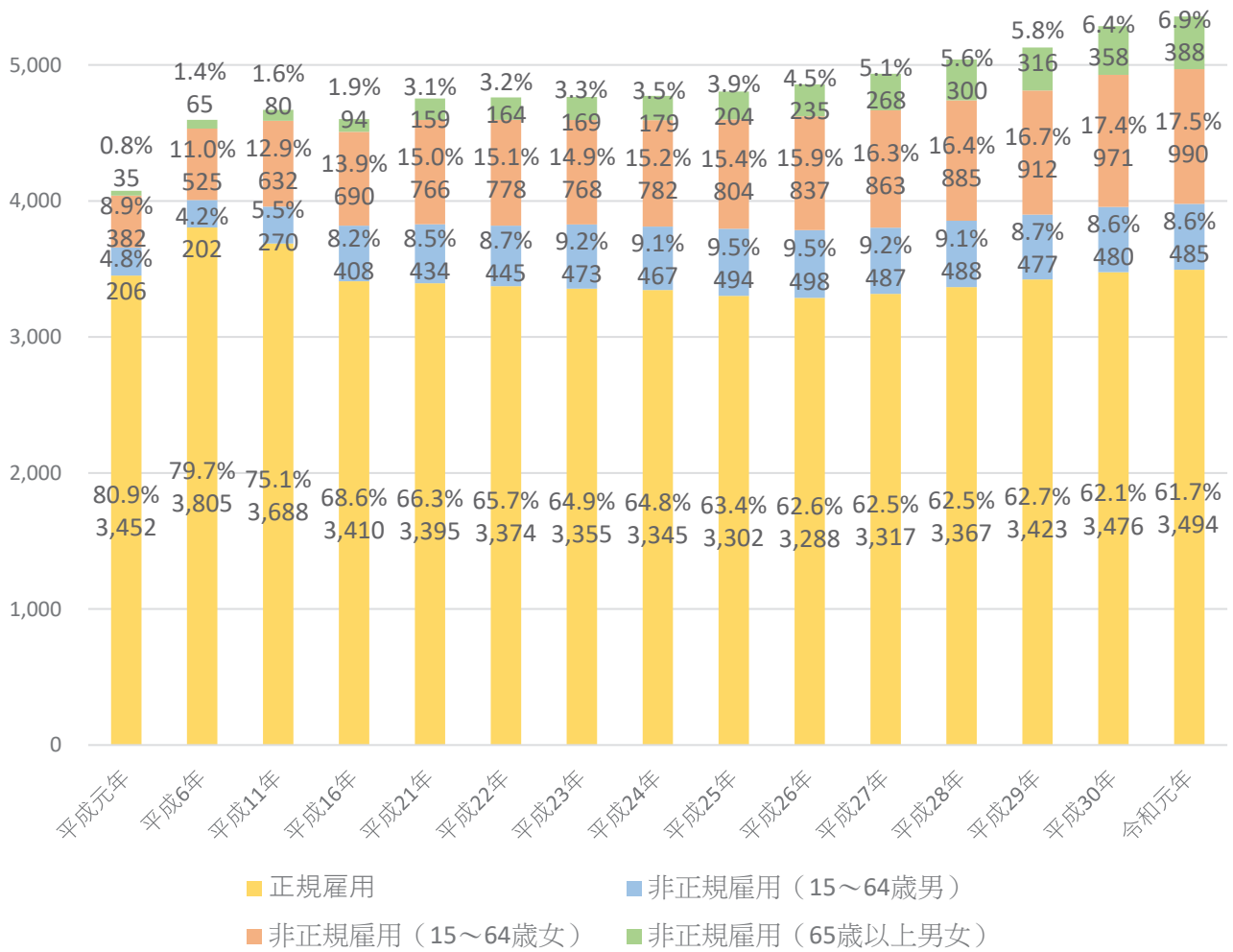


出典：国土交通省「国土交通白書2020」2021年1月31日閲覧

(万人)

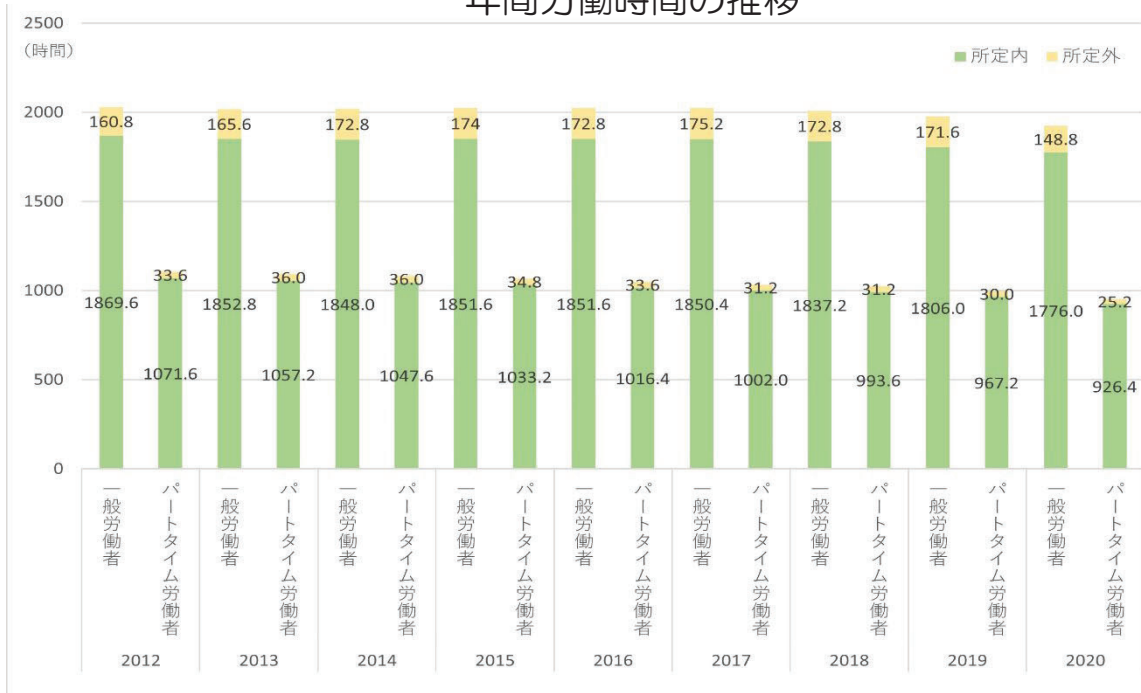
6,000

労働形態の推移



出典：国土交通省「国土交通白書2020」（2021年1月31日閲覧）

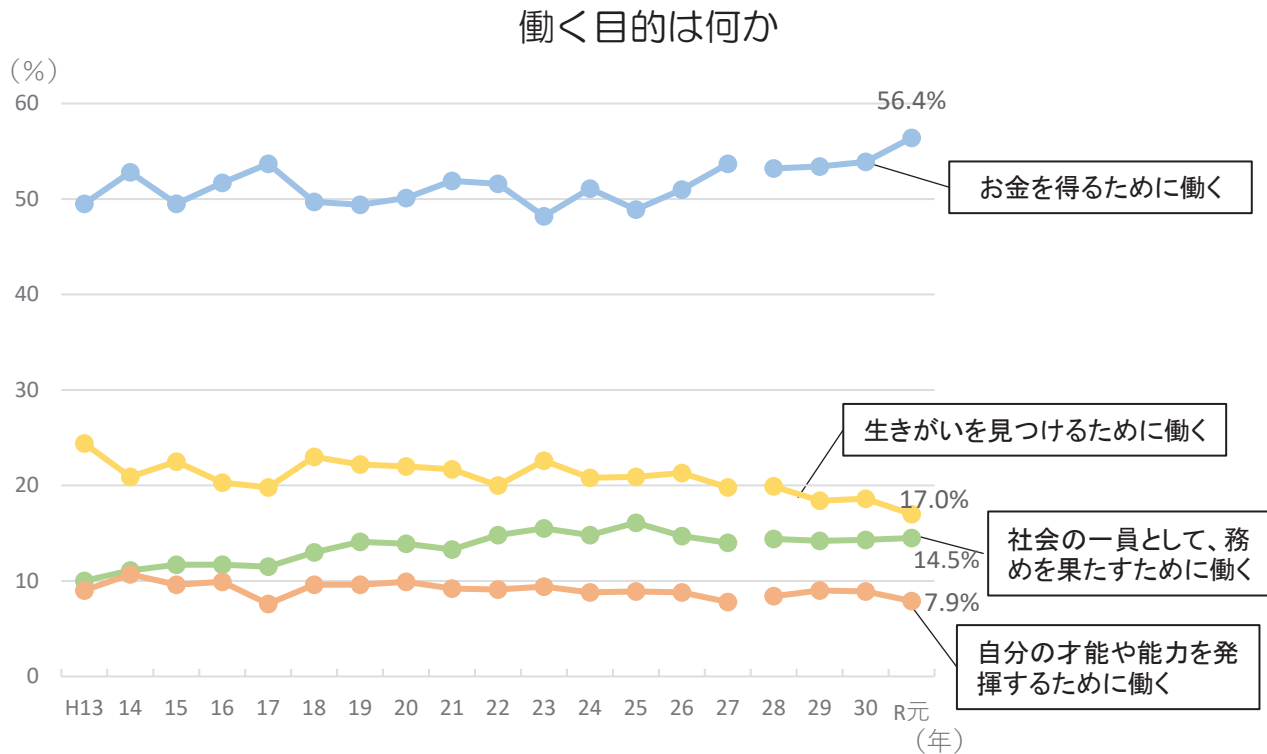
年間労働時間の推移



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年次集計（2021年3月31日閲覧）

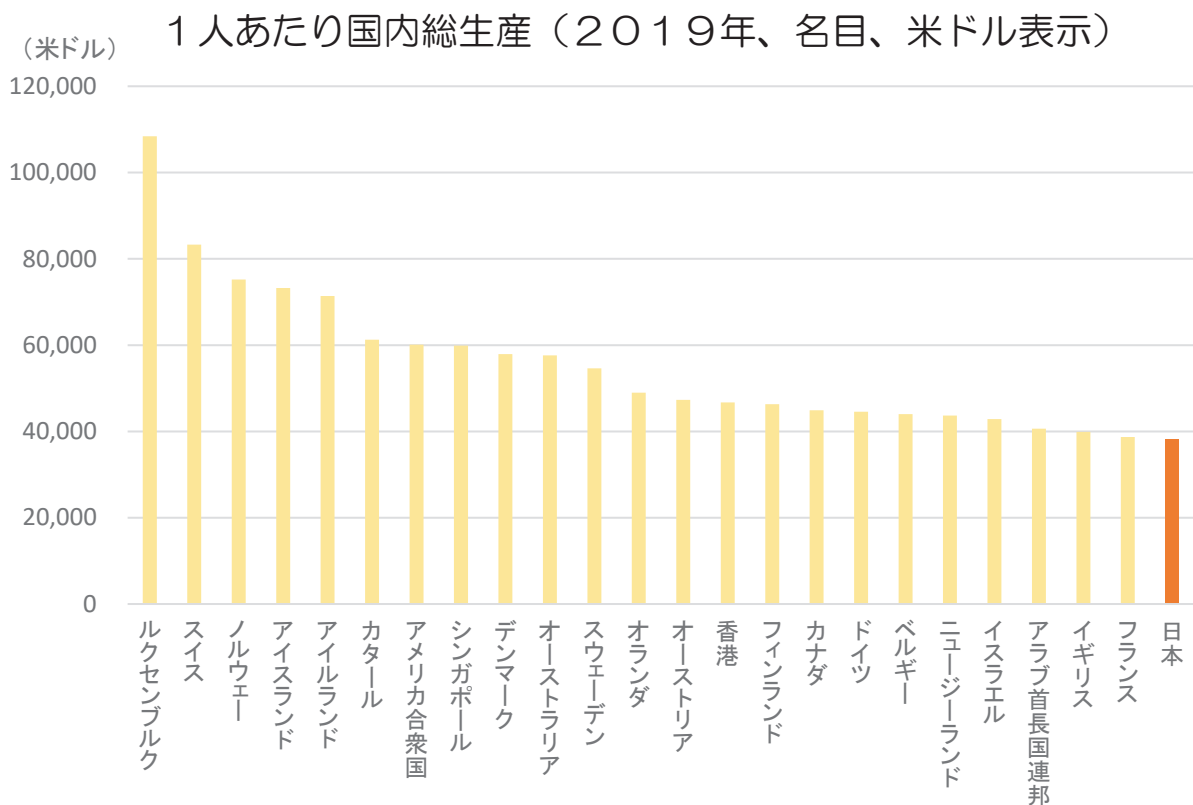
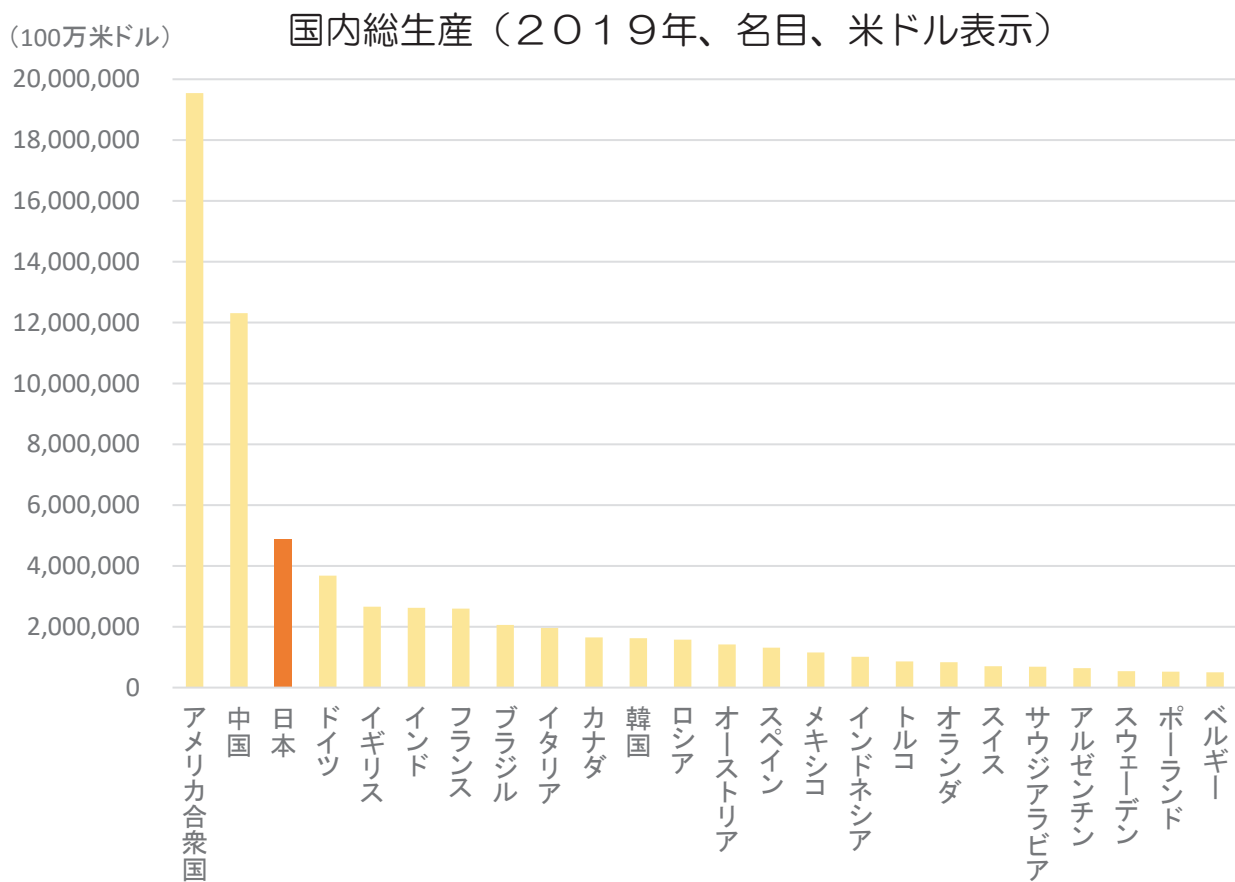
3. 労働目的と国民所得

「国民生活に関する世論調査」の「働く目的は何か」という設問には「お金を得るために働く」が全体の約半分を占めつつ漸増している（2019年は56.4%）。日本の名目GDPの世界のそれに占める比率（2019年）は6.0%で、アメリカ、中国に次ぐ3位を維持しているが、1人あたりでは24位まで低下した。相対的貧困率は長期的に上昇しており、これらの状況が「働く目的」における「お金を得るために働く」の上昇に結果している可能性もあるだろう。

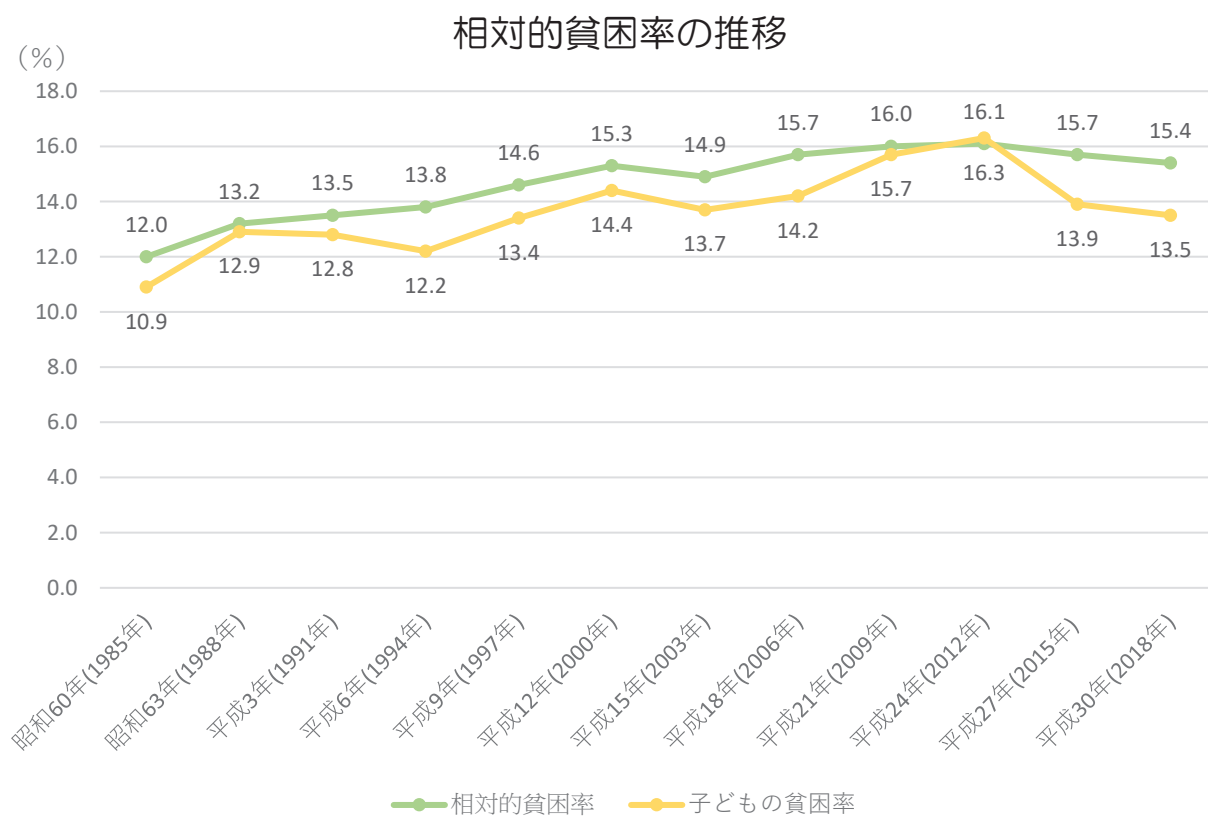


※ この世論調査は、平成27年までは20歳以上の者を、平成28年以降は18歳以上の者を対象として行われている。

出典：内閣府「国民生活に関する世論調査」令和元年6月調査



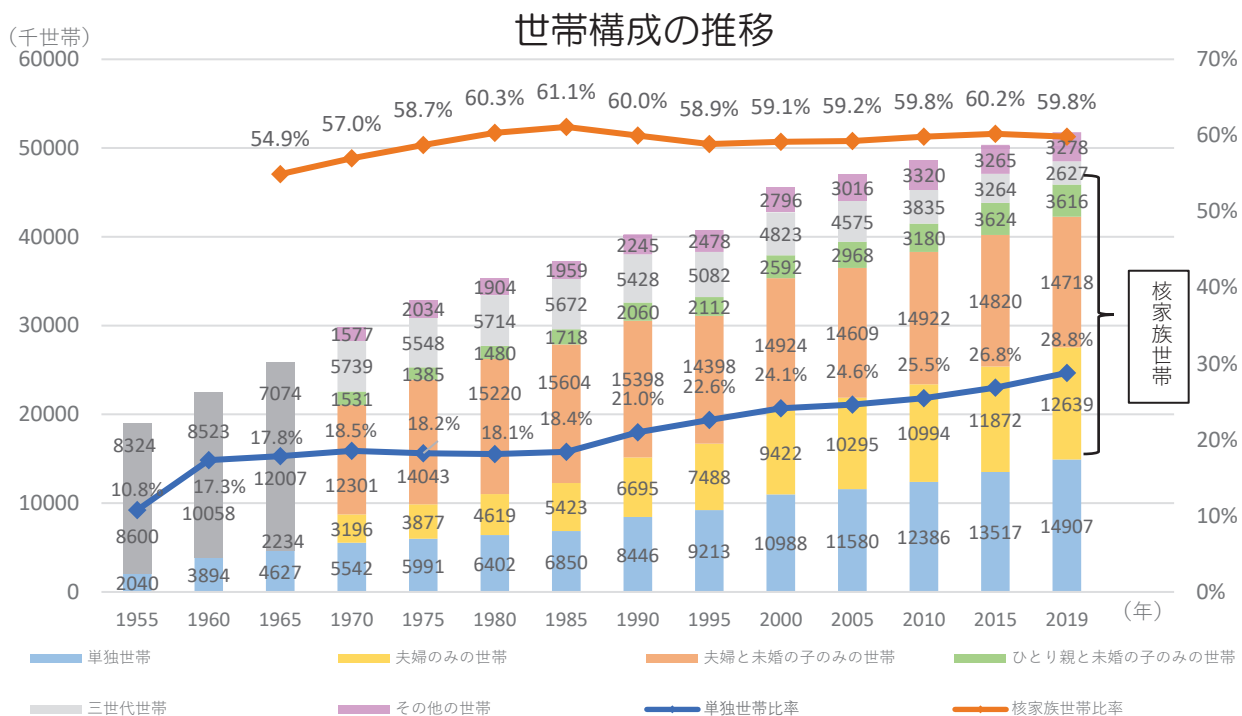
出典: UN, National Accounts—Analysis of Main Aggregates (AMA)



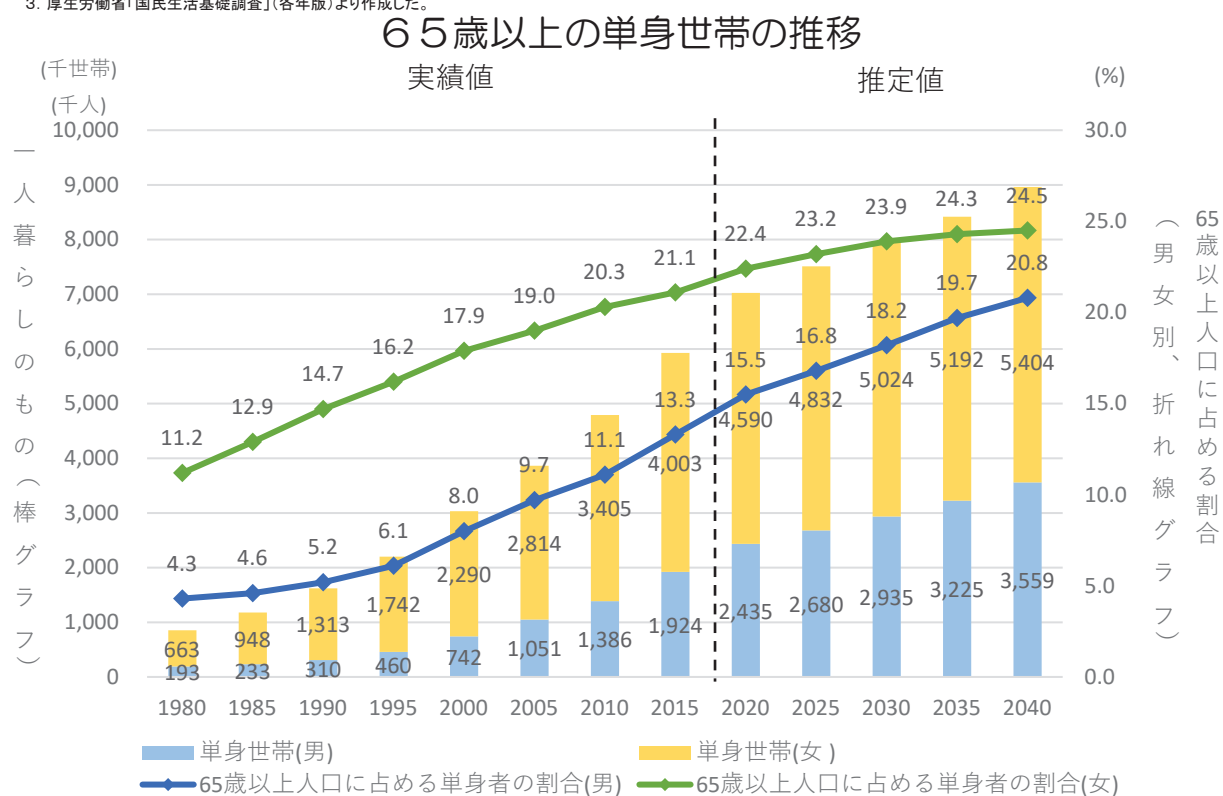
出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査 結果の概況」(2020)

4. 地域社会・家族の変容

世帯構成では、夫婦又は親と未婚の子から成る核家族世帯の率は60%前後で安定しているが、単独世帯の率は急激に増加しており、30%に近づいている。65歳以上に限定すると男性の15.5%、女性の22.4%が単独世帯である。



注) 1. 単独世帯とは、(1)住居と生計をともにしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(ただし、これの他の世帯と同居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む)、(2) (1)の世帯と同居を共にし、別に整形を維持している間借り人の単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者を指す。
2. 1960年は1%抽出結果による。1965年以前の無着色部分はカテゴリー分けの事情で1970年以降と接続できないことを示す。
3. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(各年版)より作成した。

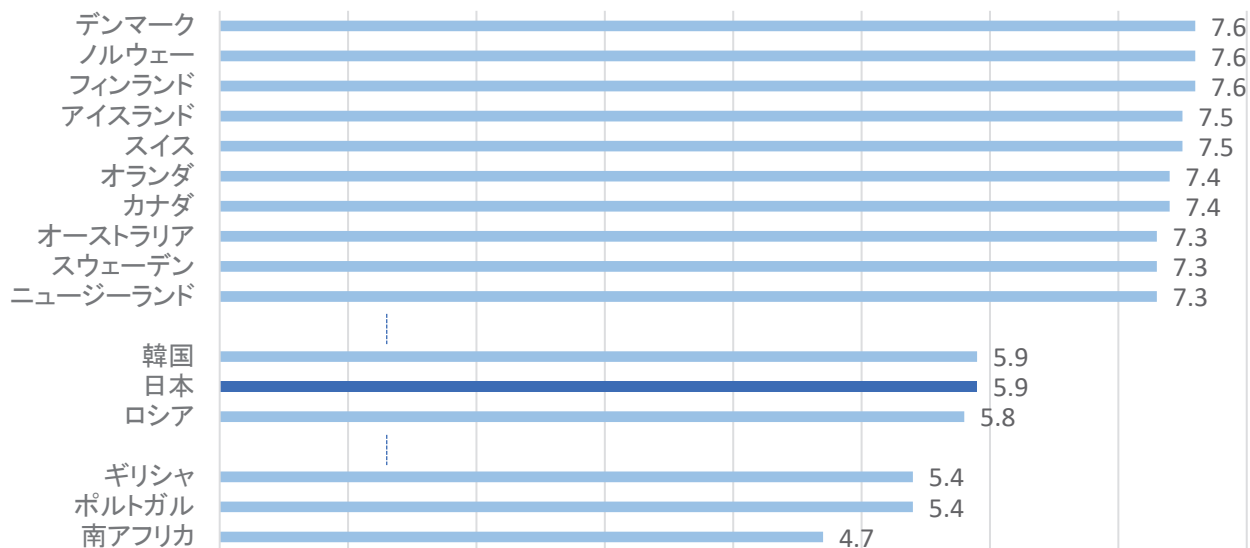


出典: 内閣府「令和2年版高齢社会白書(全体版)」図1-1-9

5. 生活に対する満足

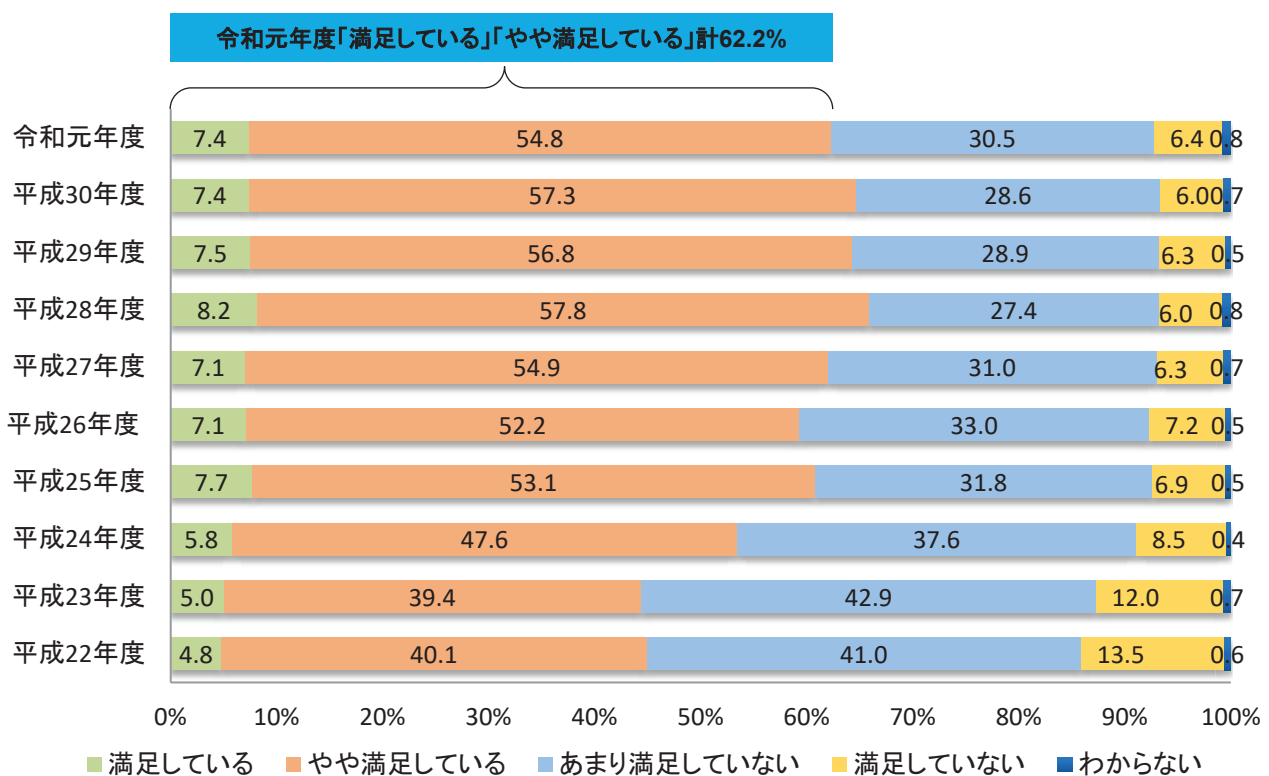
「生活満足度」をOECD諸国で比較すると、40か国中29位である。日本国内の調査では「現在の社会全体への満足度」に「満足している」「やや満足している」と回答する者の割合は増加してきたが、平成28年度の66.0%をピークに減少し、令和元年度は62.2%となった。

生活満足度（Life Satisfaction）の国際比較



出典：OECD Better Life Index(BLI) 2020年12月20日閲覧

「社会全体の満足度」の推移



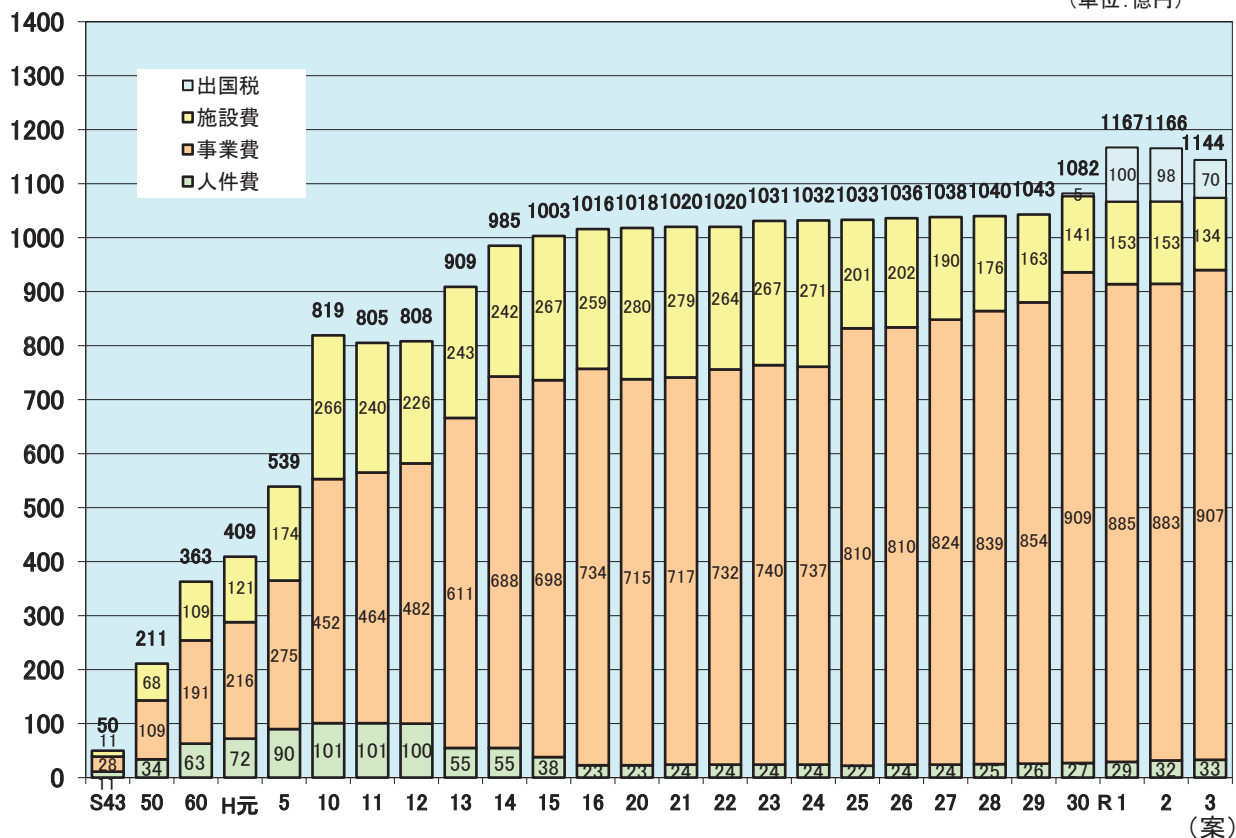
出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」(各年度版)

6. 文化庁予算額

文化庁関係予算は平成15年度に初めて1,000億円を突破し、その後も厳しい財政状況の中、ほぼ横ばいで推移してきた。令和3年度予算案は1,144億円。

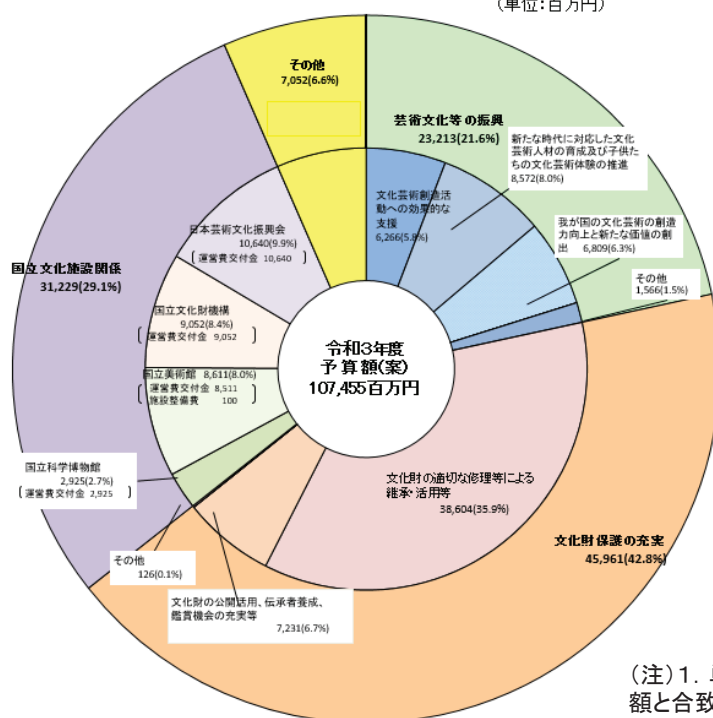
文化庁予算額の推移

(単位: 億円)



令和3年度文化庁予算案（分野別）

(単位: 百万円)

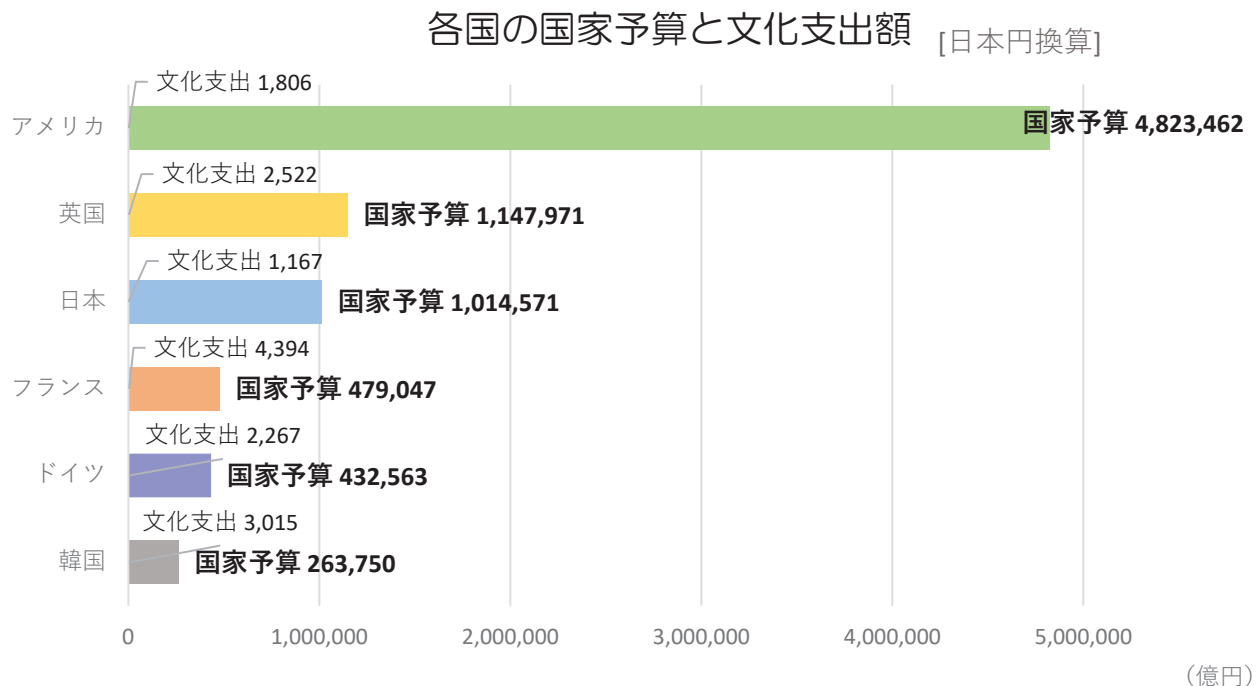


上記の他、国際観光旅客税財源を充当する事業として6,969百万円を観光庁に一括計上。
改め計114,424百万円

(注) 1. 単位未満を各々四捨五入しているため、合計額と合致しない場合がある。

7. 文化予算の国際比較

比較6か国中で日本の国家予算規模は3位ながら、文化支出額は最も低い。国民一人あたり額、国家予算に占める率はいずれも5位。2019年度文化支出の2010年度支出に対する比は韓国が最高の175%で、日本の114%は4位である。
※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに注意されたい。



本項におけるデータの引用元は次のとおりである。

●文化支出額：

- (日本) 財務省「日本の財政関係資料」(2019.10), 文化庁『2019年度文化予算の概要』
※2019年1月7日より導入された国際観光旅客税を財源とする100億円が文化庁予算に含まれている。
- (英国) DCMS, Annual report and accounts for the year ended 31 March 2019, DCMS, 2019, p12. (2018年度予算)
- (アメリカ) スミソニアン機構, 全米芸術基金 (NEA), 博物館・図書館サービス機構 (IMLS), ナショナルギャラリー, ケネディー・センターの5組織について, 2019年度の連邦政府予算 (Federal Appropriation) を合算。出典は各組織のFY2019財務レポート等による。
- (ドイツ) 2019年ドイツ連邦予算法 (Haushaltsgesetz 2019), pp. 44, 95, 102, 106.
Ausgaben der Beauftragten der Bundesregierung für Kultur und Medien im Jahr 2019, pp. 1-4.
- (フランス) 2019年当初予算法 (LFI), 文化省 Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2019, p. 22.
- (韓国) 文化体育観光部『2019年度予算各目明細書 1巻 (歳出予算現況総括表)』2018年12月, pp. 13-130.
及び文化財庁『2019年度予算及び基金運用計画各目明細書』2019年1月, pp. 21-76.
※文化体育観光部の一般会計 (各種基金, 特別会計を除く) より観光, 体育を除いた額と文化財庁予算の合計。

●国家予算額：

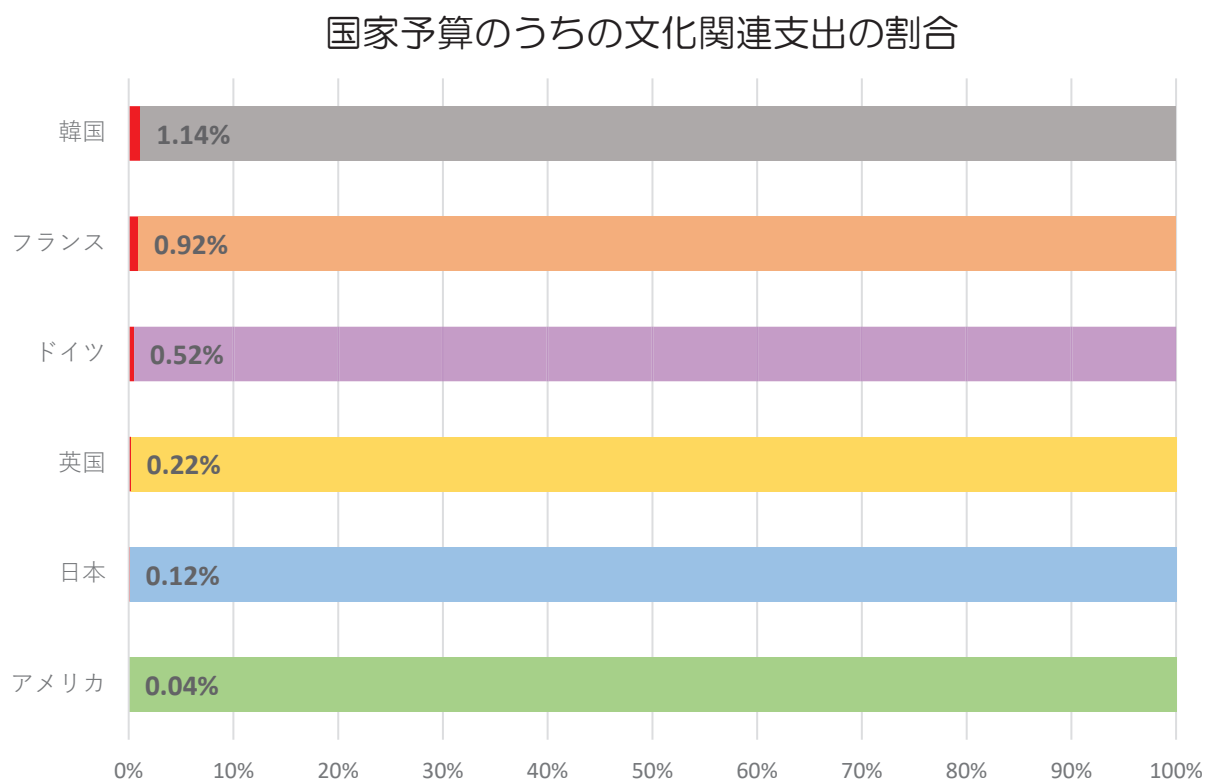
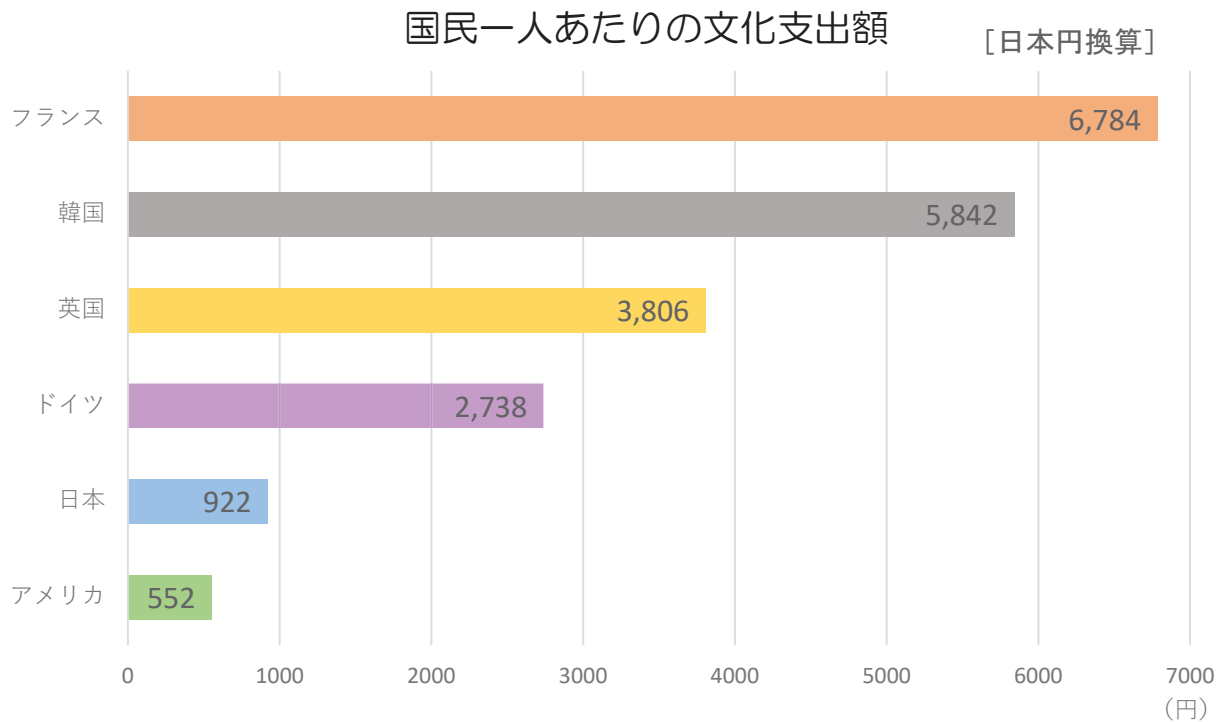
- (日本) 財務省「日本の財政関係資料」(2019.10)
- (英国) JETRO「ビジネス短信」(2019年度予算)
- (アメリカ) 外務省「米国経済に関する資料 2019年度予算教書」
- (ドイツ) 2019年ドイツ連邦予算法 (Haushaltsgesetz 2019), p. 1.
- (フランス) 2019年当初予算法 (LFI), 経済・財務省 Chiffres clés #PLF 2020, p. 4.
- (韓国) 国会予算政策処『2019大韓民国財政』2019年3月

●人口：

- (各国) 国連『人口統計年鑑2018』(最新)

※各国通貨の円換算は「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」(適用期間：令和2年1月5日から1月11日まで)に従った (£=141.90円/\$=109.45円/€=121.37円/ウォン=0.0945円)。

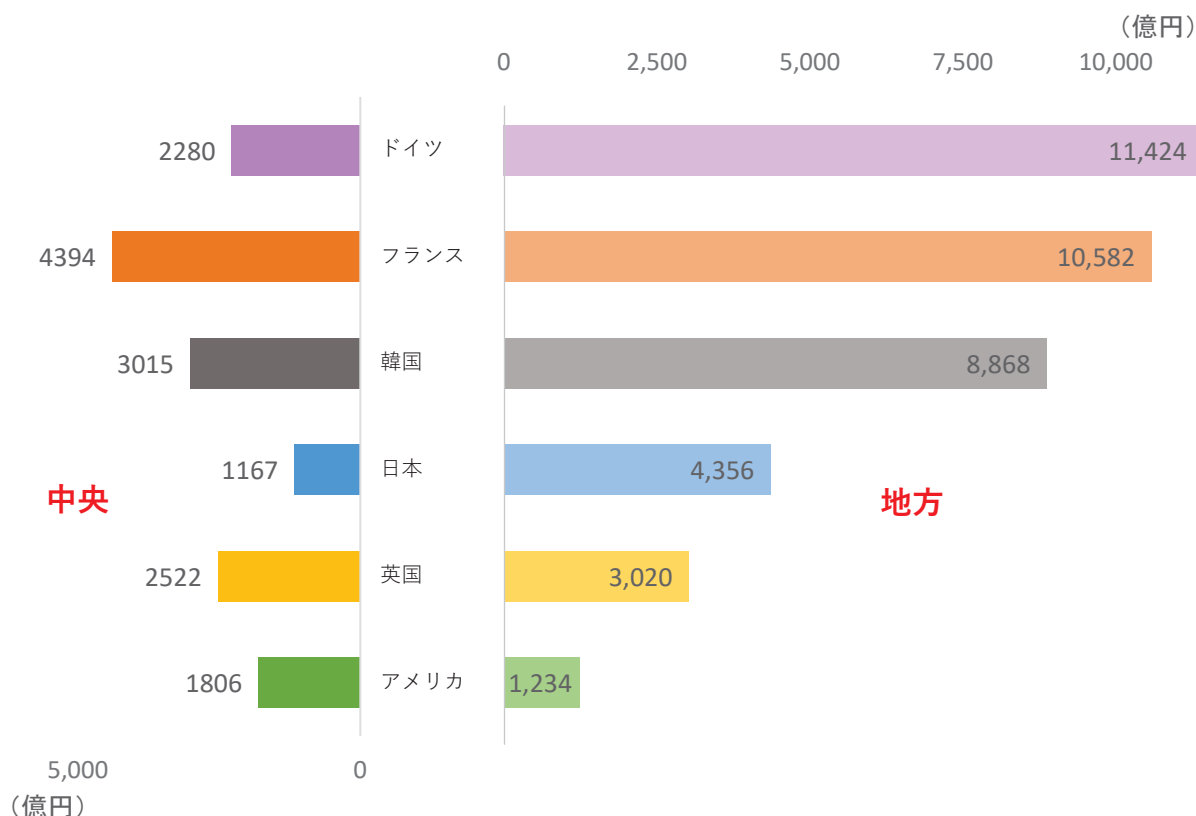
出典：文化庁「令和元年度諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書」(令和2年3月)



※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに注意されたい。

出典：文化庁「令和元年度諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書」（令和2年3月）

中央政府と地方政府を合わせた公的文化支出額 [日本円換算]



日本 : 文化庁『地方における文化行政の状況について(平成29年度)』

英国 : Ministry of Housing, Communities & Local Government, Local Authority Revenue Expenditure and Financing: 2019-20 Budget, England, 2019, p. 4.

アメリカ : 州政府芸術部局連合(NASAA)『2019年度州政府芸術部局収入レポート』2019, p. 12 及びアメリカン・フォー・ジ・アーツ『地方自治体芸術部局調査2015からのハイライト25』2016, p. 7.

ドイツ : ドイツ連邦統計局『2018年文化財政報告書』(隔年発行, 最新。数値は中央政府, 地方政府ともに2018年現在の円換算)

フランス : 文化省 Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2019, p. 25.

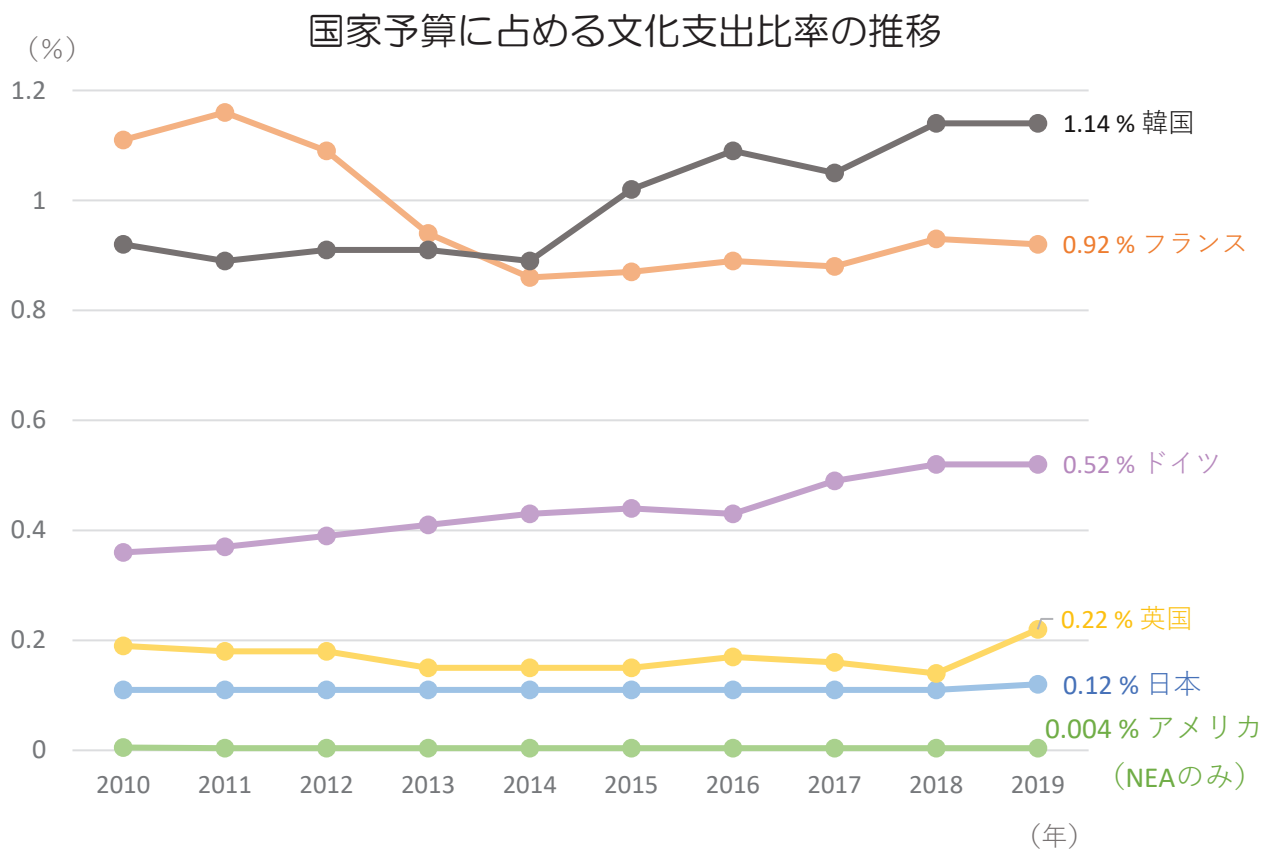
韓国 : 文化体育観光部『2019公演芸術実態=2018年基準』2019, p. 68.

* 自治体歳出予算「文化および観光」から体育予算を除き, 文化芸術・観光・文化財及び観光一般等の予算が含まれている。

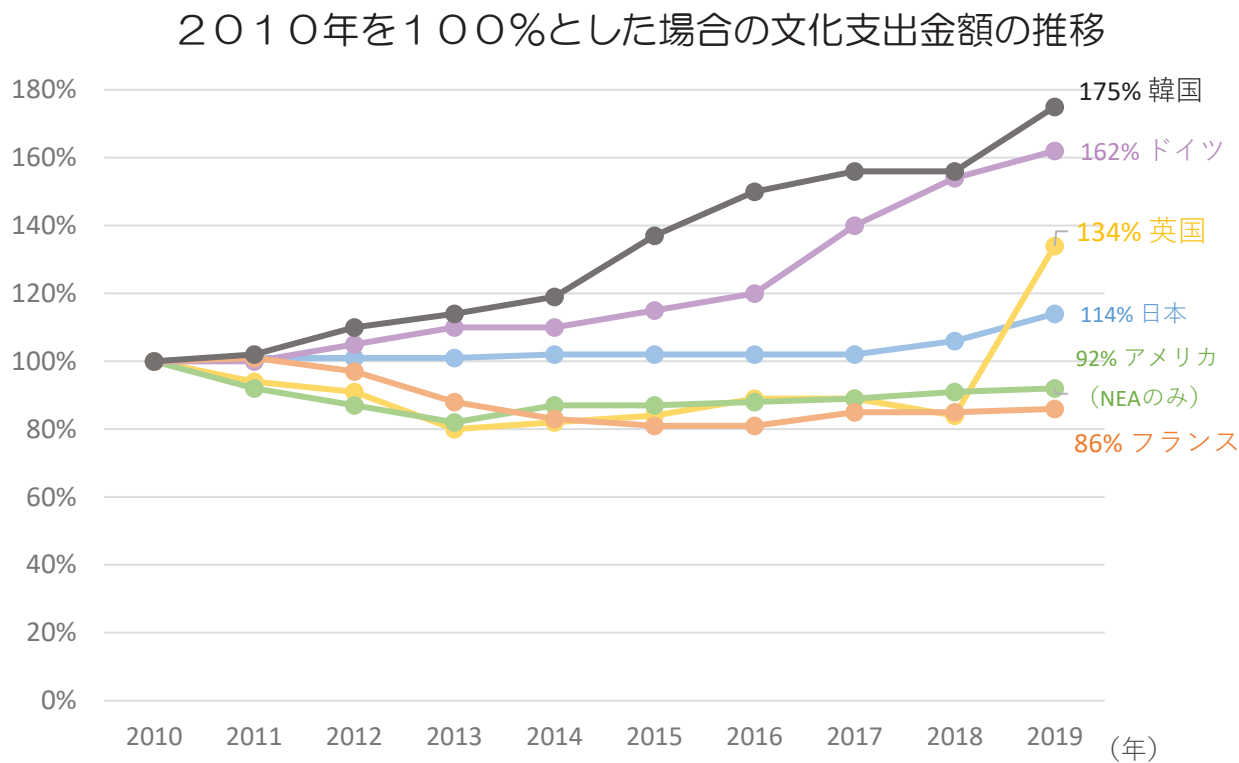
※文化政策への支出は中央政府だけでなく地方政府、民間からの寄付等でも賄われる。例えばアメリカは、寄付等の民間資金の規模が大きい。ドイツは地方割拠的な文化政策の特徴から、中央政府の役割は限定的であるという特徴を持つ。

※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに注意されたい。

出典 : 文化庁「令和元年度諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書」(令和2年3月)



アメリカに関しては全米芸術基金（NEA）のみの予算としている。



※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに注意されたい。

出典：文化庁「令和元年度諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書」（令和2年3月）

8. 文化芸術に関する法令と税制

近年の法令整備

施行	法律	内 容	施行	法律	内 容
H13.12 H29.6 改正	文化芸術基本法	文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定める	H19.5	武力紛争の際の文化財の保護に関する法律	武力紛争の際、文化財を保護するため、被占領地域から流出した文化財の輸入の規制に関する措置等
H15.3	知的財産基本法	知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進	H20.11	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、主務大臣による基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設等
H16.1	著作権法の一部を改正する法律	映画の著作物の保護期間の延長、教育機関等での著作物活用の促進、司法救済の充実	H22.1 (一部を除く)	著作権法の一部を改正する法律	インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置、違法な著作物の流通抑止のための措置、障害者の情報利用の機会の確保のための措置
H16.9	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律	コンテンツの創造、保護、活用の促進に関する施策を総合的・効果的に推進し、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に寄与	H23.6	展覧会における美術品損害の補償に関する法律	展覧会のために借り受けた美術品の損害について、その一部を政府が補償
H17.1	著作権法の一部を改正する法律	音楽レコードの還流防止措置、書籍・雑誌の貸与権の付与、罰則の強化	H23.9	海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律	我が国において公開される海外の美術品等のうち、文部科学省が指定したものに対しては、強制執行、仮差押え及び仮処分を禁止
H17.4	文化財保護法の一部を改正する法律	文化財の定義に文化的景観を追加するとともに、民俗文化財の対象に民俗技術を追加、登録文化財制度の拡充	H24.6	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確化するとともに、劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が定めることができる旨を規定
H17.7	文字・活字文化振興法	我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活、活力ある社会の実現に寄与	H24.9	古典の日に関する法律	11月1日を「古典の日」として制定し、国及び地方公共団体は古典の日における行事の実施等に努めることを規定
H18.6	海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律	文化遺産国際協力の推進を図り、世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資する	H25.1 (一部を除く)	著作権法の一部を改正する法律	いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備、著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備 等
H19.7 (一部を除く)	著作権法の一部を改正する法律	IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信に係る規定の整備、視覚障害者に対する録音図書のインターネット送信に関する権利制限規定の整備、特許審査・薬事行政手続に関する権利制限規定の整備、罰則の強化等	H27.1 (一部を除く)	著作権法の一部を改正する法律	電子書籍に対応した出版権の整備、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備

施 行	法 律	内 容
H30.6	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを規定
H30.6	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを規定
H30.12	環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律	著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備、配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、損害賠償に関する規定の見直し
H31.1 (一部を除く)	著作権法の一部を改正する法律	デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定、教育の情報化に対応した権利制限規定、障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定、アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等
H31.4	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律	地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、都道府県大綱の策定、市町村地域計画の作成及び所有者が作成する個別の文化財の保存活用計画について定めるとともに、条例により首庁が文化財保護行政を担当できるとした。
R元.6	特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律	特定興行入場券の不正転売等の禁止及び特定興行入場券の適正な流通の確保に関する措置を規定

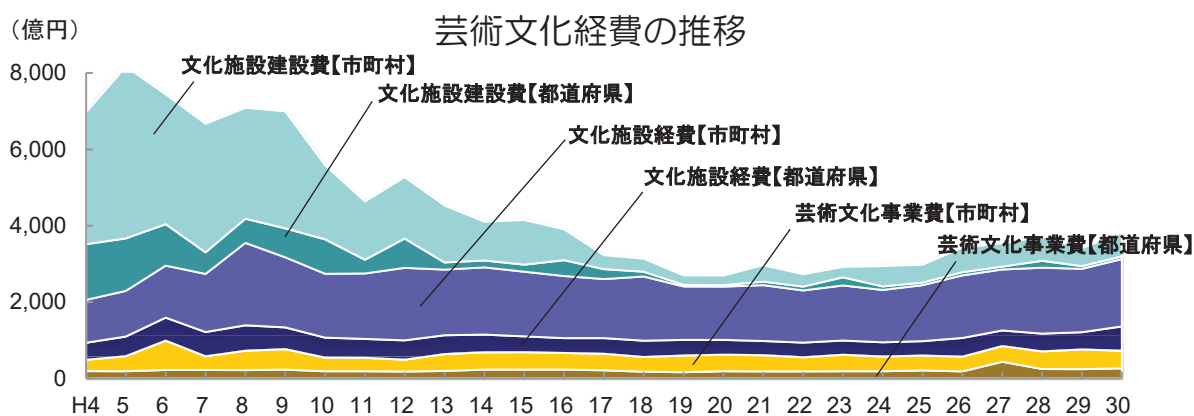
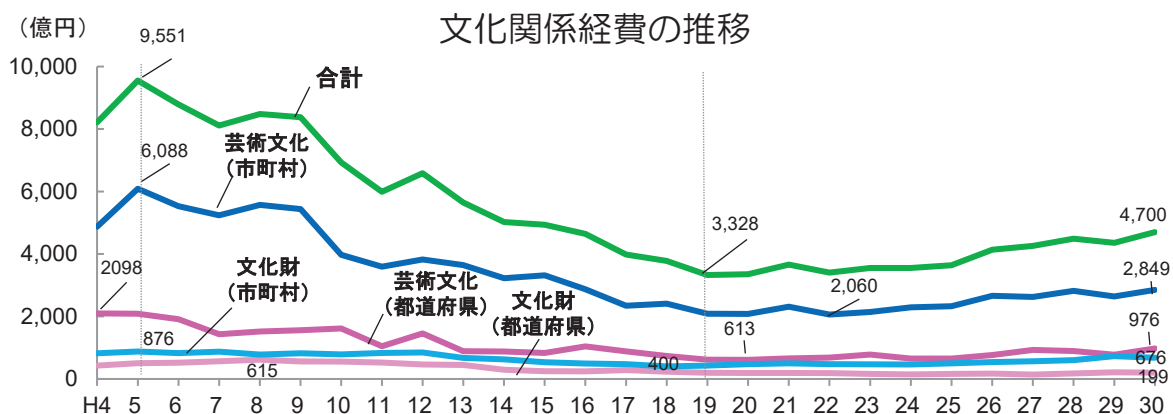
施 行	法 律	内 容
R2.5	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定める

近年の税制改正

年度	内 容		年度	内 容	
H13	国の施設等機関等の独立行政法人化に伴う特例措置の維持	法人税、所得税	H23	文化芸術関係法人に対する個人からの寄附に係る税額控除制度の導入	所得税
H14	重要文化財及び重要文化財に準ずる文化財を譲渡した場合の譲渡所得税の減免措置の延長	所得税		公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の2年延長	固定資産税等
H15	芸能法人に係る芸能報酬等の源泉徴収制度の廃止	所得税	H24	重要有形民俗文化財の国への譲渡に係る特例措置(1／2課税)について、譲渡対象への地方公共団体の追加と2年延長	所得税
	認定NPO法人の要件の緩和	所得税、法人税		H25	公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の2年延長
H17	文化財保護法改正に伴う固定資産税の軽減措置の創設等	所得税、固定資産税	H26		重要有形民俗文化財の国への譲渡に係る特例措置(1／2課税)について、2年延長
	文化芸術関係法人に対する個人からの寄附税制の拡充(控除対象額を所得の25%→30%に引上げ)	所得税		重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の減免措置について、博物館相当施設の設置・管理を主たる目的とする地方独立行政法人に譲渡した場合を追加	所得税
H18	文化芸術関係法人に対する個人からの寄附税制の拡充 (適用下限額を1万円→5千円に引下げ)	所得税	H27	公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の2年延長	固定資産税等
H19	文化芸術関係法人に対する個人からの寄附税制の拡充（控除対象額を所得の30%→40%に引上げ）	所得税	H29	公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の2年延長	固定資産税等
	重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得税の減免措置の恒久化、重要文化財に準ずる文化財を譲渡した場合の譲渡所得税の減免措置の延長	所得税		H30	障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例
H20	文化芸術関係法人に対する法人からの寄付税制の拡充 (損金算入限度額を一般法人の2倍→2.7倍程度まで拡充)	法人税	H31		文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例の拡充
H21	公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の創設	固定資産税等		H31	公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する軽減措置の2年延長
H22	文化芸術関係法人に対する個人からの寄附税制の拡充 (適用下限額を5千円→2千円に引下げ)	所得税	R2		重要文化財等文化財(美術工芸品)の保存活用計画が文化庁長官の認定を受けられ、美術館等において寄託・公開された場合、保存活用計画及び寄託契約の期間中は相続税の納税を猶予
				一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設	所得税等
				障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長	固定資産税等

9. 地方文化行政の状況

地方公共団体における文化関係経費の合計額は、平成5年度の9,551億円をピークに19年度の3,328億円まで減少傾向にあったが、その後、横這いから微増に転じ、30年度は4,700億円である。



文化振興のための条例制定状況

(令和元年10月1日現在)

都道府県					
1 北海道(H6)	2 岩手県(H20)	3 宮城県(H16)	4 山形県(H30)	5 福島県(H16)	
6 茨城県(H27)	7 栃木県(H20)	8 群馬県(H24)	9 埼玉県(H21)	10 千葉県(H30)	
11 東京都(S58)	12 神奈川県(H20)	13 富山県(H8)	14 石川県(H27)	15 山梨県(H30)	
16 岐阜県(H20)	17 静岡県(H18)	18 愛知県(H30)	19 滋賀県(H21)	20 京都府(H17)	
21 大阪府(H17)	22 奈良県(R2)	23 和歌山県(H21)	24 鳥取県(H15)	25 島根県(H23)	
26 岡山県(H18)	27 広島県(H18)	28 山口県(H19)	29 徳島県(H17)	30 香川県(H19)	
31 福岡県(R2)	32 熊本県(S63)	33 大分県(H16)	34 鹿児島県(H17)	35 沖縄県(H25)	
政令市					
1 札幌市(H19)	2 さいたま市(H24)	3 川崎市(H17)	4 静岡市(H28)	5 京都市(H18)	
6 大阪市(H16)	7 堺市(H27)				

【中核市】24市で制定

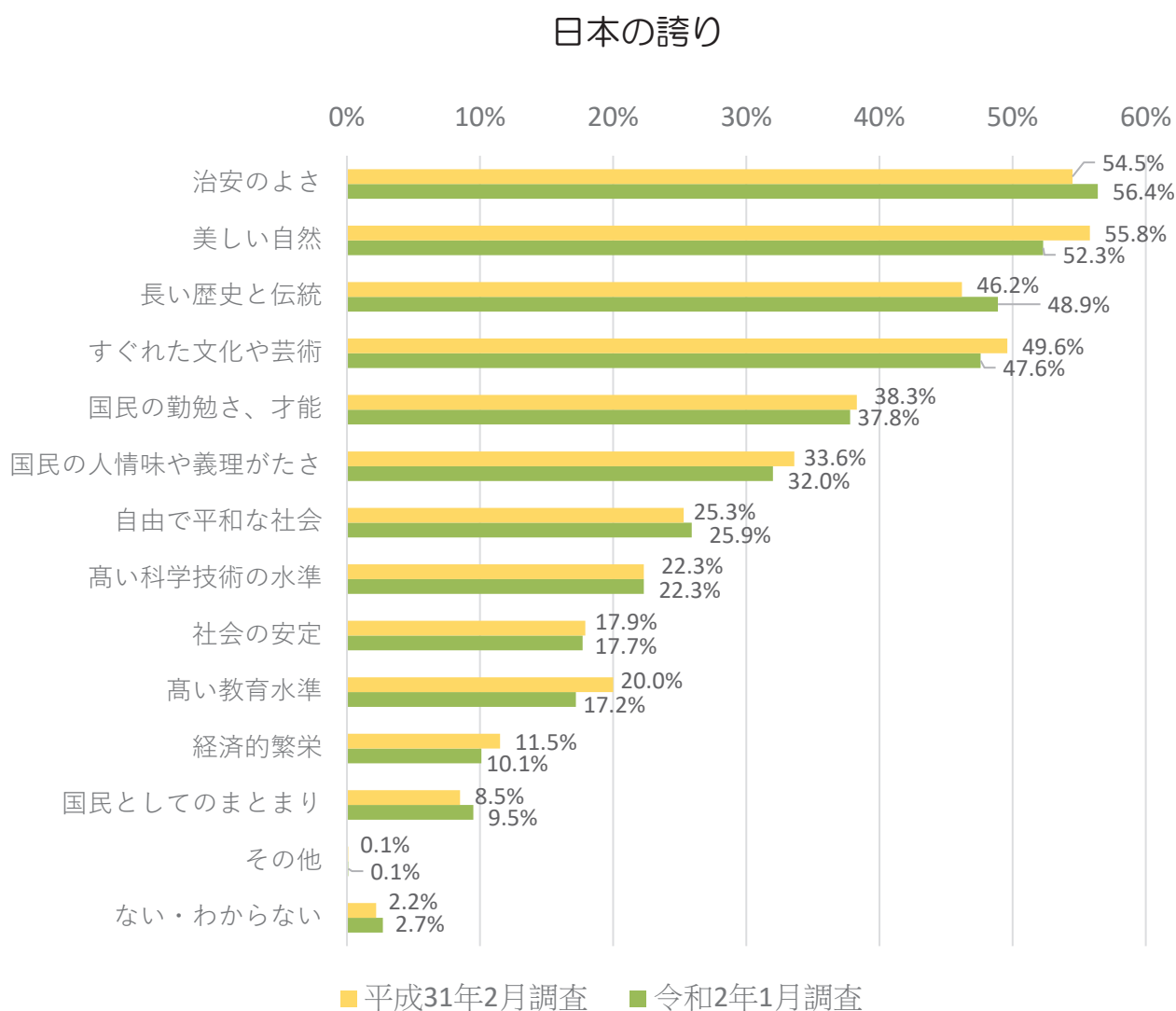
【その他市区町村】97市区町で制定

* () 内は条例の制定年

出典：文化庁調べ

10. 文化に対する意識①（日本の誇り）

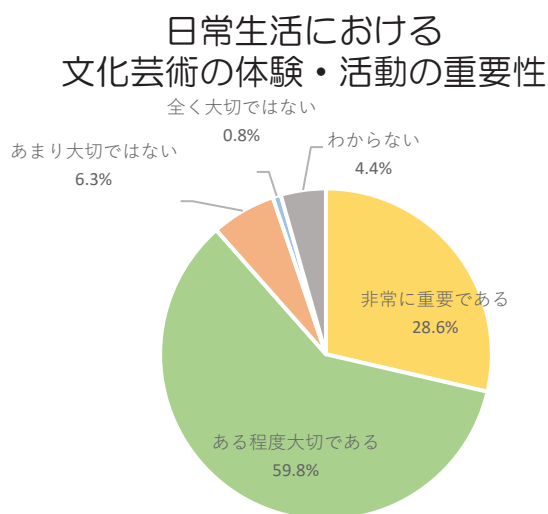
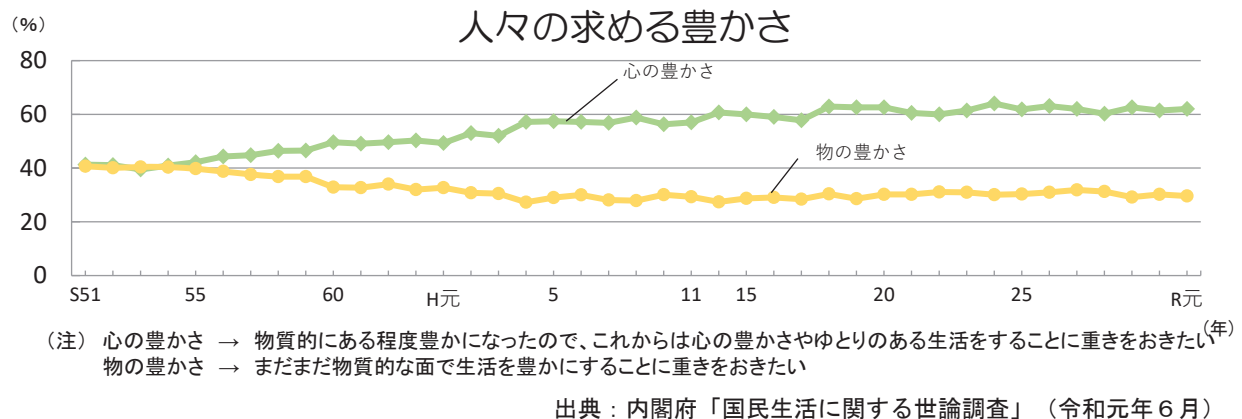
日本の国や国民について誇りに思うことという設問に対し、令和2年の調査では「治安のよさ」を挙げた者が56.4%、「美しい自然」が52.3%、「長い歴史と伝統」が48.9%、「すぐれた文化や芸術」が47.6%であった（複数回答、上位4項目）。



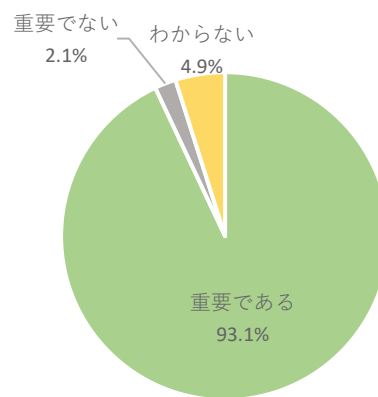
出典：内閣府「社会意識に関する世論調査（令和2年1月調査）」

1 1. 文化に対する意識②（重要性）

国民の約6割が「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」としている。また、平成21年の数値であるが、日常生活の中で文化芸術を鑑賞したり、文化活動を行ったりすることを「非常に大切」「ある程度大切」とする者は88.4%、子どもの文化芸術体験についても「重要である」とする者は93.1%に昇っている。子どもの文化芸術体験の中では「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」を重要と回答した者が35.4%と、学校への期待が大きい。

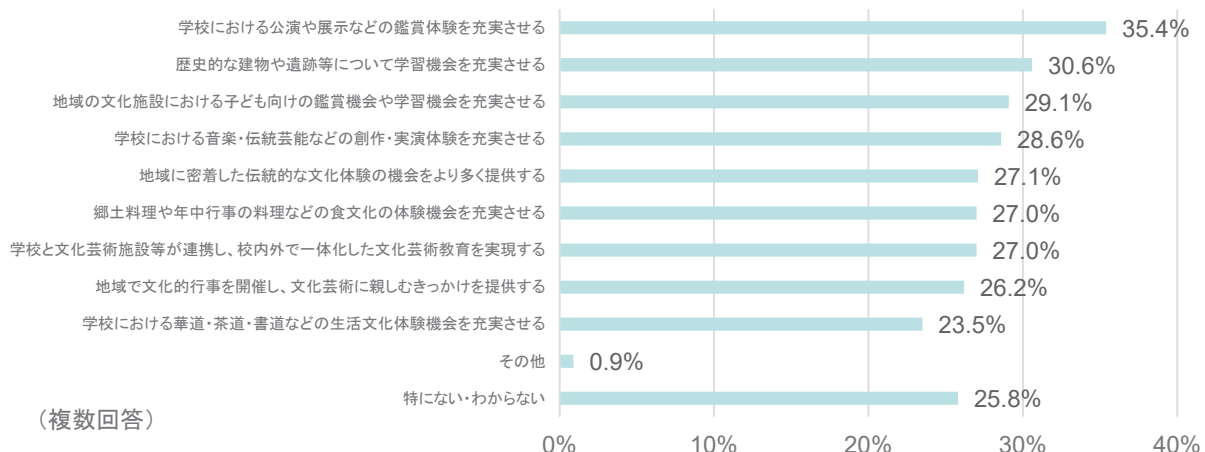


子どもの文化芸術体験の重要性



出典：内閣府「文化に関する世論調査」（平成21年11月）

子どもの文化芸術体験で重要な事項

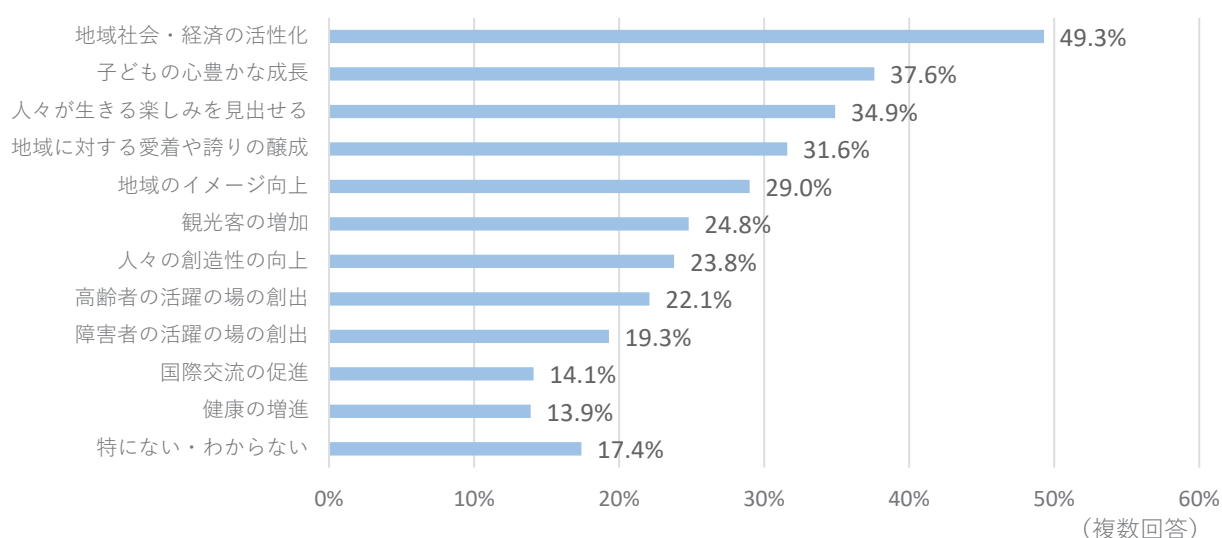


出典：文化庁「文化に関する世論調査」（令和元年度）

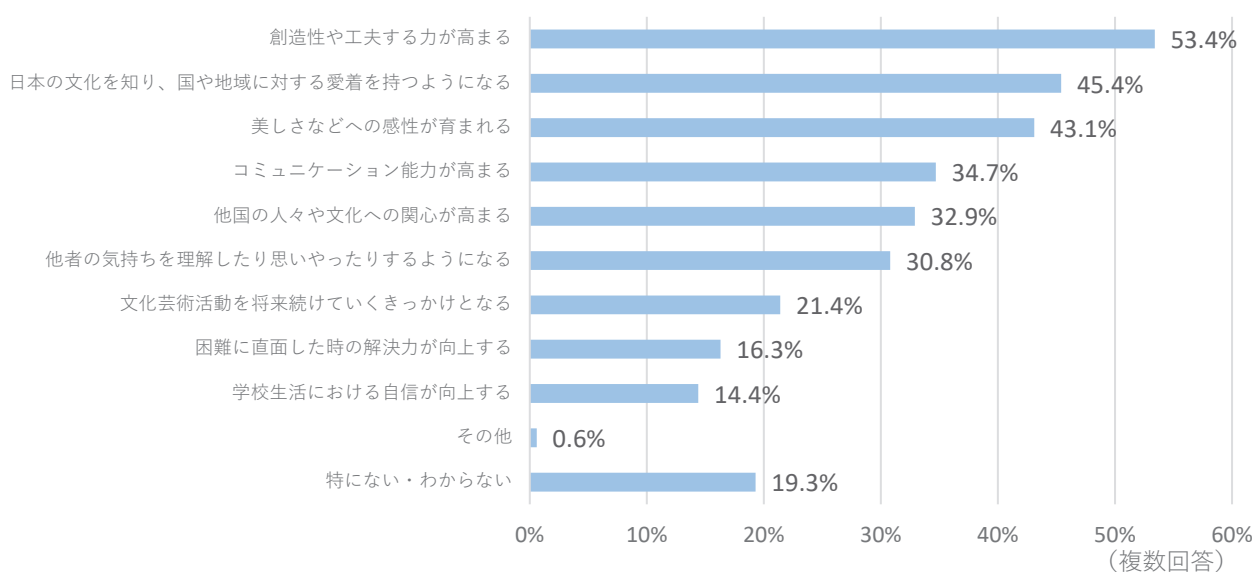
1 2. 文化に対する意識③（文化芸術の振興と地域の文化的環境）

文化芸術振興による効果として最も認められているのは、「地域社会・経済の活性化」（49.3%）で、次点が「子どもの心豊かな成長」である。子どもの文化芸術体験の効果としては「創造性や工夫する力が高まる」（53.4%）が期待されている。

文化芸術振興による効果



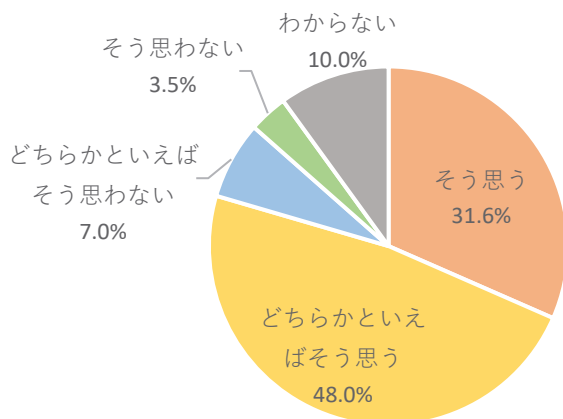
子どもの文化芸術体験の効果



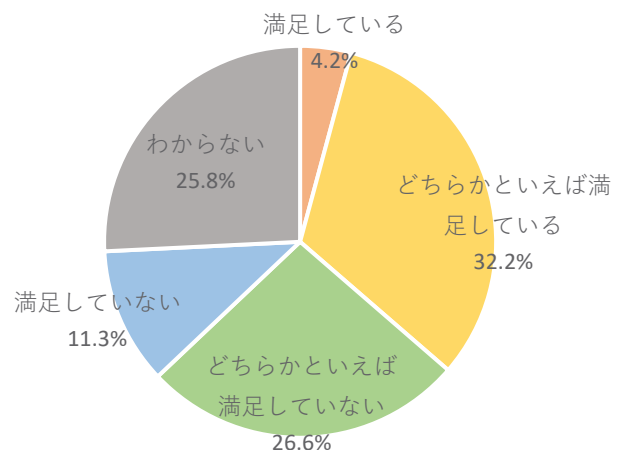
出典：文化庁「文化に関する世論調査」（令和元年度）

地域の文化芸術資源の存在が地域への愛着や誇りにつながると思うかという質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答する割合は79.6%に達する。一方、住んでいる地域の文化的環境に満足している割合は36.4%で、地域の文化的環境の充実に必要と思う事項については「ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実」が多い。

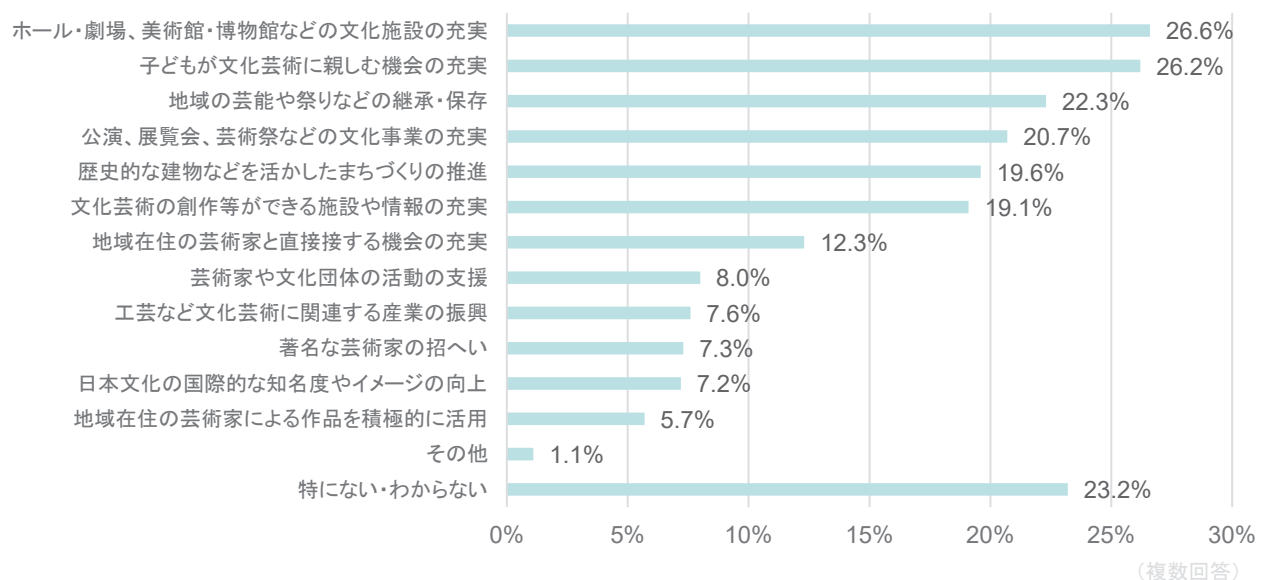
地域の文化芸術資源の存在が地域への愛着や誇りにつながると思うか



住んでいる地域の文化的環境の満足度



地域の文化的環境の充実に必要な要素

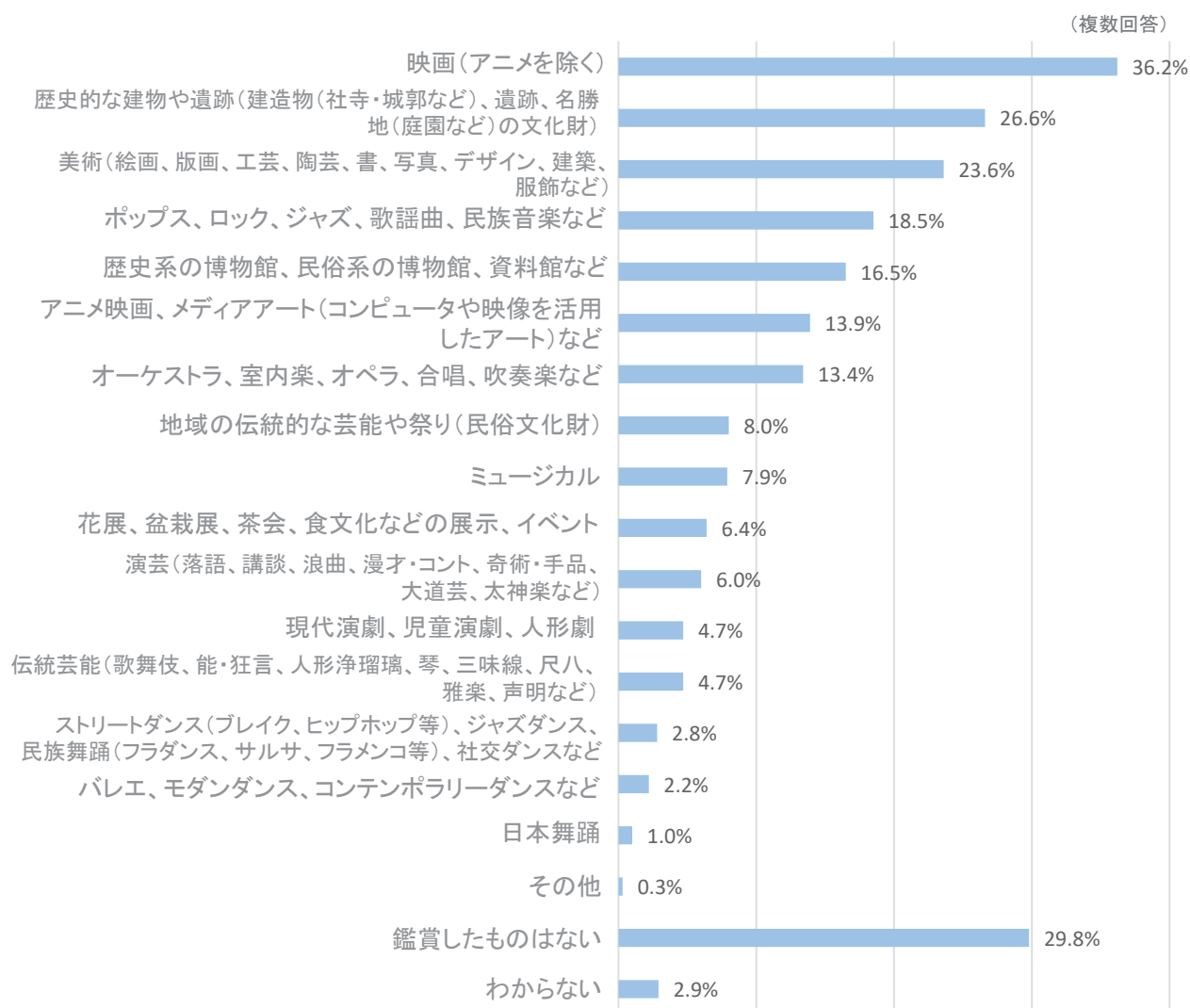


出典：文化庁「文化に関する世論調査」（令和元年度）

1 3. 文化芸術活動の状況①（鑑賞活動等）

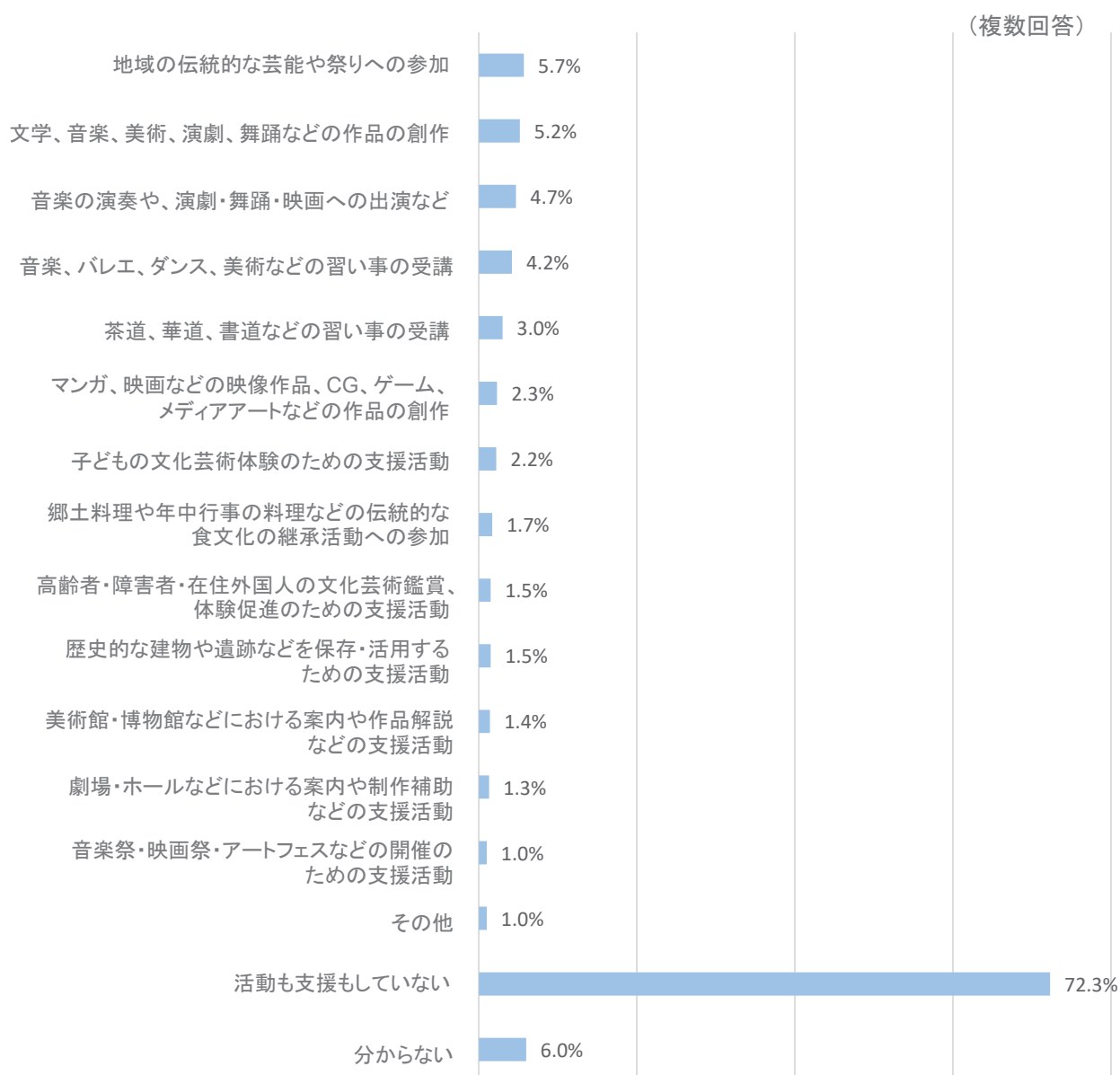
直近1年間（調査時点）にコンサートホールや美術展等の文化芸術イベントを直接鑑賞したことがあると回答した人の割合は67.3%である。他方、72.3%が鑑賞を除いた文化芸術活動（自ら創作・参加したり、文化ボランティア活動）を行なったことはないと回答している。

直接鑑賞経験



出典：文化庁「文化に関する世論調査」（令和元年度）

鑑賞以外の文化芸術活動

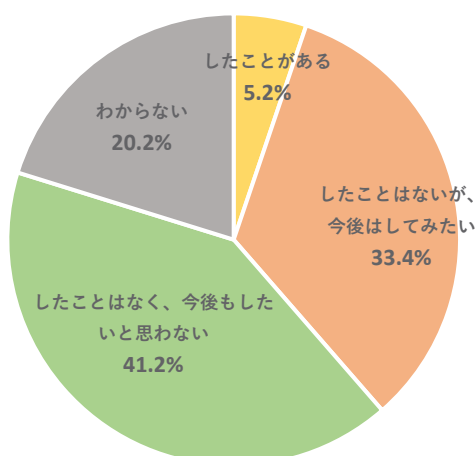


出典：文化庁「文化に関する世論調査」（令和元年度）

1 4. 文化芸術活動の状況②（寄附）

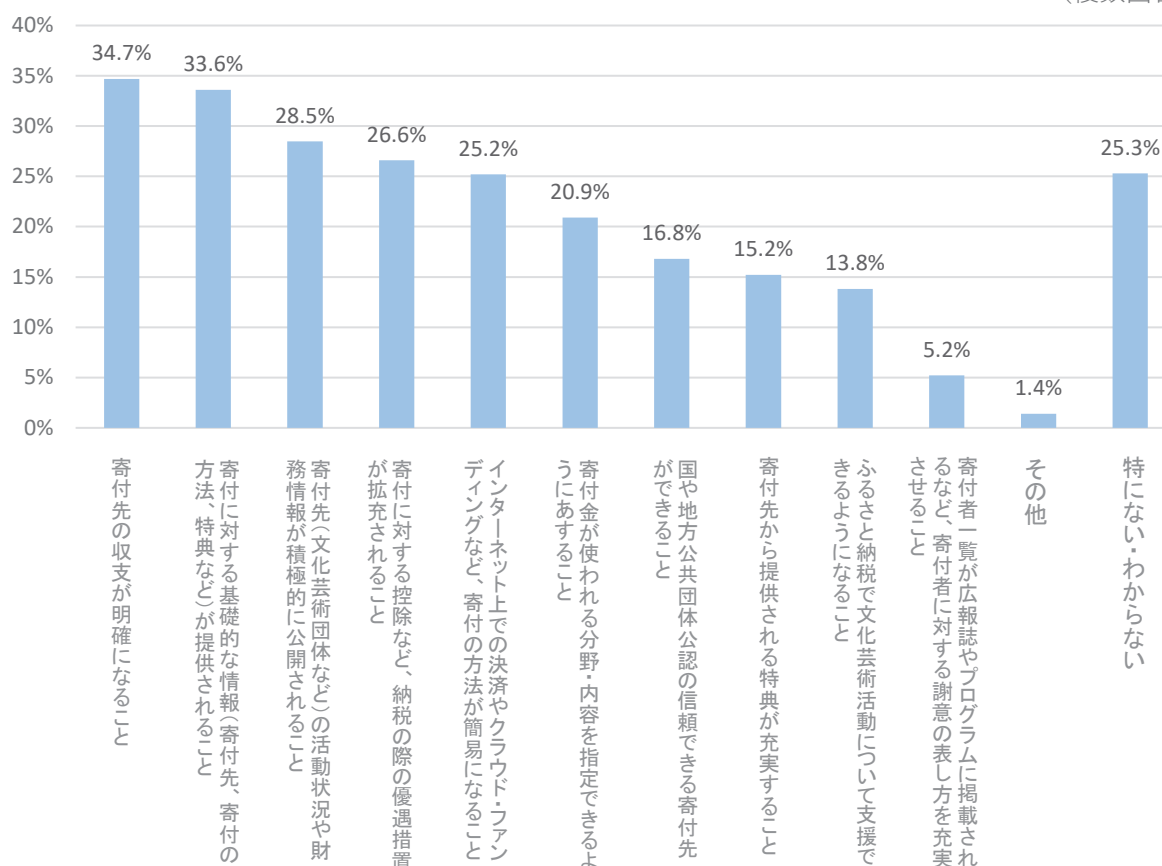
直近1年間に文化芸術振興のための寄附をしたことがある者は5.2%である。寄附の促進策としては「寄附金の収支が明確になること」を挙げる者が34.7%で最も多く、「寄附に関する基礎的な情報が提供されること」は33.6%である。

文化芸術振興のための寄付



文化芸術振興のための寄付の促進策

（複数回答）



出典：文化庁「文化に関する世論調査」（令和元年度）

15. 生活時間の動向①（余暇時間等）

15歳以上の者について生活時間の推移をみると、余暇活動などの時間（3次活動時間）は平成3年の5時間56分、8年の6時間9分、13年の6時間26分と増加が続いたが、18年以降は増減を繰り返している。主な行動の種類のうち、「休養・くつろぎ」「趣味・娯楽」などの時間は増加傾向で、「交際・付き合い」などの時間は減少傾向となっている。

行動の種類別生活時間の推移

（時間：分）

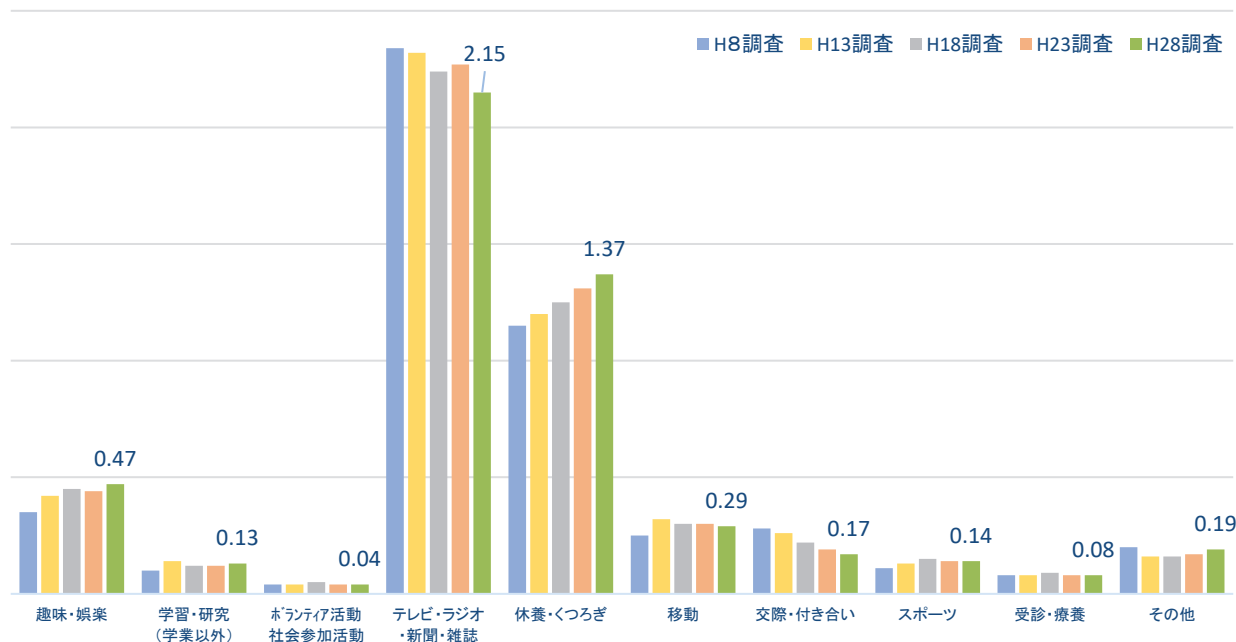
	1次活動時間	2次活動時間	3次活動時間
H3	10. 25	7. 39	5. 56
H8	10. 32	7. 18	6. 09
H13	10. 34	7. 00	6. 26
H18	10. 35	7. 04	6. 23
H23	10. 40	6. 53	6. 27
H28	10. 41	6. 57	6. 22

- ・1次活動：睡眠、食事など生理的に必要な活動
- ・2次活動：仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- ・3次活動：1次活動、2次活動以外で各人が自由に使える時間における活動

余暇時間（3次活動時間）の利用方法

※ 1日の平均生活時間

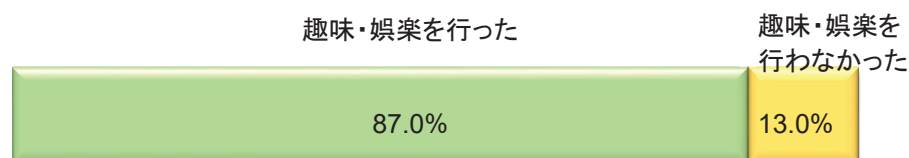
（時間：分）



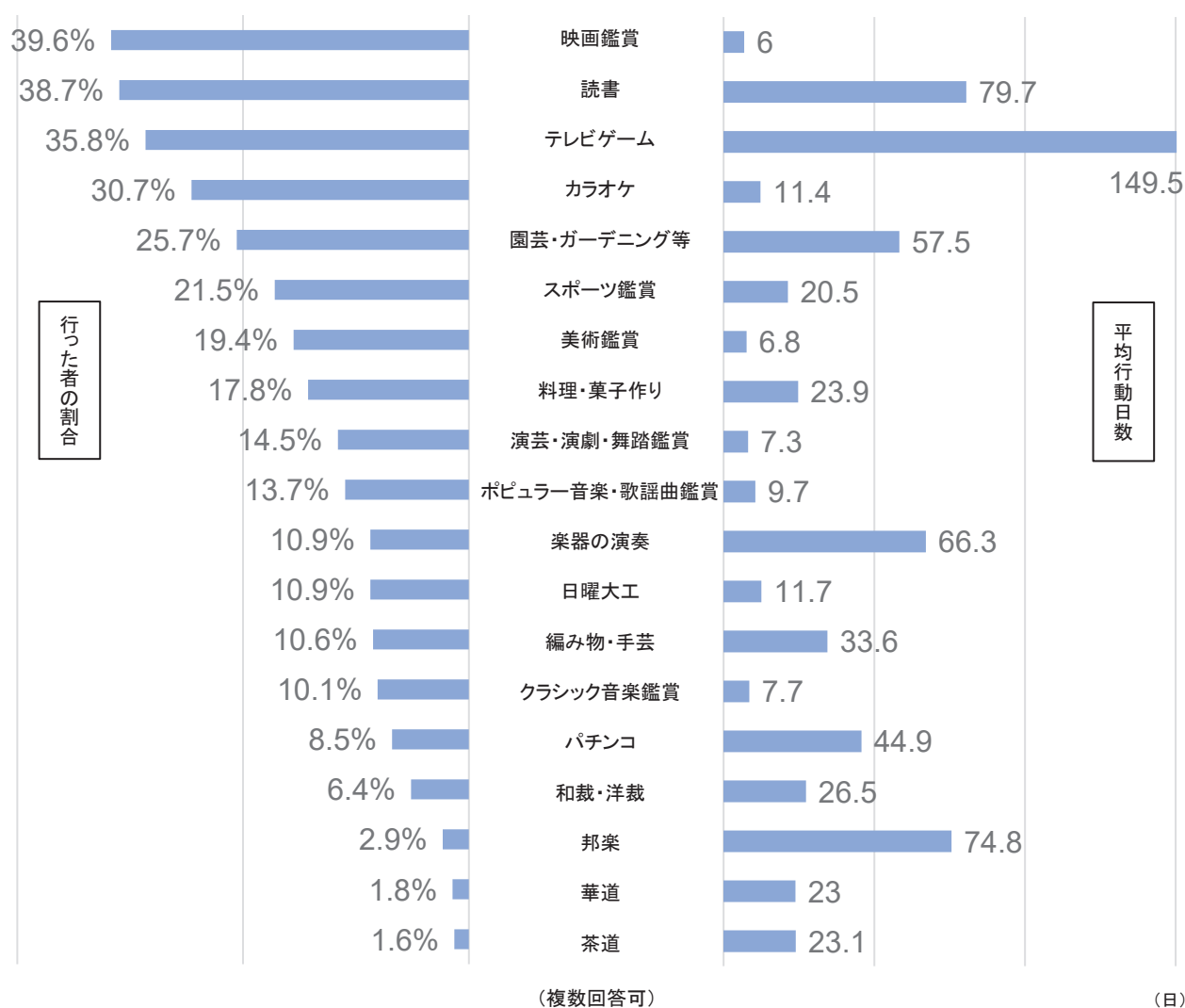
出典：総務省統計局「平成28年社会生活基本調査結果」（平成29年7月）

16. 生活時間の動向②（趣味・娯楽）

直近1年間（調査時点）に「趣味・娯楽」を行った者は87.0%であり、5年前の前回調査時より2ポイント上昇している（10歳以上人口に占める割合）。文化芸術関連では、「映画鑑賞」「読書」「美術鑑賞」などを行った者の割合が高くなっている。



趣味・娯楽の内容、平均行動日数



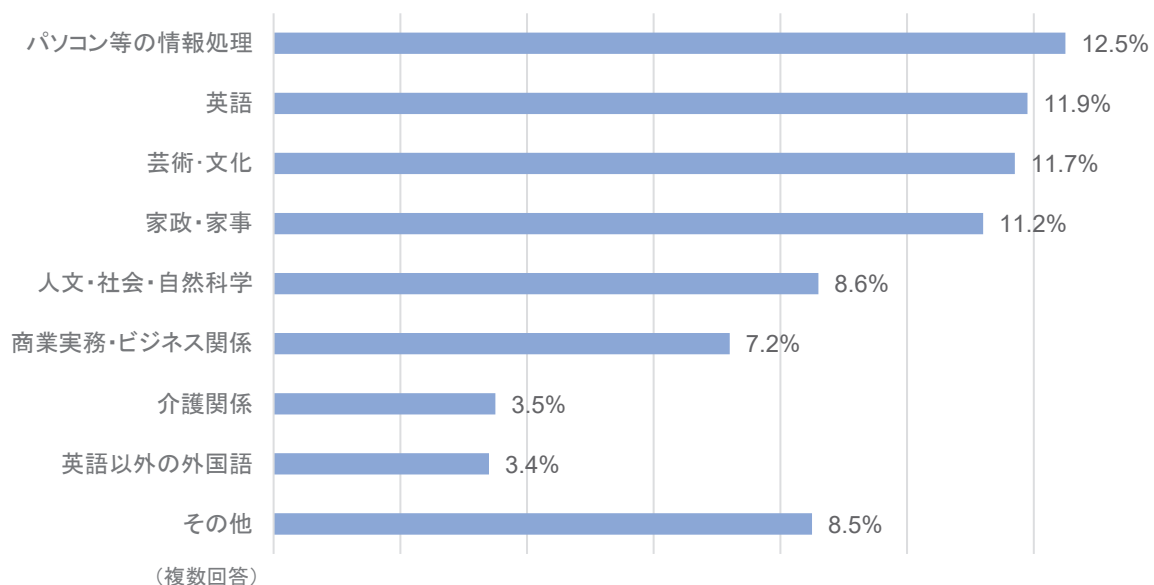
出典：総務省統計局「平成28年社会生活基本調査結果」（平成29年7月）

17. 生活時間の動向③（学習・研究）

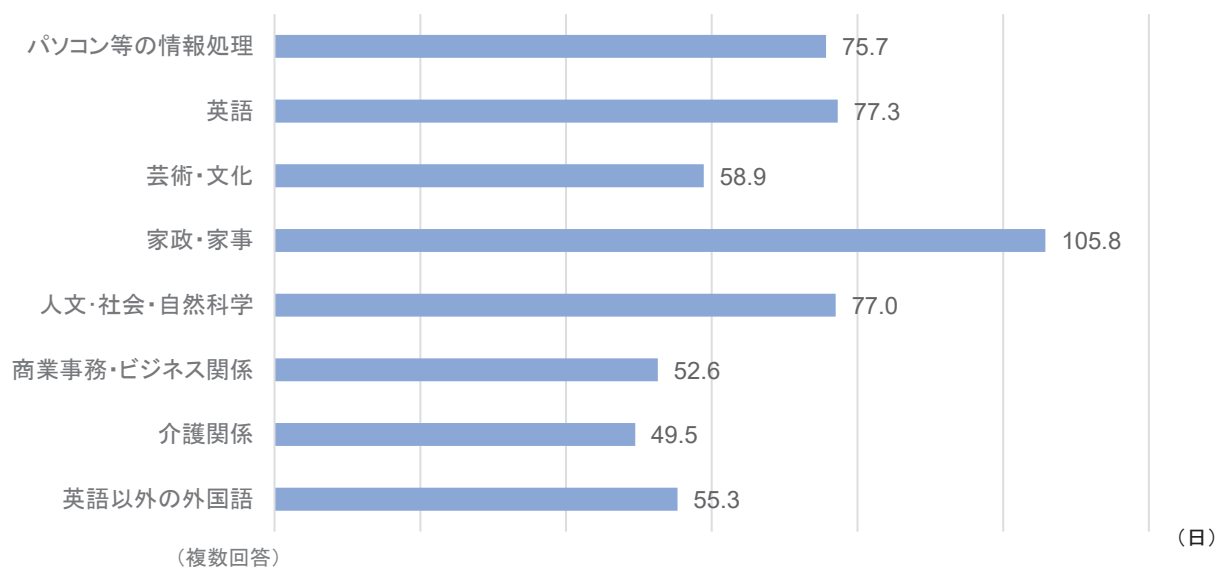
直近1年間（調査時点）に「学習・研究」を行った者は36.9%で、5年前の前回調査時より2ポイント上昇している（10歳以上人口に占める割合）。「芸術・文化」に関する学習・研究を行った者の割合は12.5%、1年間の平均行動日数は58.9日であった。



学習・研究の内容



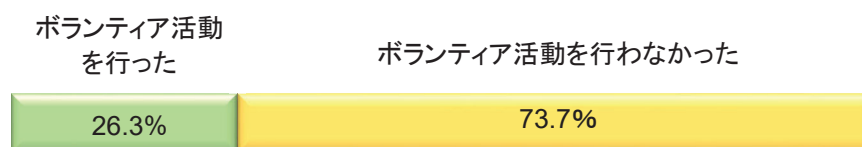
学習・研究の平均行動日数



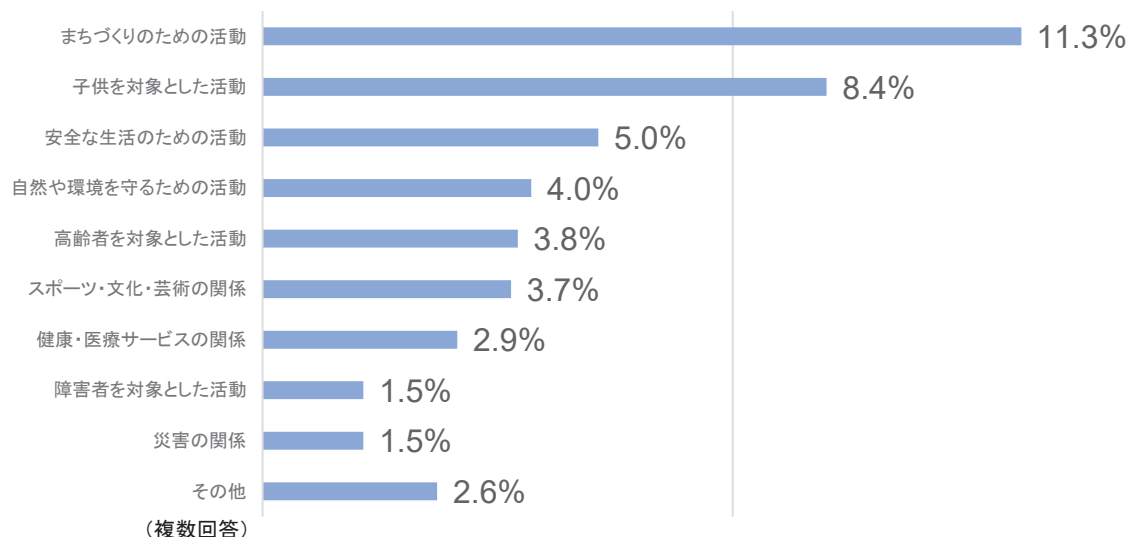
出典：総務省「平成28年社会生活基本調査結果」（平成29年7月）

18. 生活時間の動向④（ボランティア活動）

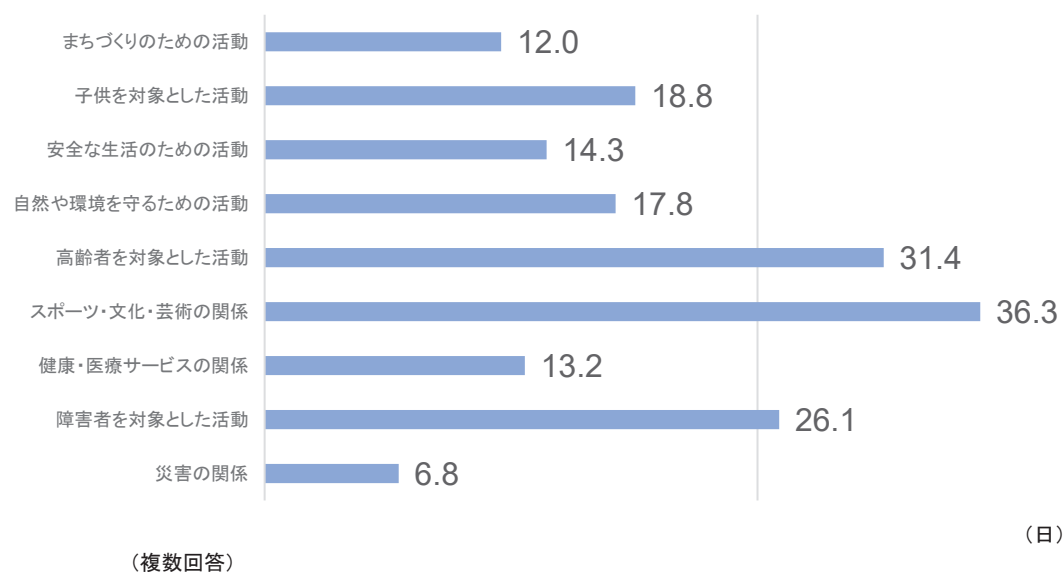
直近1年間（調査時点）に「ボランティア活動」を行った者は26.3%（10歳以上人口に占める割合）。「スポーツ・文化・芸術に関する活動」を行った者の割合は3.7%にとどまるものの、1年間の平均行動日数は36.3日と最も多くなっている。



ボランティア活動の内容



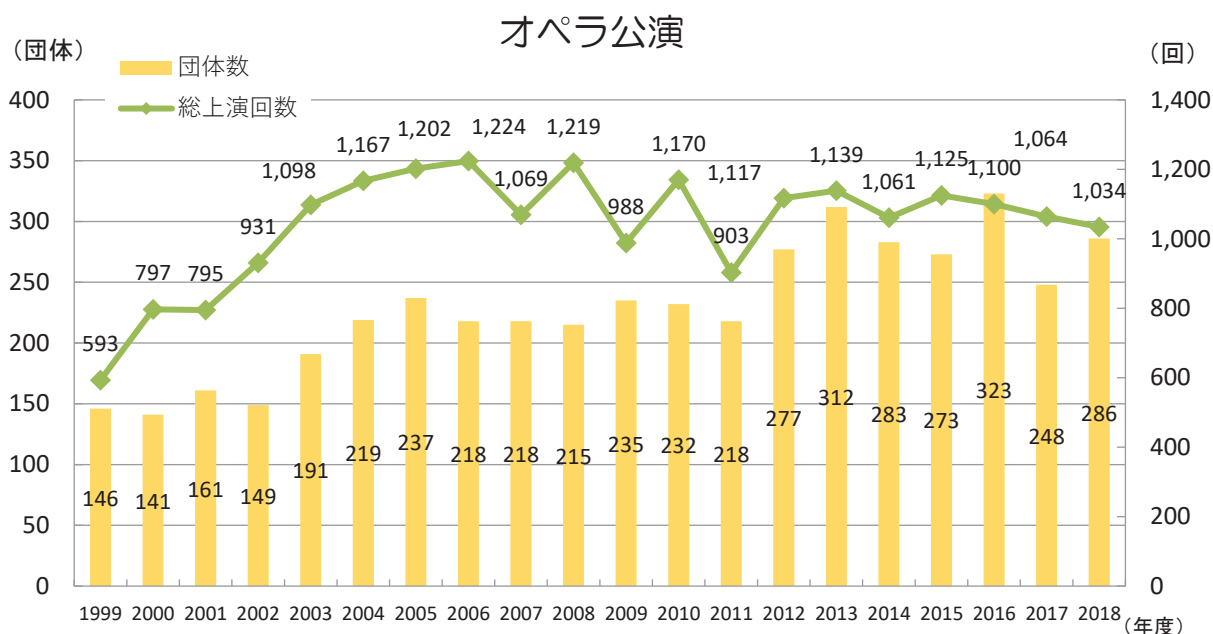
ボランティア活動の平均行動日数



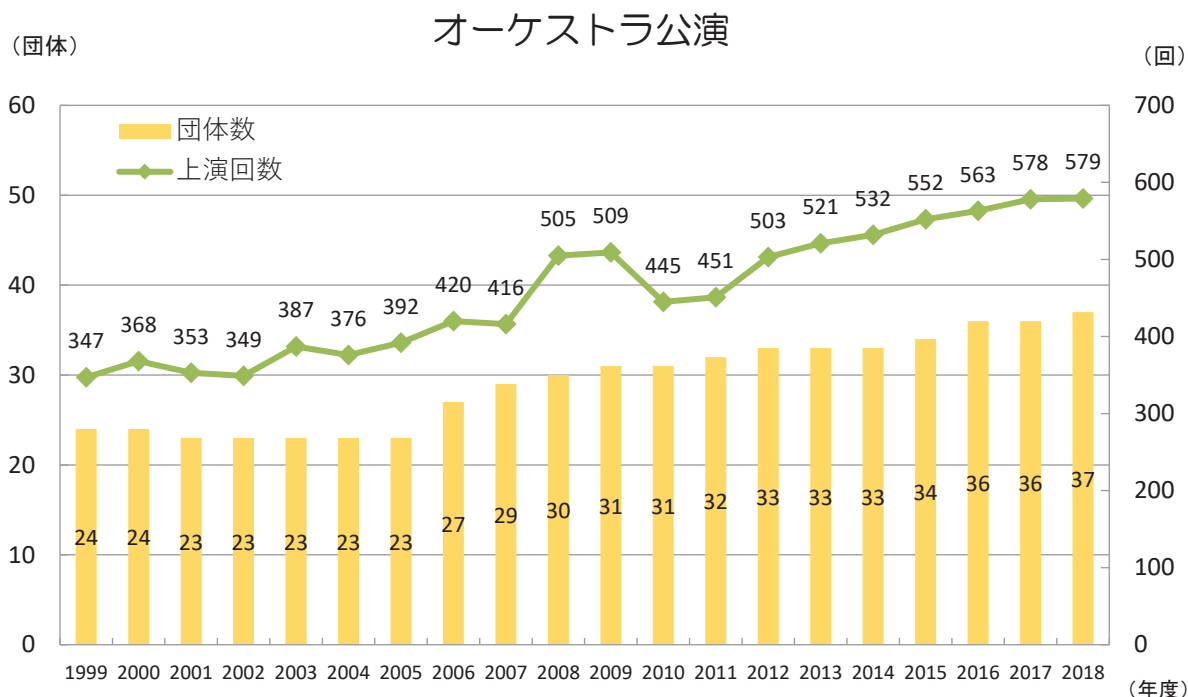
出典：総務省「平成28年社会生活基本調査結果」（平成29年7月）

19. 実演芸術（分野毎の公演回数）①（オペラ、オーケストラ）

オペラ公演が横ばいないし漸減しているのに対し、オーケストラ公演は2011年から増加し続けている。オーケストラ公演の増加は過去20年の長期的傾向でもある。



出典：（学）昭和音楽大学オペラ研究所「日本のオペラ年鑑」（2019）



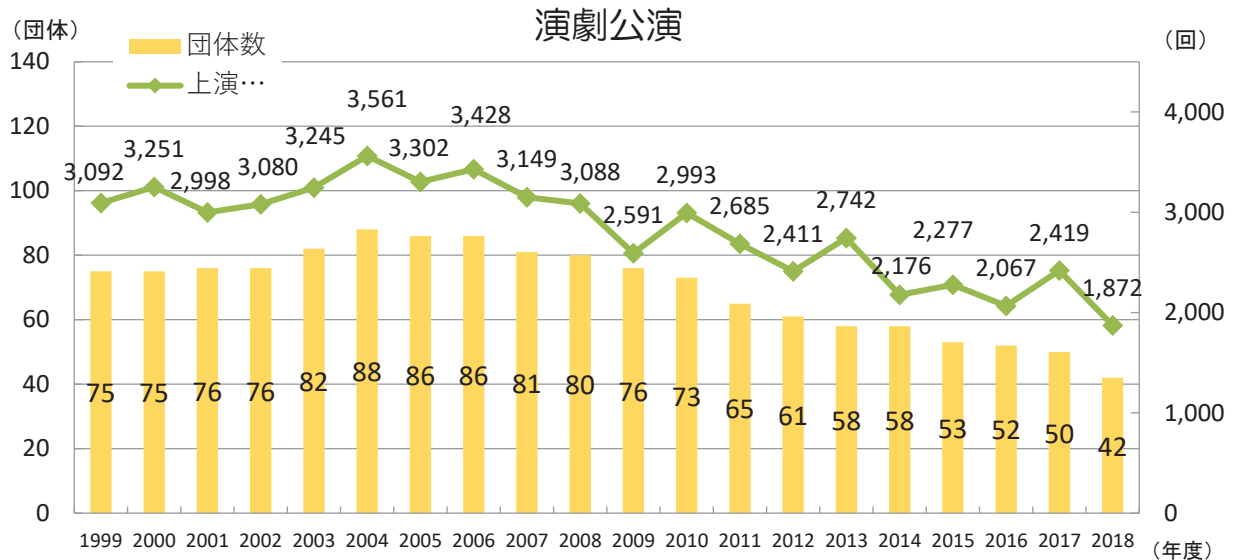
※「団体数」は、公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟する団体数。

※「上演回数」は、公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟する団体による自主公演かつ定期公演の回数。

出典：（公社）日本オーケストラ連盟「日本のプロフェッショナル・オーケストラ年鑑2019」（2020）

20. 実演芸術（分野毎の公演回数）②（演劇・能楽）

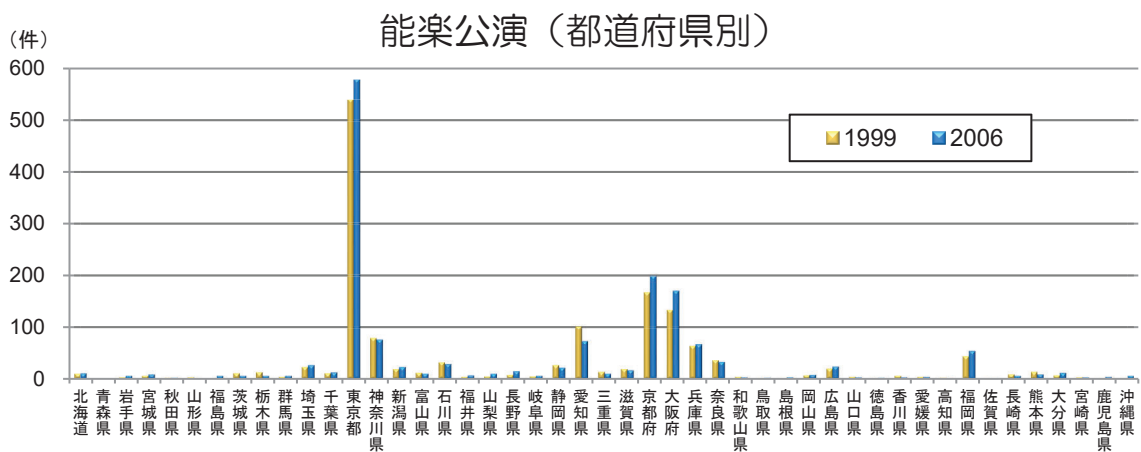
演劇公演を実施した団体数、公演回数とも20年間に40%程度減少した。



※「団体数」は、公益社団法人日本劇団協議会に加盟する団体数。

※「上演回数」は、公益社団法人日本劇団協議会に加盟する団体の主催（劇団の本公演（自主公演）・アトリエ公演）による上演回数。

出典：（公社）日本劇団協議会「上演記録に関する調査研究報告書」（各年版）

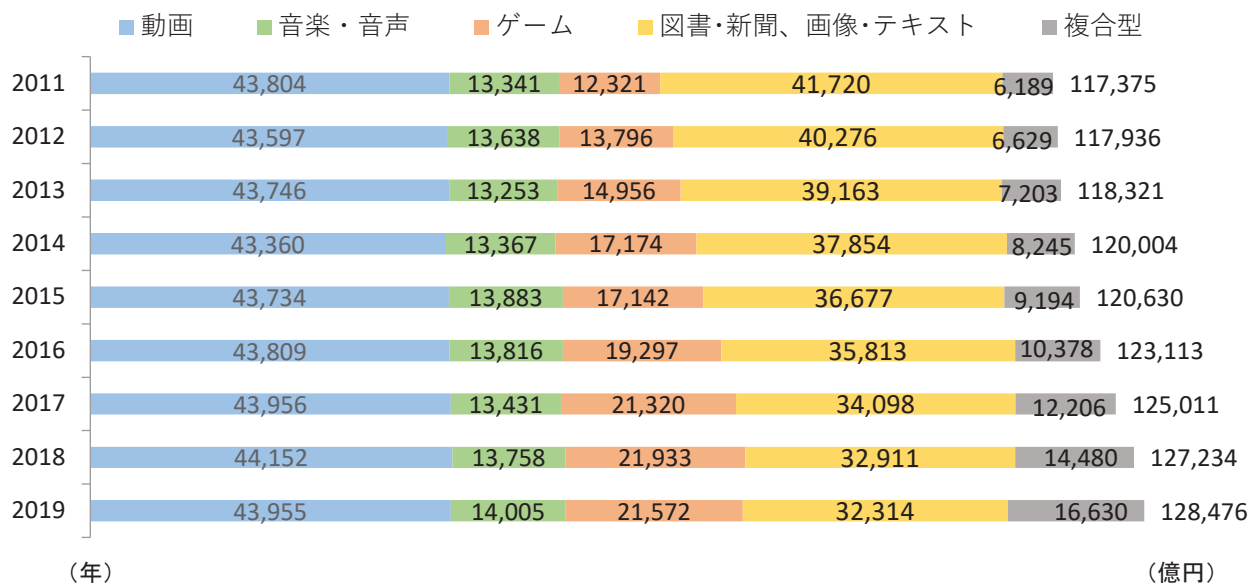


出典：日本芸能実演家団体協議会「伝統芸能の現状調査」（2008）

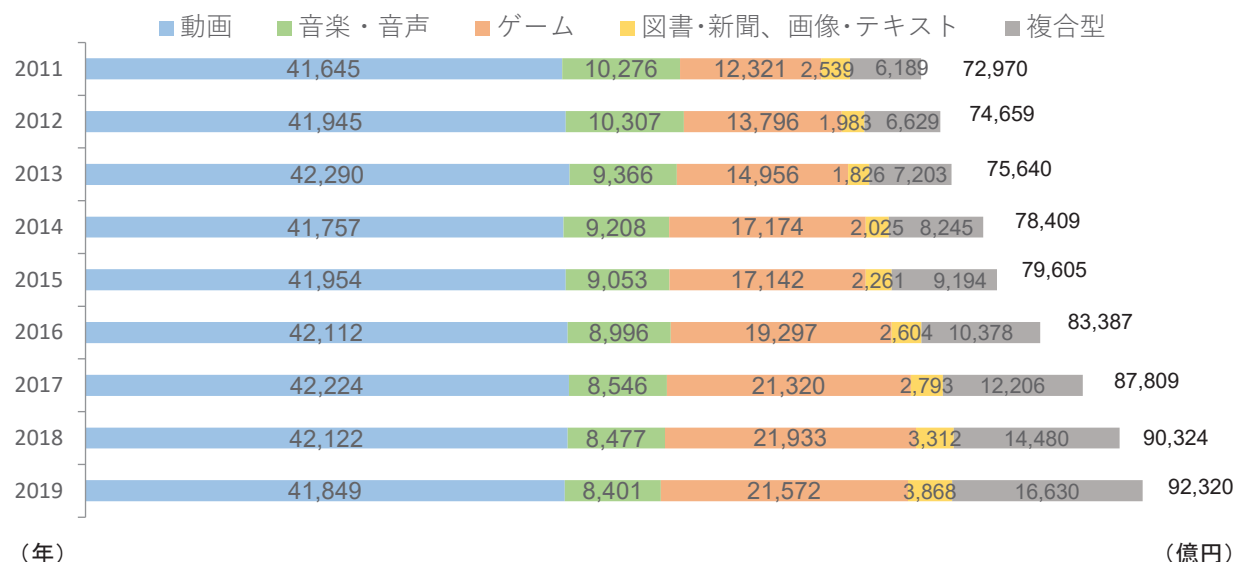
21. コンテンツ産業の市場規模

2019年のコンテンツ産業の市場規模は1兆2千8億円で、うちデジタルコンテンツの市場規模は9兆2千億円で毎年堅調な伸びを示し、デジタル化が進展するコンテンツ産業の状況を表している。

コンテンツ産業の市場規模



うちデジタルコンテンツの市場規模



※「コンテンツ」とは、様々なメディア上で流通され[映像、アニメ、音楽、ゲーム、書籍]など、動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される”情報の中身”

※「デジタルコンテンツ」とは、消費者に対しデジタル形式で提供されるコンテンツ

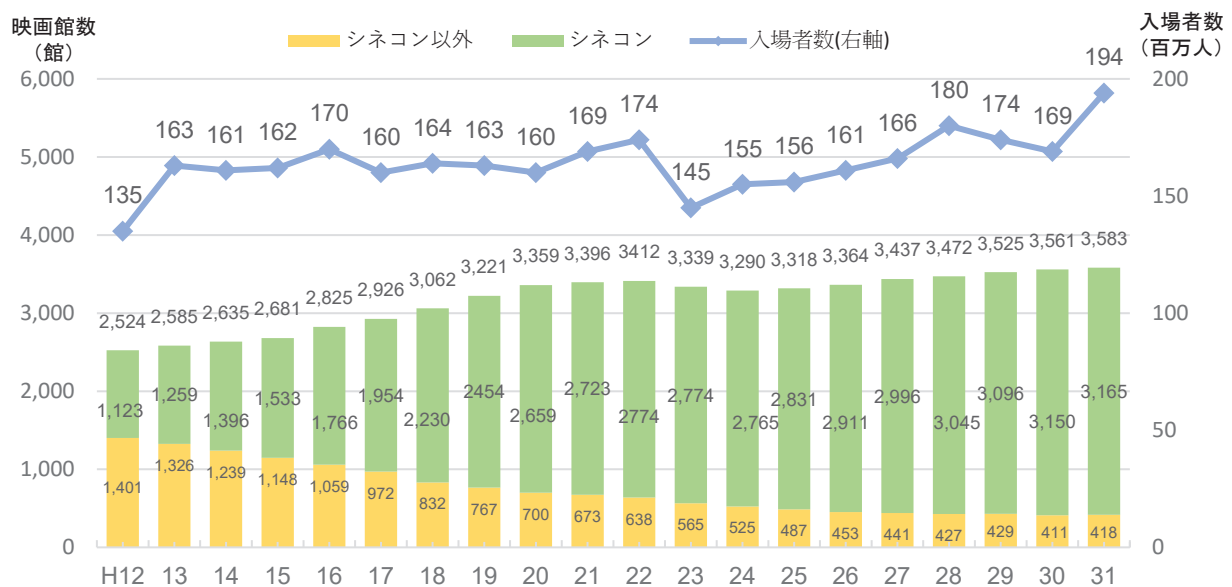
出典：(一財)デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2020」(2020)

(注)単位未満を各々四捨五入しているため、合致しない場合がある。

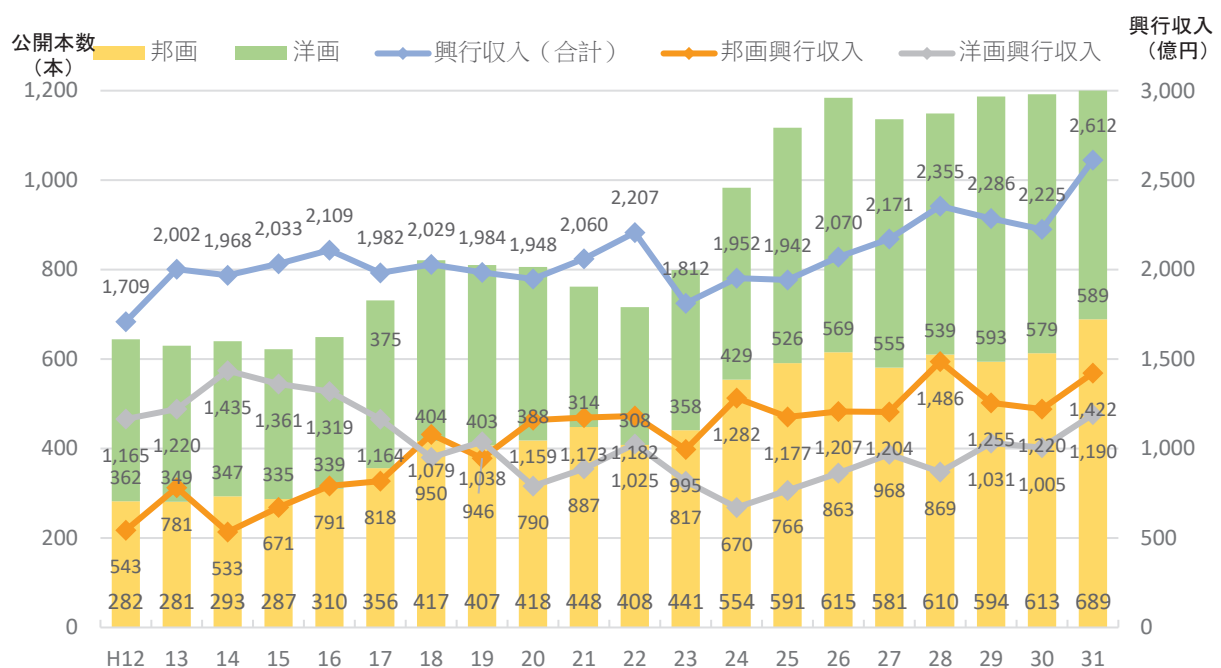
22. 文化芸術関連産業（映画）

シネマコンプレックス方式の映画館が増加し、シネコン以外の映画館は減少しているが、全体としてのスクリーン数は増加傾向にある。入場者数は平成23年に前年から17%の減少となったが、現在は持ち直し、平成31年は過去20年の最高値を示した。公開本数は洋画と比して邦画が増加傾向にあり、平成25年以降は洋画邦画合計1000本以上で推移している。興行収入は平成29～30年はやや減少したが、平成31年は回復した。2010年代以降、映画は公開数、観客数、興行収入とも増加傾向にある。

映画館（スクリーン）数と入場者数



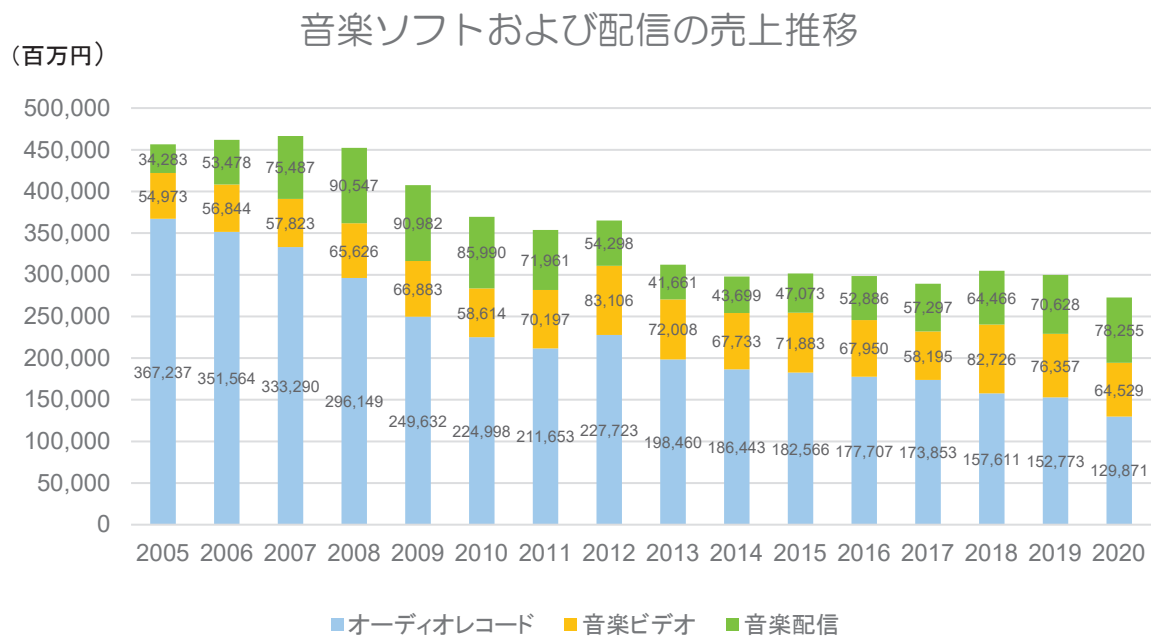
公開本数と興行収入



出典：（一社）日本映画製作者連盟資料「過去データ一覧表」（2020）

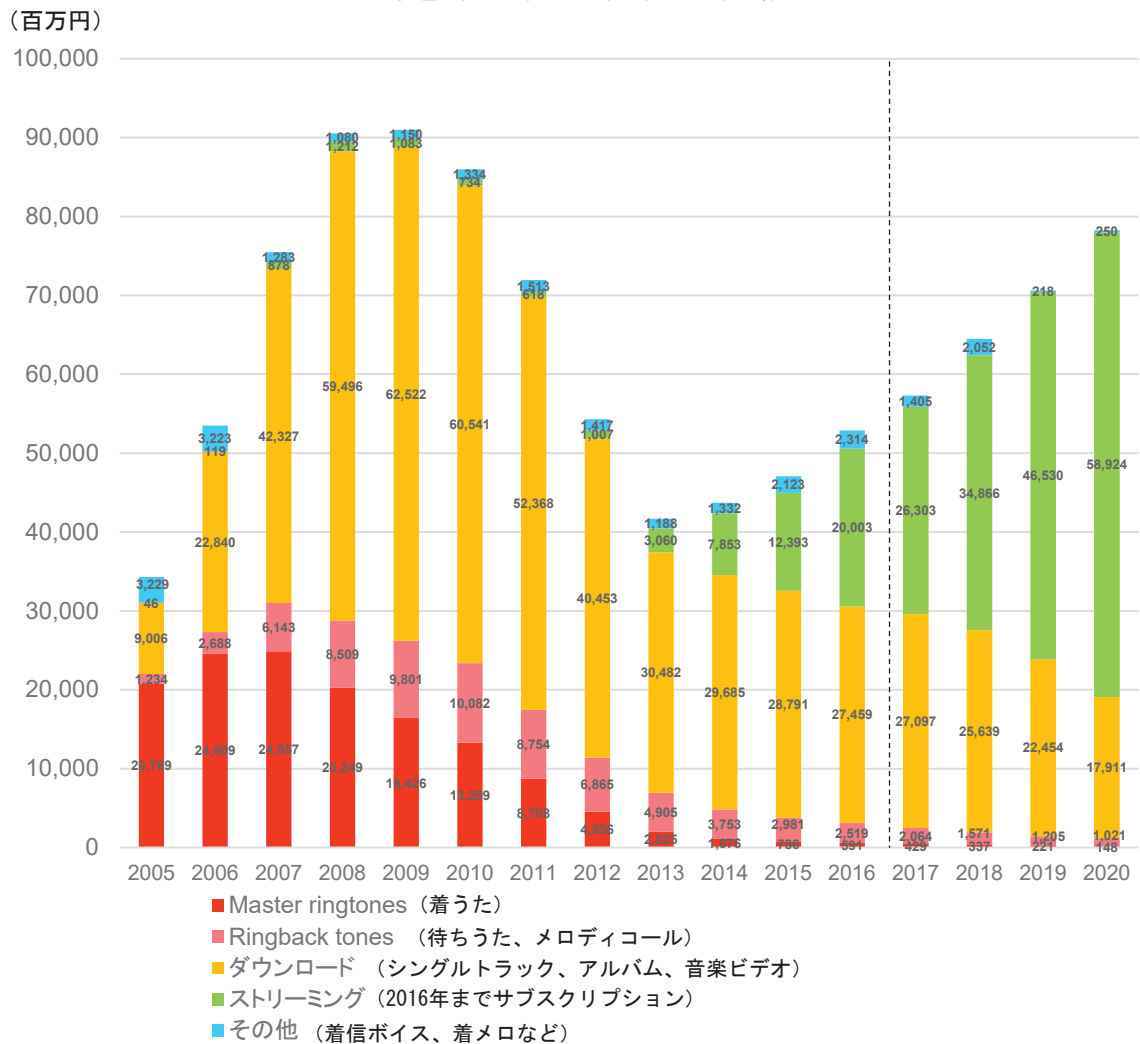
23. 文化芸術関連産業（音楽）

音楽ソフトのうちオーディオレコード（CDを含む）の売り上げは年々減少している。
音楽配信サービスは、中心となるサービス方式を変えながら着実に増加している



出典：（一社）日本レコード協会「生産実績 過去10年間 オーディオレコード CD合計」
(2021年1月21日閲覧)

音楽配信（内訳）売上推移



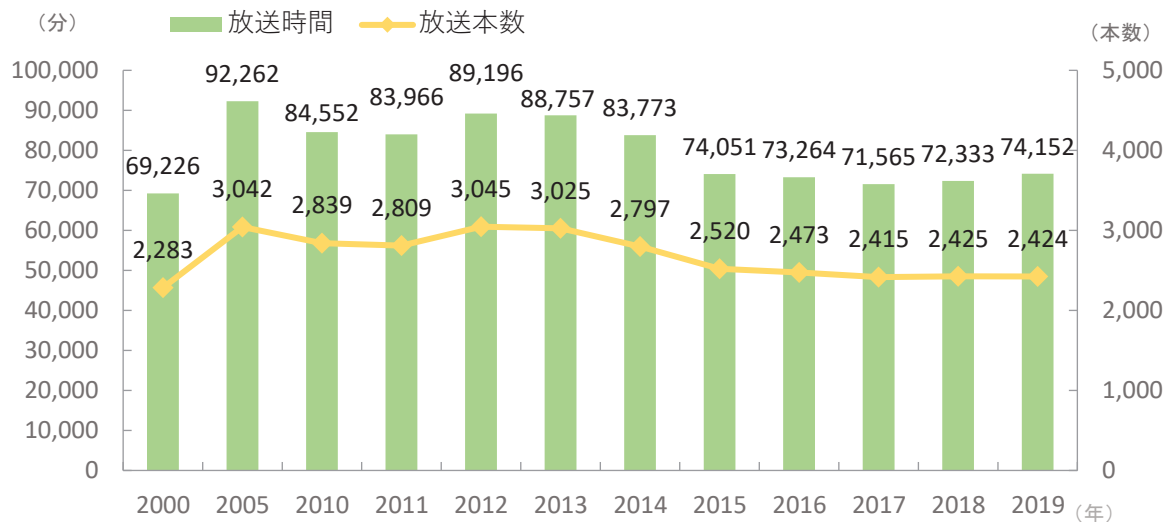
※統計区分が2017年に変更され、それまで「その他」に含まれていた「広告収入」が「サブスクリプション」と統合され、新たに「ストリーミング」と呼ばれることになった。
 ※ストリーミングはインターネットに接続した状態で映像、音声を再生する方式。ダウンロードは接続している機器に映像、音声データを転送するもの。

出典：(一社)日本レコード協会「生産実績 過去10年間 オーディオレコード CD合計」
 (2021年3月31日閲覧)

24. 文化芸術関連産業（アニメ）

テレビ放映されるアニメーションの本数は2012年をピークに減少してきたが、2017年以降は横ばいが続いている。

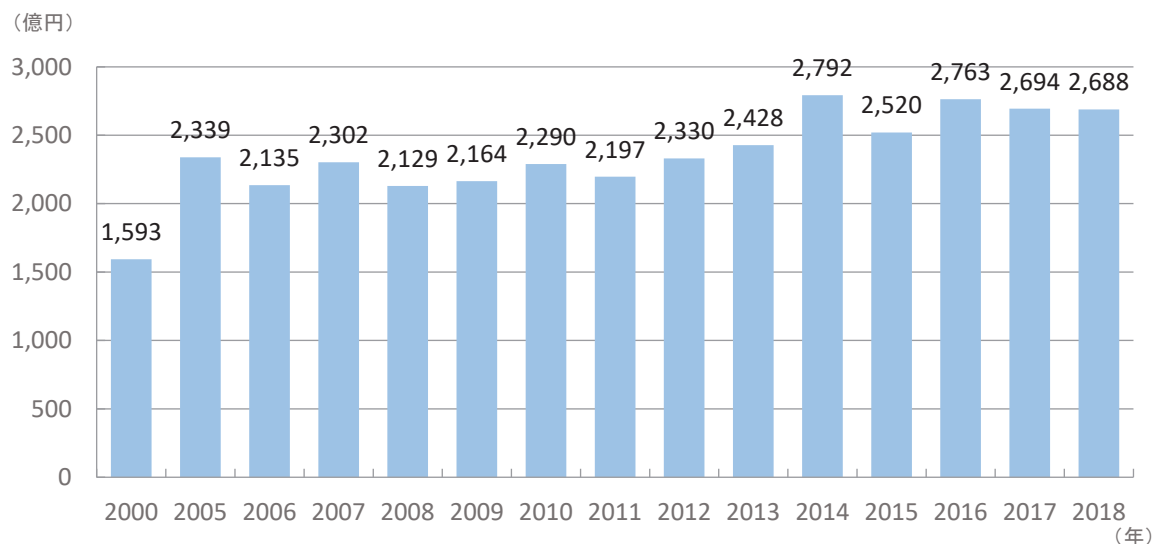
テレビアニメ番組の年間総放送量の推移（関東地区）



※NHK Eテレを除く放送分数15分以上のレギュラー番組についての集計値

出典：(株)ビデオリサーチ「テレビ視聴率年報（関東地区）2019」

アニメーション市場規模の推移



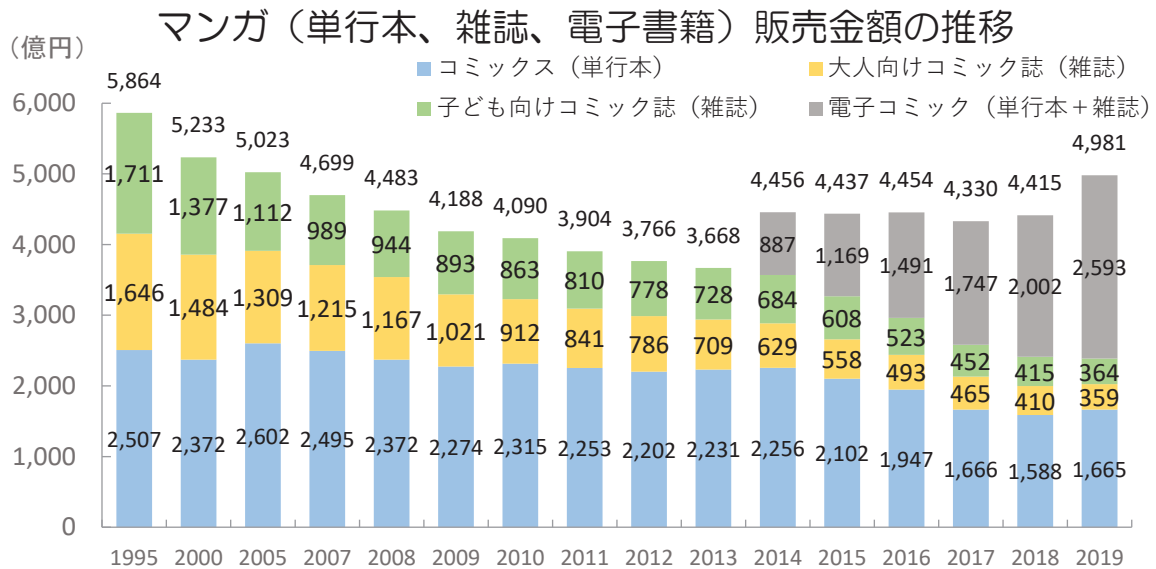
※劇場用アニメ、アニメビデオソフト、テレビアニメ、配信を対象とするユーザー支出レベル（ただし地上波及びBS放送で放映されたアニメに関しては、製作費）

※2004年より配信を含む。2014年より配信市場の算出方法を変更

出典：(株)メディア開発総研「MDR I プレスリリース／視聴ウインドウの多様化が進む」（2018.10.10）

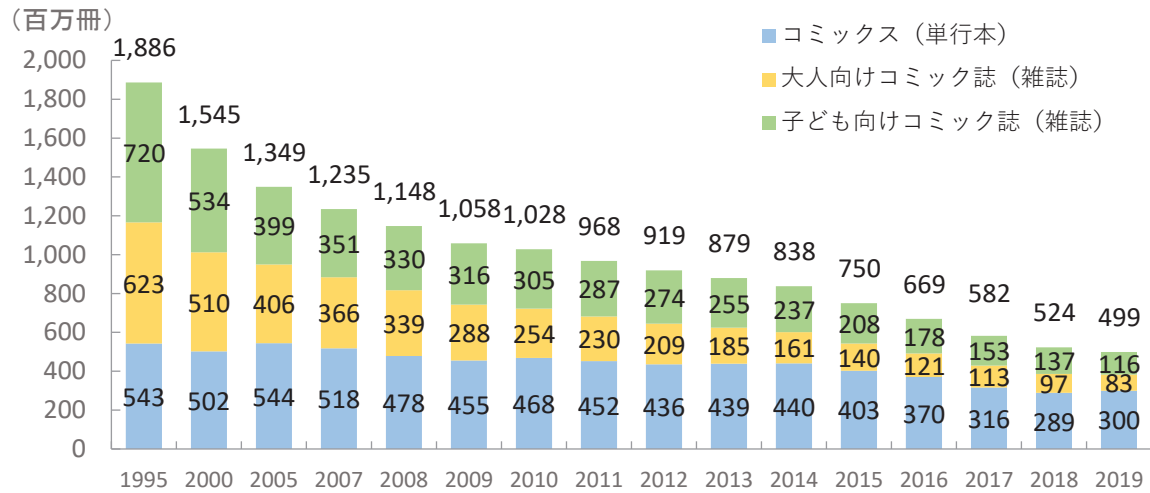
25. 文化芸術関連産業（マンガ）

マンガ産業は、紙媒体では市場規模の縮小が続いている。ただ、近年は電子コミックの市場の著しい拡大により、マンガ市場全体としては増大傾向が見られる。

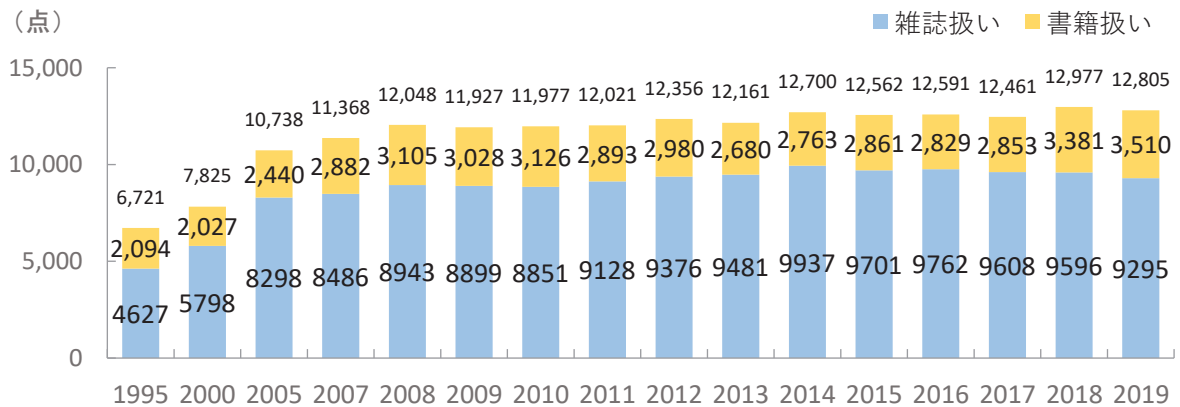


（公社）全国出版協会出版科学研究所「出版指標年報2020年版」（2020）

マンガ（単行本、雑誌）販売部数の推移



マンガ（単行本）新刊点数の推移



※ 2005年以前は5年ごとの統計

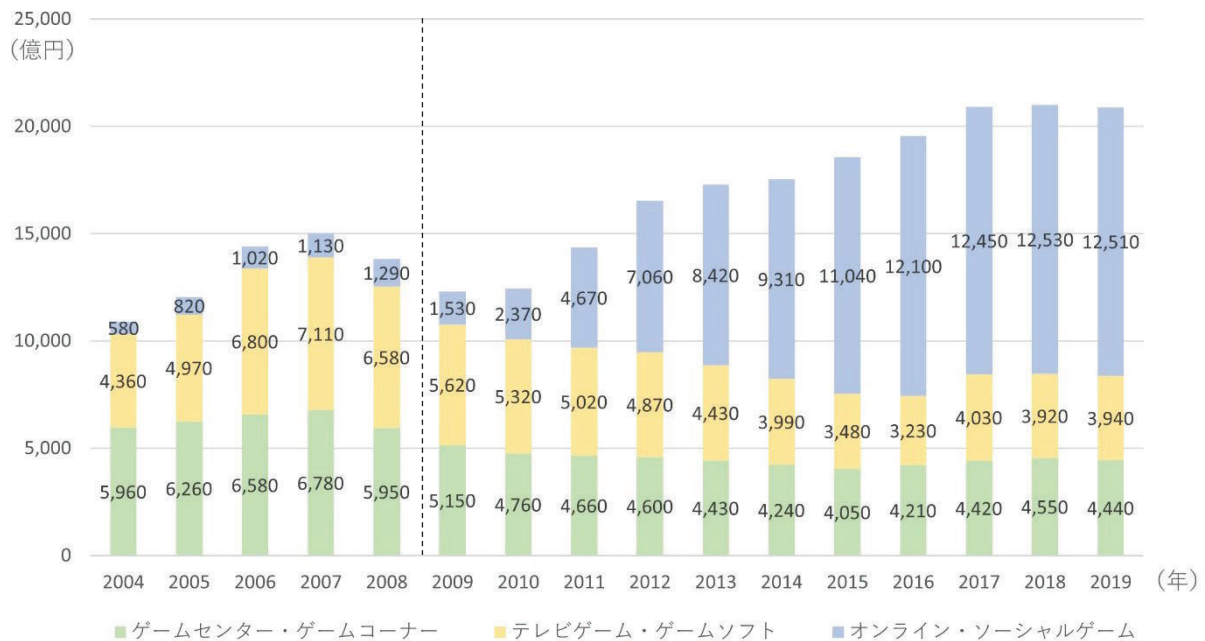
※ 表示単位で四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(公社) 全国出版協会出版科学研究所「出版指標年報2020年版」(2020)

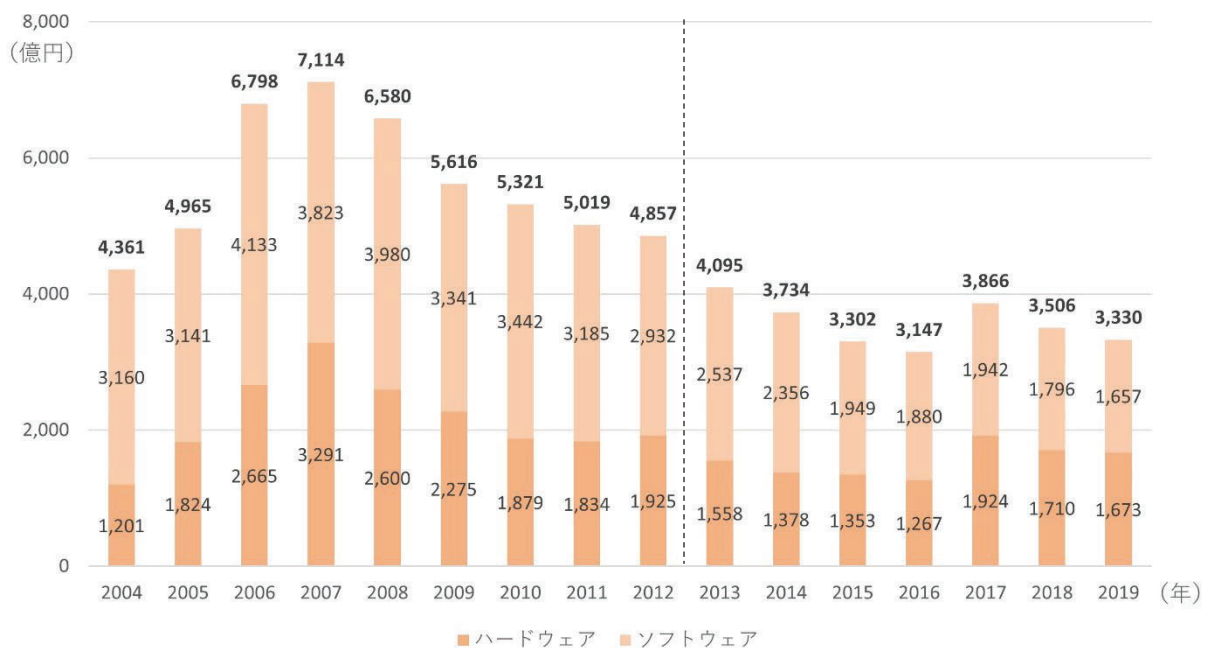
26. 文化芸術関連産業（ゲーム）

2007年にアーケードゲーム（ゲームセンター・ゲームコーナー）、家庭用ゲーム（テレビゲーム・ゲームソフト）がピークを迎えたあと、その減少を数年後にオンライン・ソーシャルゲームが補い始め、今や逆転している状況ながら、近年その増加傾向は鈍っている。

ゲーム市場の規模



国内ゲーム市場におけるハードウェア、ソフトウェア内訳



・上図は2009年から調査方法が、下図は2013年から測定方法が変更されたため、グラフに断絶がある。

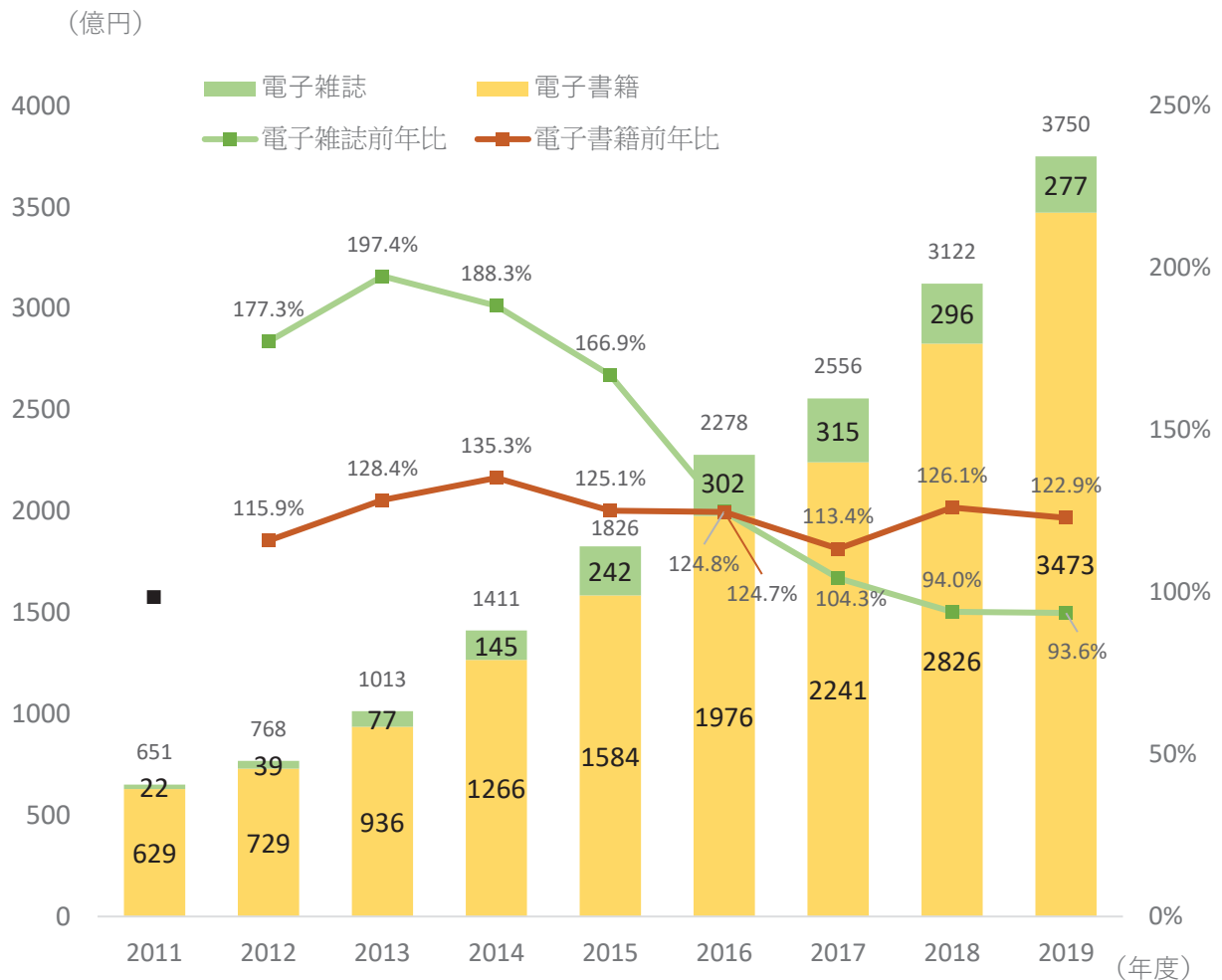
・オリジナルデータの出典が異なるため、下図の合計額は上図の「テレビゲーム・ゲームソフト」と異なる（上図は日本生産性本部『レジャー白書』、下図はコンピュータエンターテインメント協会『CESAゲーム白書』）。

出典：電通メディアイノベーションラボ編「情報メディア白書」（各年版）

27. 電子書籍

電子書籍は安定して年20%程度の伸びを示しているが、電子雑誌は近年前年比100%を下回っており、すなわち減少傾向にある。

電子書籍・電子雑誌の市場規模



出典：株式会社インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2020」（2020）

28. 文化財の指定等件数

国指定等文化財件数一覧

(令和2年12月1日現在)

指定			
重要文化財(うち国宝)		13,331件	(1,125 件) ※1
建造物		2,523件	(228 件)
美術工芸品		10,808件	(897 件)
重要無形文化財		保持者・団体	
芸能	各個認定	37件	(54 人)
	保持団体等認定	14件	(14 団体)
工芸技術	各個認定	39件	(58 人) ※2
	保持団体等認定	16件	(16 団体)
重要有形民俗文化財		223件	
重要無形民俗文化財		318件	
史跡名勝天然記念物 (うち特別史跡名勝天然記念物)		3,300件	(174 件) ※3, 4, 5
史跡		1,847件	(63 件)
名勝		422件	(36 件)
天然記念物		1,031件	(75 件)
選定			
重要文化的景観		65件	
重要伝統的建造物群保存地区		120地区	
登録			
登録有形文化財(建造物)		12,681件	
登録有形文化財(美術工芸品)		17件	
登録有形民俗文化財		45件	
登録記念物		117件	
文化財ではないが保護対象となるもの			
選定保存技術			
保持者		48件	(54 人)
保存団体		37件	(39 団体) ※6

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

※2 工芸技術の各個認定者は重複認定があり、実人員は57人となる。

※3 史跡・名勝・天然記念物の件数は、特別史跡・名勝・天然記念物の件数を含む。

※4 史跡・名勝・天然記念物には重複指定があり、実指定件数は3,185件となる。

※5 特別史跡・名勝・天然記念物の件数には重複指定があり、実指定件数は164件となる。

※6 選定保存技術については保存団体に重複認定があるため、実団体数は34団体となる。

出典：文化庁調べ

29. 国宝・重要文化財

国宝・重要文化財(建造物)時代別指定・棟数

(平成31年1月1日)

	種類別	件数	棟数
近代の分類	宗教	31	86
	住居	117 (1)	476 (1)
	学校	43 (1)	82 (1)
	文化施設	40	78
	官公庁舎	33	62
	商業・業務	24	39
	産業・交通・土木	87 (1)	303 (3)
	その他	5	17
小 計		380 (3)	1,143 (5)

	種類別	件数	棟数
近世以前の分類	神 社	575 (41)	1,263 (76)
	寺 院	865 (157)	1,273 (165)
	城 郭	53 (9)	235 (17)
	住 宅	97 (14)	158 (20)
	民 家	358	901
	その他	195 (4)	268 (8)
小 計		2,143 (225)	4,098 (286)

合 計 2,523 (228) 5,241 (291)

※()内は国宝で内数

国宝・重要文化財(美術工芸品)時代別指定件数一覧

(令和2年9月30日)

時代 種別	旧石器	縄文	弥生	古墳	飛鳥	奈良	平安	鎌倉	南北朝	室町	桃山	江戸	近代	計(A)
絵 画					1	12	162	728	131	285	124	265	52	1,760
彫 刻					124	127	1,460	748	71	94	10	17	6	2,657
工芸品				4	25	133	326	957	257	216	169	166	8	2,261
書跡・典籍					2	204	488	590	100	74	13	50		1,521
古文書					5	41	143	343	110	68	27	30		767
考古資料	11	121	111	180	14	71	79	22	6	4	2	3		624
歴史資料						1	1	12	2	19	11	103	47	196
計	11	121	111	184	171	589	2,659	3,400	677	760	356	634	113	9,786

種別	時代	東 洋								西洋	計 (B)
	中 国						朝鮮	その他	計		
	唐以前	唐	五代十国	宋・元	明・清	計					
絵 画		6	7	191	40	244	33		277		277
彫 刻	17	38		6		61	4		65	1	66
工芸品	4	28		91	28	151	47	2	200	10	210
書跡・典籍	16	58	1	306	1	382	14		396	2	398
古文書	1	1		6	2	10	2	1	13	1	14
考古資料	23	3				26	2		28		28
歴史資料					6	6	2	6	14	15	29
計	61	134	8	600	77	880	104	9	993	29	1,022

種別	総計 (A)+(B)
絵 画	2,037(162)
彫 刻	2,723(140)
工芸品	2,471(254)
書跡・典籍	1,919(228)
古文書	781(62)
考古資料	652(48)
歴史資料	225(3)
合計	10,808(897)

※()内は国宝で内数

出典：文化庁調べ

30. 重要無形文化財／重要有形・無形民俗文化財

重要無形文化財保持者等認定件数

(令和3年1月1日)

種類		各個認定		保持団体等認定	
		指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸能	雅楽	0	0	1	1
	能楽	5	11	1	1
	文楽	3	4	1	1
	歌舞伎	5	10	1	1
	組踊	3	4	1	1
	音楽	17	21	8	8
	舞踊	2	2	1	1
	演芸	2	2	0	0
小計		37件	54(54)人	14件	14団体

種類		各個認定		保持団体等認定	
		指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
工芸技術	陶芸	9	10	3	3
	染織	14	16	6	6
	漆芸	5	11	2	2
	金工	5	10	0	0
	木竹工	2	6	0	0
	人形	2	2	0	0
	手漉和紙	2	2	5	5
	小計	39件	58(57)人	16件	16団体

種類	各個認定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
合計	76件	112 (111)人	30件	30団体

(注) () 内は実人員を示す。

重要有形民俗文化財 指定件数

(令和3年1月1日)

種類	件数
衣食住に用いられるもの	30
生産、生業に用いられるもの	96
交通、運輸、通信に用いられるもの	19
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	40
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	3
合計	223

重要無形民俗文化財 指定件数

(令和3年1月1日)

種類	件数
風俗慣習	130
民俗芸能	171
民俗技術	17
合計	318

出典：文化庁調べ

3 1. 史跡・名勝・天然記念物／登録有形文化財（建造物）

史跡・名勝・天然記念物の種類別指定件数

（令和3年1月1日）

①史跡

分 類	件数
貝塚・集落跡・古墳等	713 (16)
都城跡・国都庁跡・城跡・官公庁・戦跡・その他政治に関する遺跡	413 (19)
社寺跡又は旧境内・その他祭祀信仰に関する遺跡	301 (14)
学校・研究施設・文化施設・その他教育・学術・文化に関する遺跡	25 (3)
医療施設・福祉施設・生活関連施設・その他社会・生活に関する遺跡	7 (-)
交通施設・通信施設・治山又は治水施設・その他経済・生産活動に関する遺跡	211 (2)
墳墓・碑	83 (3)
旧宅・園池・その他特に由緒のある地域等	85 (6)
外国及び外国人に関する遺跡	9 (-)
合 計	1,847 (63)

②名勝

分類	件数	分類	件数	分類	件数
庭園	230 (24)	瀑布	11 (-)	温泉	3 (-)
公園	10 (-)	湖沼	3 (1)	山岳	11 (1)
橋梁	3 (-)	浮島	1 (-)	丘陵・高原・平原	1 (-)
花樹	14 (-)	湧泉	1 (-)	河川	2 (-)
緑樹（松原）	7 (1)	海浜	40 (-)	展望地点	15 (1)
岩石・洞穴	19 (-)	島嶼	8 (2)	その他複合的なもの	7 (-)
峡谷・溪流	35 (5)	砂嘴	1 (1)	合 計	422 (36)

③天然記念物

分類	件数	分類	件数
動物	196 (21)	地質・鉱物	257 (20)
植物	555 (30)	天然保護区域	23 (4)
		合 計	1,031 (75)

（注）（ ）内は特別史跡名勝天然記念物で内数。

※ここでの件数は、同一の物件につき、2つの種別に重複して指定が行われている場合（例えば、名勝及び天然記念物など）、それぞれの種別につき1件として数えたもの。

登録有形文化財（建造物）

（令和3年1月1日）

登録有形文化財（建造物）	12,681件
--------------	---------

①時代別

江戸以前	明治	大正	昭和	計
2,256	4,026	2,583	3,816	12,681

②構造種別

建築物	土木構造物	その他の 工作物	計
10,023	641	2,017	12,681

③種別

産業			交通	官公 庁舎	学校	生活 関連	文化 福祉	住宅	宗教	治山 治水	他	計
1次	2次	3次										
118	1,311	1,588	501	226	385	336	407	5,681	1,837	208	83	12,681

出典：文化庁調べ

32. 世界遺産、無形文化遺産

我が国の世界遺産一覧

No.	資産名	所在地	記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
2	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
3	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
4	白神山地	青森県・秋田県	平成5年	自然
5	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府・滋賀県	平成6年	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
8	厳島神社	広島県	平成8年	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
10	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
13	知床	北海道	平成17年	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
15	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
16	平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	岩手県	平成23年	文化
17	富士山－信仰の対象と芸術の源泉－	山梨県・静岡県	平成25年	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－	東京都	平成28年	文化
21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成29年	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	平成30年	文化
23	百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－	大阪府	令和元年	文化

「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産

名称	記載年
能楽	平成20年
人形浄瑠璃文楽	平成20年
歌舞伎	平成20年
雅楽	平成21年
小千谷縮・越後上布（じょうふ）	平成21年
奥能登のあえのこと	平成21年
早池峰（はやちね）神楽	平成21年
秋保（あきう）の田植踊	平成21年
チャッキラコ	平成21年
大日堂舞楽	平成21年
題目立	平成21年
アイヌ古式舞踊	平成21年
組踊	平成22年
結城紬	平成22年
壬生の花田植	平成23年
佐陀神能（さだしんのう）	平成23年
那智の田楽	平成24年
和食；日本人の伝統的な食文化	平成25年
和紙：日本の手漉和紙技術	平成26年
山・鉾・屋台行事	平成28年
来訪神：仮面・仮装の神々	平成30年
伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術	令和2年

出典：文化庁調べ

33. 日本遺産

「日本遺産」は歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定する制度で、地域のストーリーを語るうえで不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより地域の活性化を図るものである。令和2年度に104件に達した。

認定ストーリー一覧

No.	名称	所在地
1	近世日本の教育遺産群－学び心・礼節の本源－	栃木県・茨城県・岡山県・大分県
2	かかあ天下－ぐんまの絹物語－	群馬県
3	加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡－人、技、心－	富山県
4	灯（あか）り舞う半島 能登～熱狂のキリコ祭り～	石川県
5	海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国（みけつくに）若狭と鯖街道～	福井県
6	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜	岐阜県
7	祈る皇女斎王のみやこ 斎宮	三重県
8	琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産	滋賀県
9	日本茶800年の歴史散歩	京都府
10	丹波篠山デカンショ節－民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶－	兵庫県
11	日本国創成のとき～飛鳥を翔（かけ）た女性たち～	奈良県
12	六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～	鳥取県
13	津和野今昔～百景図を歩く～	島根県
14	尾道水道が訪いだ中世からの箱庭的都市	広島県
15	「四国遍路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～	愛媛県・高知県・徳島県・香川県
16	古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～	福岡県
17	国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～	長崎県
18	相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里－人吉球磨～	熊本県
19	政宗が育んだ“伊達”な文化	宮城県
20	自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～	山形県
21	会津の三十三観音めぐり～巡礼を通して観た往時の会津の文化～	福島県
22	未来を拓いた「一本の水路」－大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代－	福島県
23	「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」－佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群－	千葉県
24	江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～	神奈川県
25	「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～	神奈川県
26	「なんだ、コレは！」 信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化	新潟県

No.	名称	所在地
27	『珠玉と歩む物語』小松～時の流れの中で磨き上げた石の文化～	石川県
28	木曾路はすべて山の中～山を守り 山に生きる～	長野県
29	飛騨匠の技・こころ～木とともに：今に引き継ぐ1300年～	岐阜県
30	『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」～古代国家を支えた海人の営み～	兵庫県
31	森に育まれ、森を育んだ人々の暮らしとところ～美林連なる造林発祥の地“吉野”～	奈良県
32	鯨とともに生きる	和歌山県
33	地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市	鳥取県
34	出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～	島根県
35	鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～	広島県・神奈川県・長崎県・京都府
36	“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島～よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶～	愛媛県・広島県
37	日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱のやきもの散歩～	佐賀県・長崎県
38	江差の五月は江戸にもないーニシンの繁栄が息づく町ー	北海道
39	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～	北海道・青森県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県・福井県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・香川県
40	サムライゆかりのシルク日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ	山形県
41	和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田	埼玉県
42	忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー	滋賀県・三重県
43	300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊	京都府
44	1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～	大阪府・奈良県
45	播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～	兵庫県
46	絶景の宝庫 和歌の浦	和歌山県
47	「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅	和歌山県
48	日が沈む聖地出雲～神が割り出した地の夕日を巡る～	島根県
49	一輪の綿花から始まる倉敷物語～和と洋が織りなす繊維のまち～	岡山県
50	きっと恋する六古窯ー日本生まれ日本育ちのやきもの産地ー	岡山県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県
51	森林鉄道から日本一のゆずロードへーゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化ー	高知県
52	関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～	福岡県・山口県

No.	名称	所在地
53	米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～	熊本県
54	やばい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく～	大分県
55	カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～	北海道
56	山寺が支えた紅花文化	山形県
57	地下迷宮の秘密を探る旅～大谷石文化が息づくまち宇都宮～	栃木県
58	明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～	栃木県
59	宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波	富山県
60	葡萄畑が織りなす風景－山梨県峡東地域－	山梨県
61	星降る中部高地の縄文世界－数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅－	長野県・山梨県
62	旅人たちの足跡残る悠久の石畳道－箱根八里で辿る遥かな江戸の旅路－	静岡県・神奈川県
63	「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～	和歌山県
64	「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～	岡山県
65	瀬戸の夕風が包む 国内随一の近世港町～セピア色の港町に日常が溶け込む瀬の浦～	広島県
66	鬼が仏になった里「くにさき」	大分県
67	古代人のモニュメント－台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観－	宮崎県
68	本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～	北海道
69	みちのくGOLD浪漫－黄金の国ジバング、産金はじまりの地をたどる－	宮城県・岩手県
70	里沼（SATO-NUMA）－「折り」「実り」「守り」の沼が磨き上げた館林の沼辺文化－	群馬県
71	400年の歴史の扉を開ける旅～石から読み解く中世・近世のまちづくり 越前・福井～	福井県
72	江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～	愛知県
73	海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち～	三重県
74	1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～	滋賀県・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
75	旅引付と二枚の絵図が伝えるまち－中世日根荘の風景－	大阪府
76	中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～	大阪府
77	「日本第一」の塩を産したまち 播州赤穂	兵庫県
78	日本海の風が生んだ絶景と秘境－日本海の風が生んだ絶景と秘境幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」	鳥取県・兵庫県

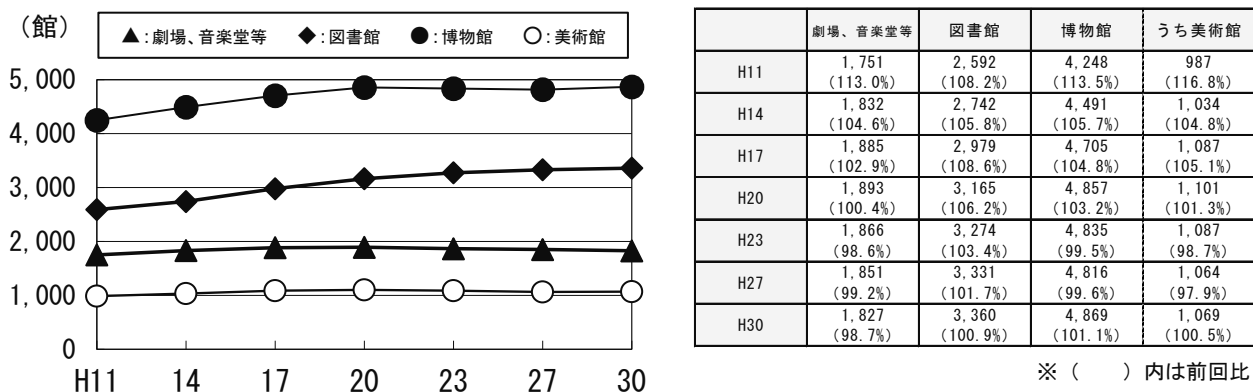
No.	名称	所在地
79	神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～	島根県
80	知ってる！？悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いたせとうち備讃諸島～	岡山県・香川県
81	藍のふるさと 阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～	徳島県
82	薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～	鹿児島県
83	琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」	沖縄県
84	「鮭の聖地」の物語～根室海峡一万年の道程～	北海道
85	“奥南部”漆物語～安比川流域に受け継がれる伝統技術～	岩手県
86	日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～	茨城県・山梨県
87	かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～	栃木県・茨城県
88	霊気満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～	東京都
89	究極の雪国とおかまち一真説！豪雪地ものがたりー	新潟県
90	海を越えた鉄道～世界へつながる 鉄路のキセキ～	福井県・滋賀県
91	甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～	山梨県
92	月の都 千曲ー姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」ー	長野県
93	レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～	長野県
94	日本初「旅ブーム」を起こした弥次さん喜多さん、駿州の旅～滑稽本と浮世絵が描く東海道旅のガイドブック（道中記）～	静岡県
95	京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水～舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつとき～	京都府・滋賀県
96	女性とともに今に息づく女人高野～時を超え、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地～	大阪府・奈良県・和歌山県
97	「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷	兵庫県
98	もう、すべらせない！！～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～	奈良県・大阪府
99	「葛城修験」ー里人とともに守り伝える修験道はじまりの地ー	和歌山県・大阪府・奈良県
100	中世日本の傑作 益田を味わうー地方の時代に輝き再びー	島根県
101	石見の火山が伝える悠久の歴史～“縄文の森”“銀の山”と出逢える旅へ～	島根県
102	「ジャパンレッド」発祥の地ー弁柄と銅の町・備中吹屋ー	岡山県
103	砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～	長崎県・福岡県・佐賀県
104	八代を創造した石工たちの軌跡～石工の郷に息づく石造りのレガシー～	熊本県

34. 文化関連施設①（施設数・職員数・利用者数）

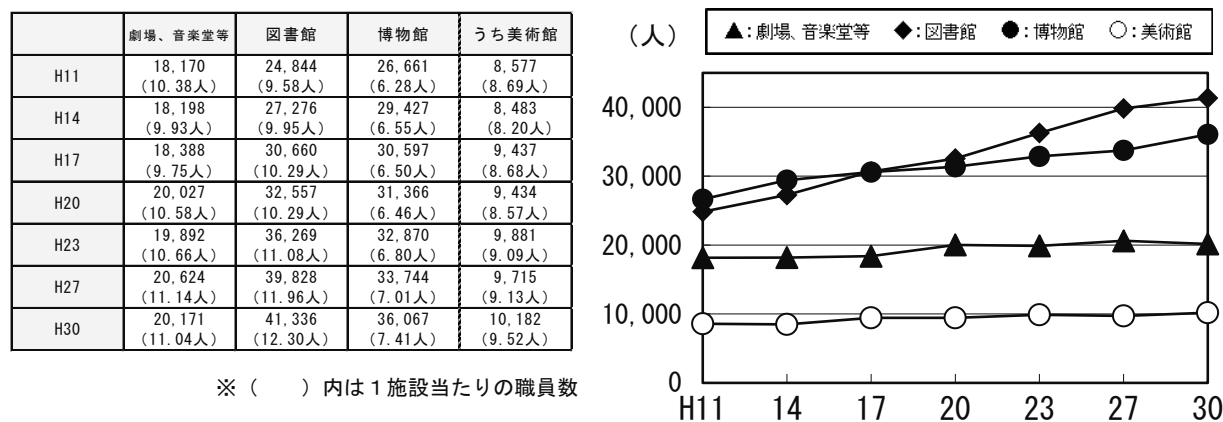
文化関連施設の中で最も多いのは博物館である。施設の増加傾向は小さくなっており、劇場、音楽堂は減少に転じた。また、文化関連施設の職員数（専任、兼任、非常勤の合計）は、いずれの施設とも施設の増加に伴って増えているが、1館当たりの職員数では図書館の伸びが最も大きい。利用者数は博物館が伸びている。

※劇場、音楽堂等は、地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂、文化センター等で座席数300以上のホールを有するもの。博物館は、総合系・歴史系・美術系の博物館の合計で、類似施設を含む。図書館は同種施設を含む。そのため、社会教育調査の全施設数の合計と一致しない。

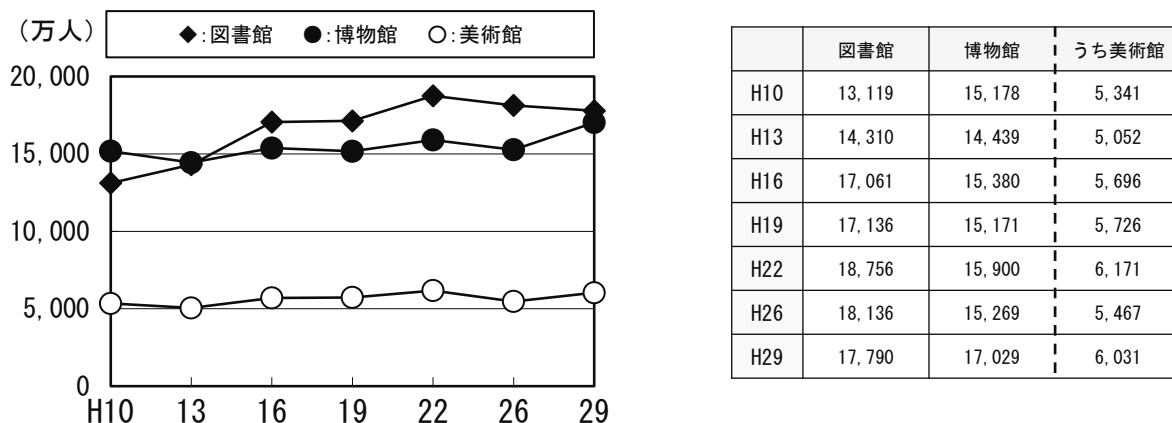
施設数



職員数



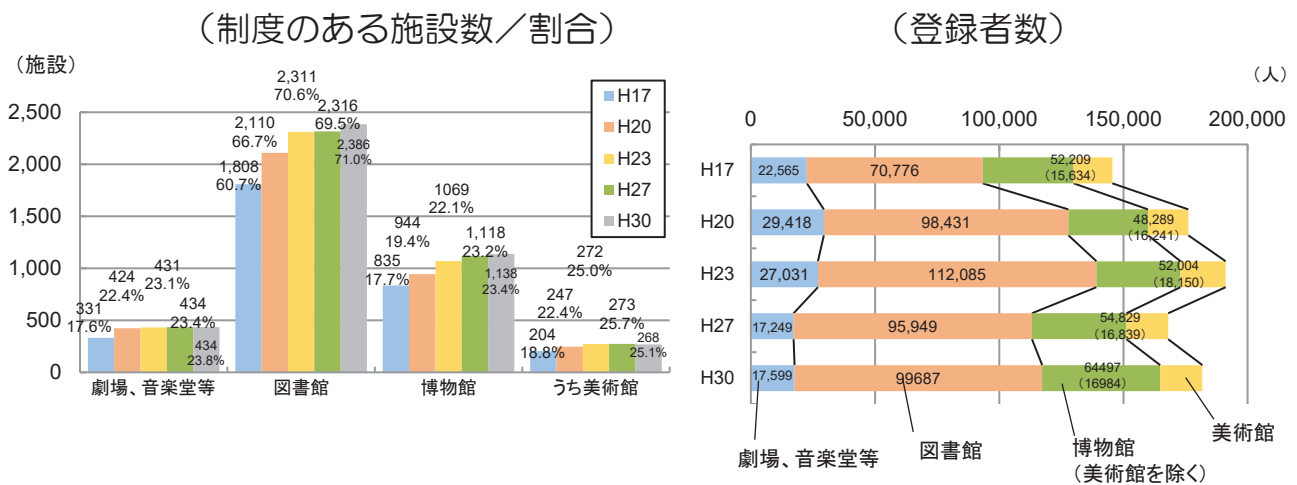
利用者数



出典：文部科学省「社会教育統計：社会教育調査報告書」（各年度版）

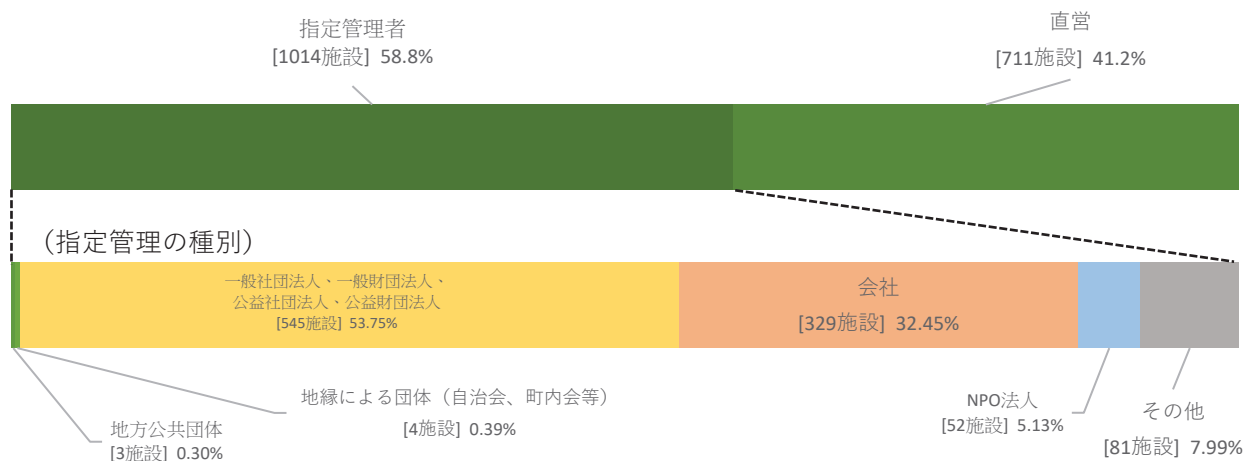
35. 文化関連施設②（ボランティア登録制度・指定管理者制度）

ボランティア登録制度の導入状況



出典：文部科学省「社会教育統計：社会教育調査報告書」（各年度版）

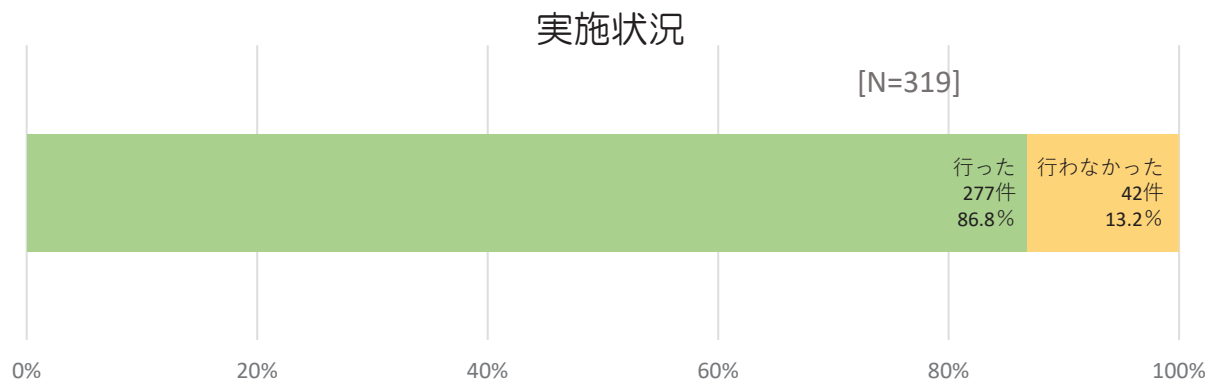
公立の劇場、音楽堂における指定管理者制度の導入状況



出典：文部科学省「社会教育統計：社会教育調査報告書 平成30年度」

36. メセナ活動①

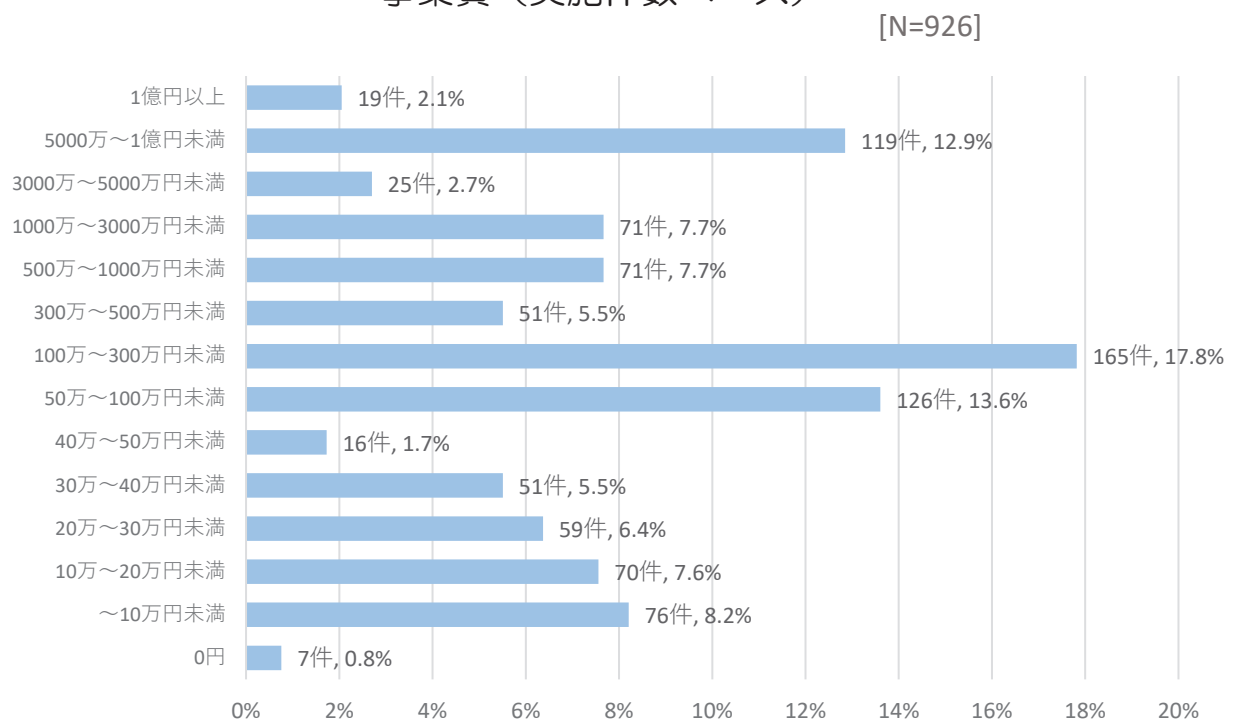
メセナ活動は即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めるのではなく、社会貢献の一環として企業が行う芸術文化支援活動である。令和元年度、メセナ活動を行った企業は回答企業（319社）の86.8%であった。1社あたりの活動費は企業本体で実施する場合と財団を設けている場合で大きな差があり、企業の場合は1社9698万円であった。1件あたりの事業規模は100～300万円未満が多いが、5000万円～1億円未満にもピークがある。



活動費総額

企業 162億9277万円 (N=168) 平均 9698万円

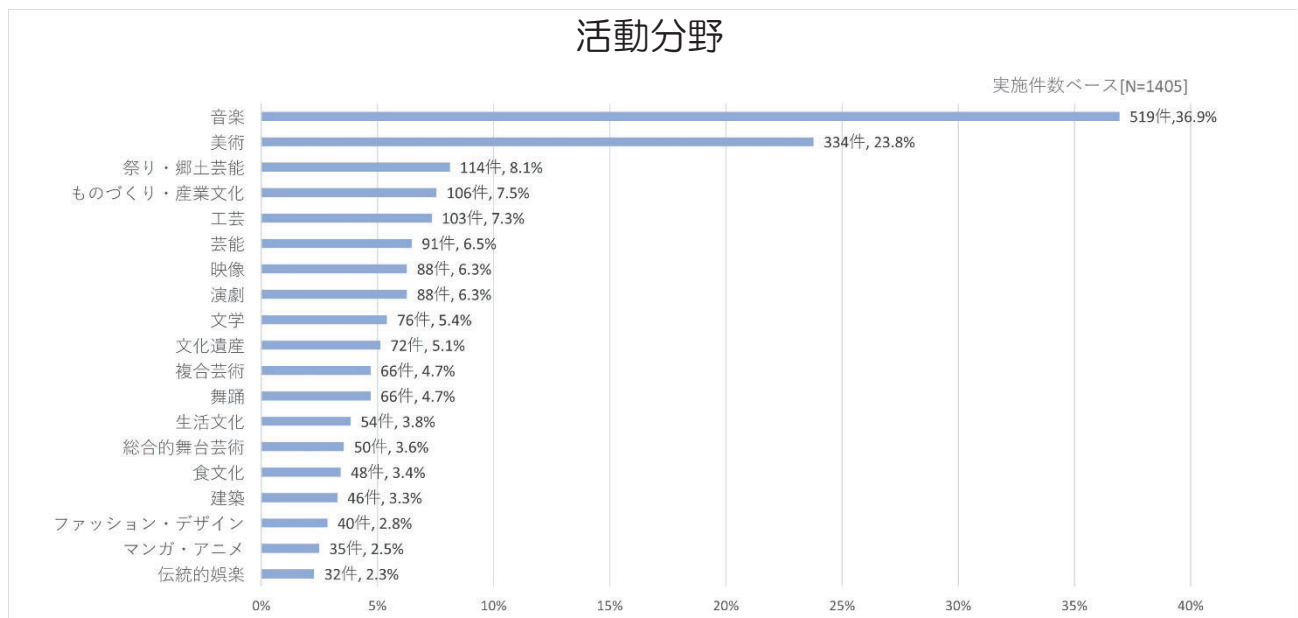
事業費（実施件数ベース）



出典：(公社)企業メセナ協議会「2019年度メセナ活動実態調査」(2020)

37. メセナ活動②

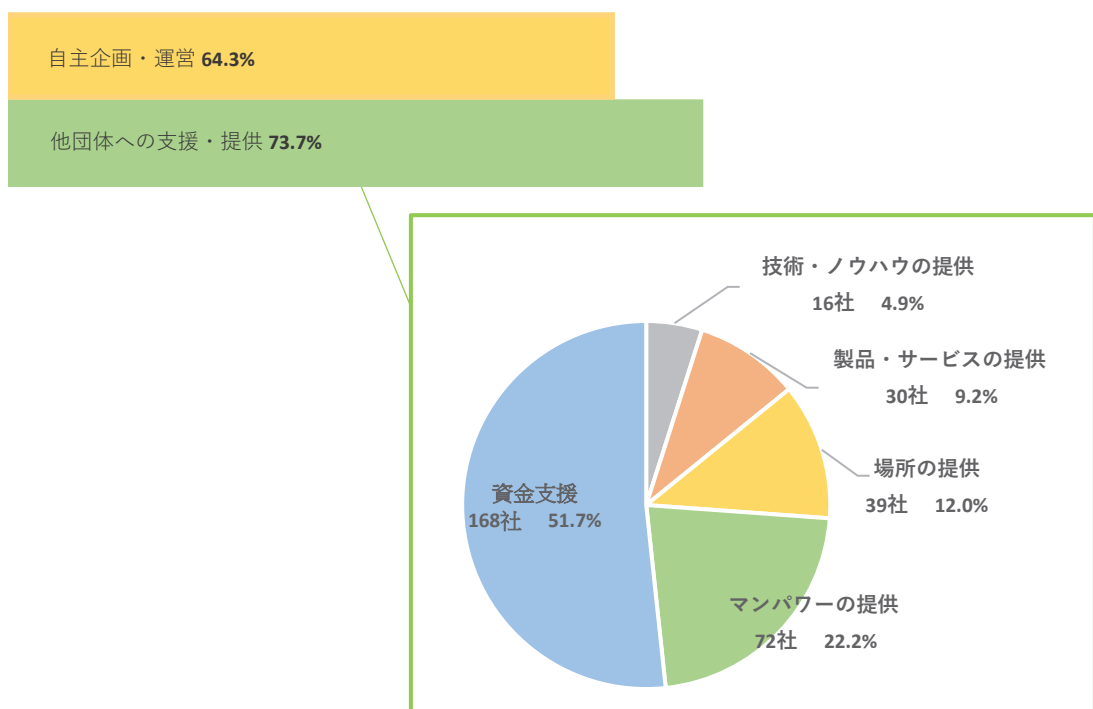
メセナ活動の分野は「音楽」「美術」が中心である。他団体への支援活動は資金支援が51.7%であるが、それだけでなくマンパワーや製品・サービス、場所、技術・ノウハウの提供など多様である。



活動の実施方法

メセナ活動の手法 | 企業数ベース

2019年度 MA/N=266



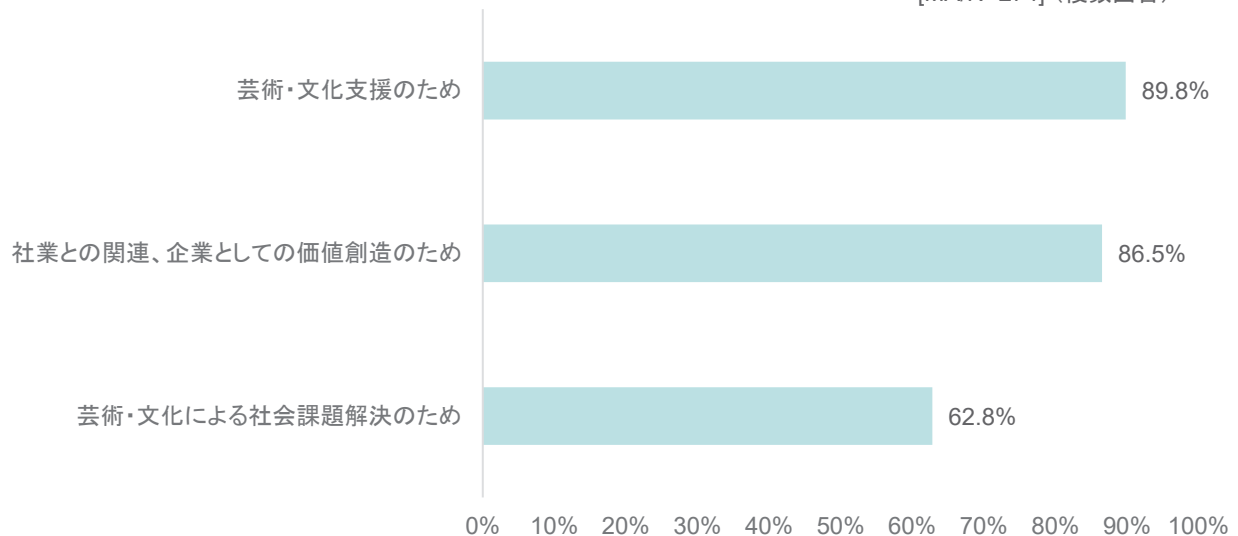
出典：(公社)企業メセナ協議会「2019年度メセナ活動実態調査」(2020)

38. メセナ活動③

メセナ活動を実施する目的については「芸術・文化支援のため」が89.8%にのぼり、「社業との関連、企業としての価値創造のため」も多い。その一方で「芸術・文化による社会課題解決のため」（62.8%）も小さくない。実施した結果としては、「実施地域において理解や振興が進んだ」「地域や社会にプラスの変化が起きた」「地域での自社ブランドが向上した」が多いが、宣伝効果や社員への啓発も認められている。

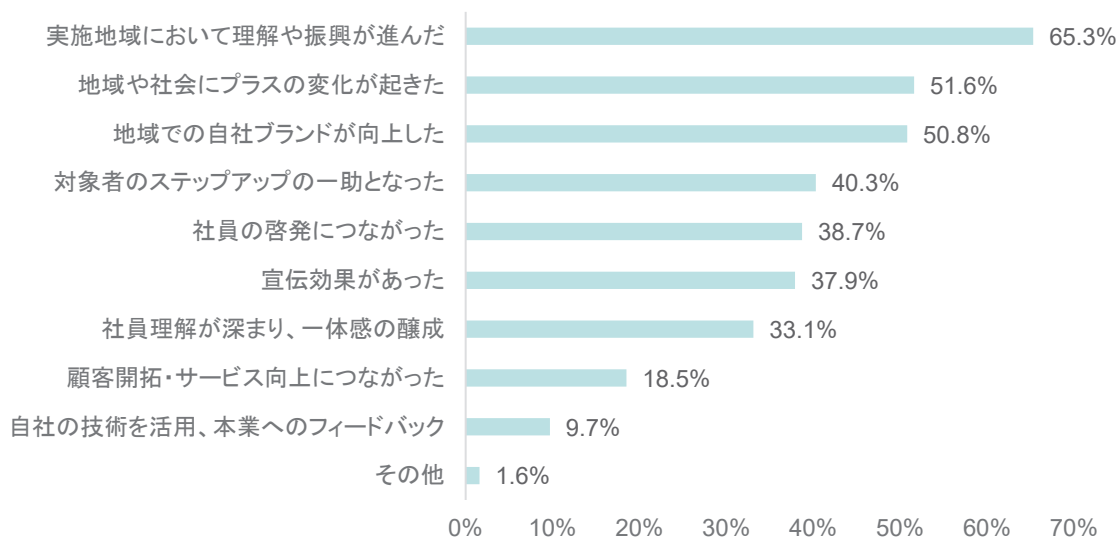
メセナ活動の目的

[MA/N=274]（複数回答）



メセナ活動を通して企業が得たこと

[MA/N=349]（複数回答）

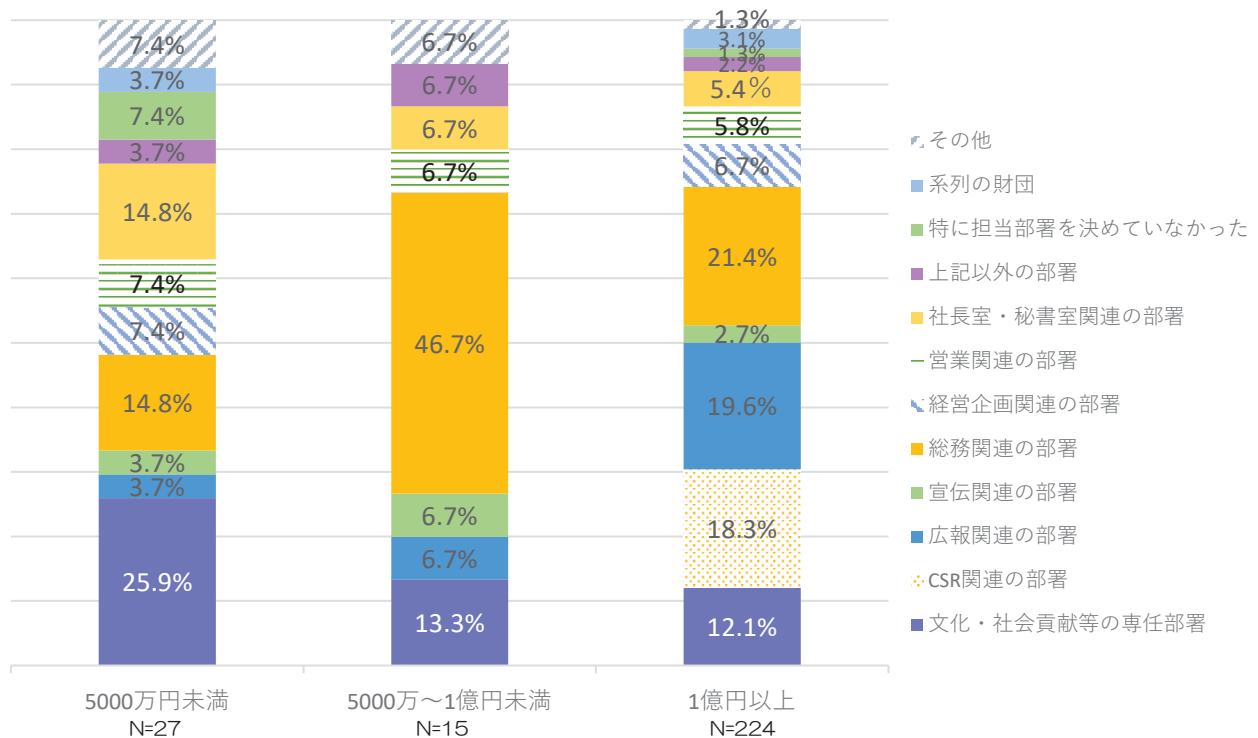


出典：（公社）企業メセナ協議会「2019年度メセナ活動実態調査」（2020）

39. メセナ活動④

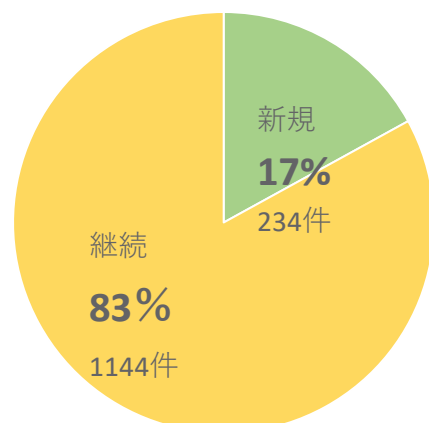
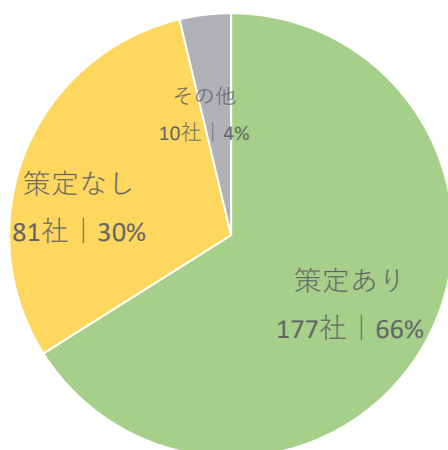
比較的小規模のメセナ活動の場合、社内の担当は専門の部署または社長室等の取り扱いが多いが、規模が大きくなると、総務関連の部署、さらに大きくなるとCSR関連部署や広報関連部署に移る傾向がある。活動プログラムは従前からの継続が83%となっている。

担当部署



新規プログラムの割合

メセナ活動に関する基本方針の策定



出典：(公社)企業メセナ協議会「2019年度メセナ活動実態調査」(2020)

40. 文化芸術推進基本計画

文化芸術推進基本計画とは

文化芸術基本法の規定に基づき、政府は文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、『文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—（第1期）』を策定した（平成30年3月6日閣議決定）。対象期間は平成30年度～令和4年度の5年間である。

図表1 文化芸術推進基本計画（第1期）の概要



4 1. 文化芸術創造都市

文化芸術創造都市の推進について(地方自治体等との連携)

◆文化芸術創造都市とは？

文化芸術の持つ創造性を活かした**産業振興、地域活性化等の取組**。
世界規模では、ユネスコが中心となり、**国際的なネットワーク**を形成。

◆文化庁の取組

- ▶ 文化芸術創造都市に取り組む自治体及びその関係者に対して、一括した情報収集・提供等を行い、**国内の文化芸術創造都市ネットワークの充実・強化を図るとともに、各都市の取組を支援、促進**
事業例) 国内ネットワークサミットの開催 等
- ▶ **文化庁長官表彰に文化芸術創造都市部門を設け**、市民参加の下、文化芸術の力により地域の活性化に取り組み、特に顕著な成果をあげている市区町村を表彰

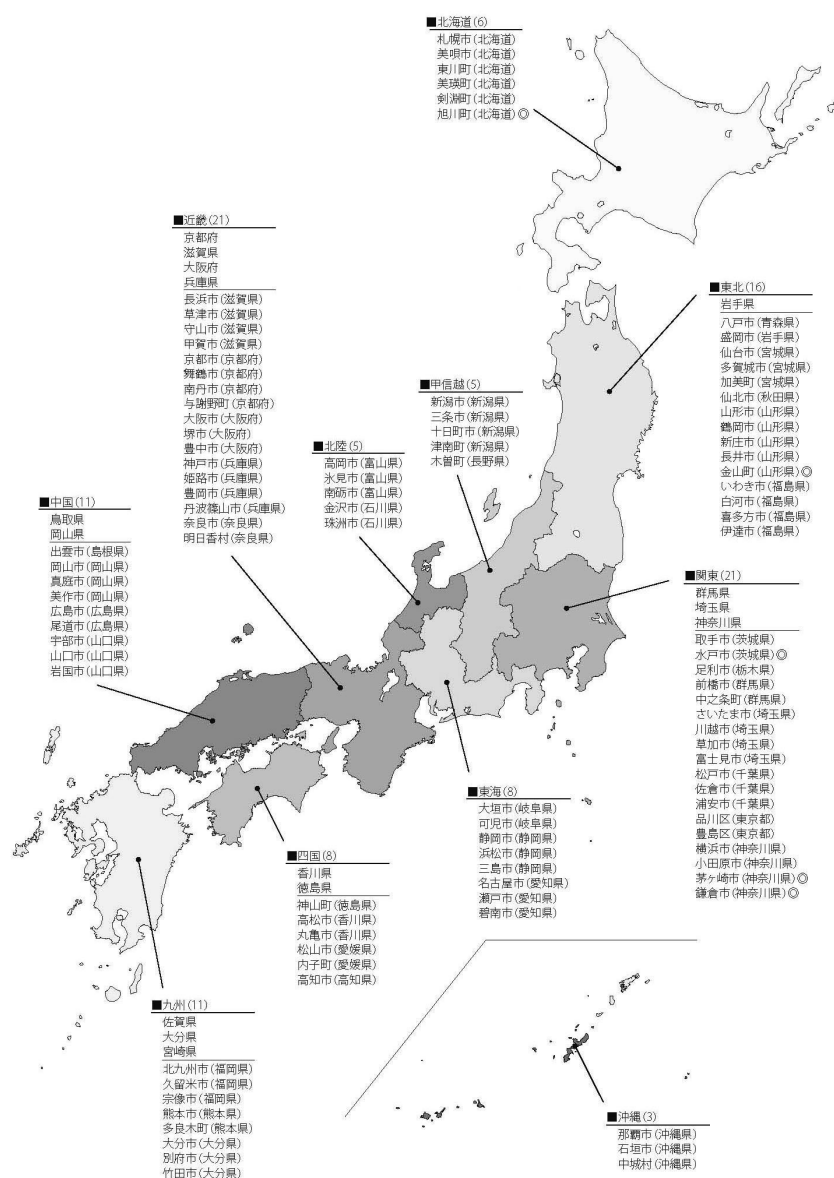
文化芸術創造都市を核として、文化プログラムに関する地方自治体等との連携を展開

創造都市ネットワーク日本(CCNJ)

創造都市ネットワーク日本(CCNJ)は、創造都市の取組を推進する(または推進しようとする)地方自治体等、多様な主体を支援するとともに、国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進するためのプラットフォームとして、平成25年1月13日に設立された。CCNJは、創造都市に関するあらゆる情報・知見・経験交流のハブ機能を担い、取組主体のサポート役に徹することを基本的な役割とし、わが国における創造都市の普及・発展を通じて日本社会の創造的な復興・再生に貢献するとともに、平和で共生的なアジア創造都市ネットワークを構築する礎となることをめざしている。



CCNJ加盟自治体（令和2年3月24日現在）



■自治体以外の団体

(43 団体、令和2年1月31日現在)

一般財団法人アーツエイド東北 | NP0 法人アート NP0 リンク | NP0 法人いわてアートサポートセンター | 宇都宮市創造都市研究センター | 一般社団法人エーシーオー沖縄 | 公益財団法人大垣市文化事業団 | 公益社団法人岡山県文化連盟 | 公益財団法人岡山シンフォニーホール | 公益財団法人沖縄県文化振興会 | 公益財団法人音楽文化創造 | 一般財団法人カルチャー・ヴィジョン・ジャパン | 公益財団法人関西・大阪 21 世紀協会 | NP0 法人キッズファン | 一般社団法人クラブ沖縄 | 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 | 公益財団法人京都市芸術文化協会 | NP0 法人 Creative Association | 一般社団法人クリエイティブクラスター | NP0 法人グリーンバレー | NP0 法人黄金町エリアマネジメントセンター | NP0 法人さをりひろば | 滋賀次世代文化芸術センター | NP0 法人駿河地域経営支援研究所 | 大道芸ワールドカップ実行委員会 | 株式会社ダン計画研究所 | NP0 法人 DANCE BOX | 株式会社地域計画建築研究所 | NP0 法人都市文化創造機構 | NP0 法人鳥の劇場 | 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 | 株式会社ニッセイ基礎研究所 | 公益社団法人日本オーケストラ連盟 | 一般財団法人日本ファッション協会 | 一般社団法人ノオト | 公益財団法人東松山文化まちづくり公社 | 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 | 株式会社バウハウス | 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 | 福岡県文化団体連合 | NP0 法人 BEPPU PROJECT | NP0 法人山形国際ドキュメンタリー映画祭 | 公益財団法人山本能楽堂 | 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

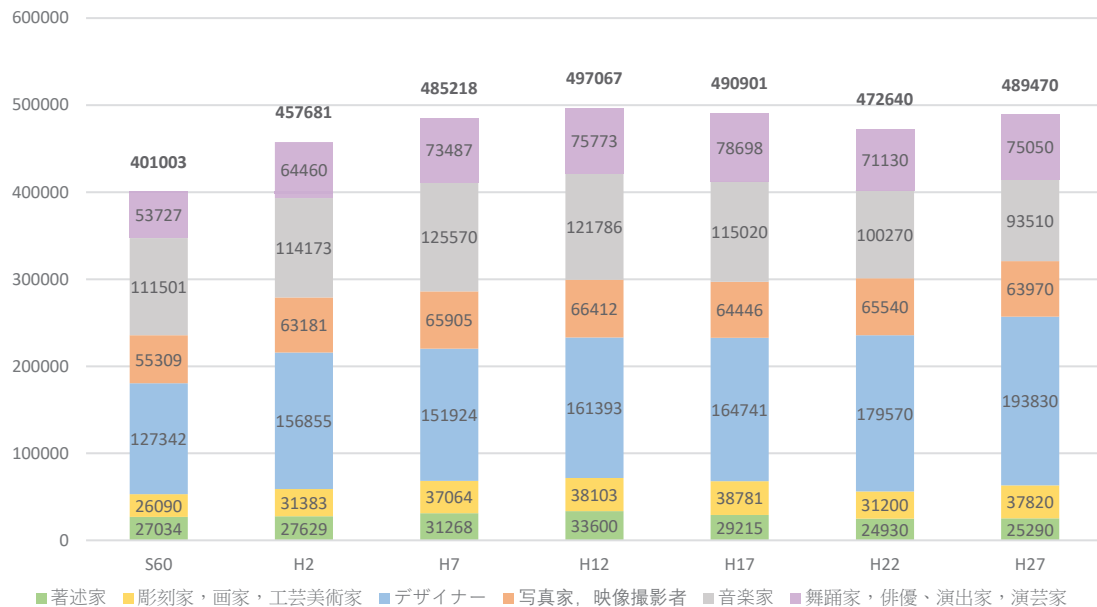
出典：文化庁「2019年度文化芸術創造都市推進事業成果報告書」（2020）

42. 我が国の「芸術家」人口①（職業別、年齢別）

我が国の「芸術家」人口は増加傾向で推移していたが、平成17年調査時に微減に転じ、平成22年にさらに減少したあと、平成27年に約49万人となった。分野毎の年齢別人口をみると、概ね30代に最も多く分布している。

※『芸術家』とは、国勢調査において職業欄に「著述家」「彫刻家・画家・工芸美術家」「デザイナー」「写真家・映像撮影者」「音楽家」「個人教師（音楽）」「舞踊家・俳優・演出家・演芸家」「個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）」のいずれかに該当すると記入した人。個人教師は「音楽家」「舞踊家・俳優・演出家・演芸家」にそれぞれ合算。

(人)

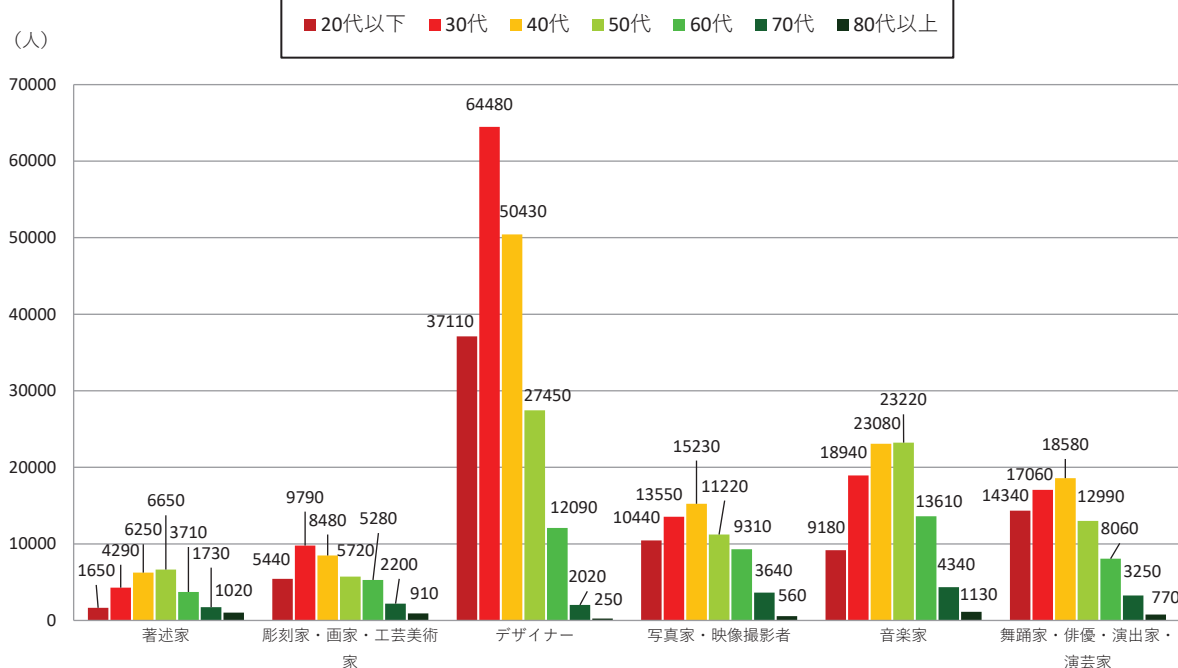


※平成22年以降は抽出詳細集計による。

※平成17年以前は、「舞踊家、俳優、舞踊家、演芸家」は「俳優、舞踊家、演芸家」、
「写真家、映像撮影者」は「写真家、カメラマン」、「著述家」は「文芸家、著述家」。

出典：総務省「国勢調査」（各年版）

(人)

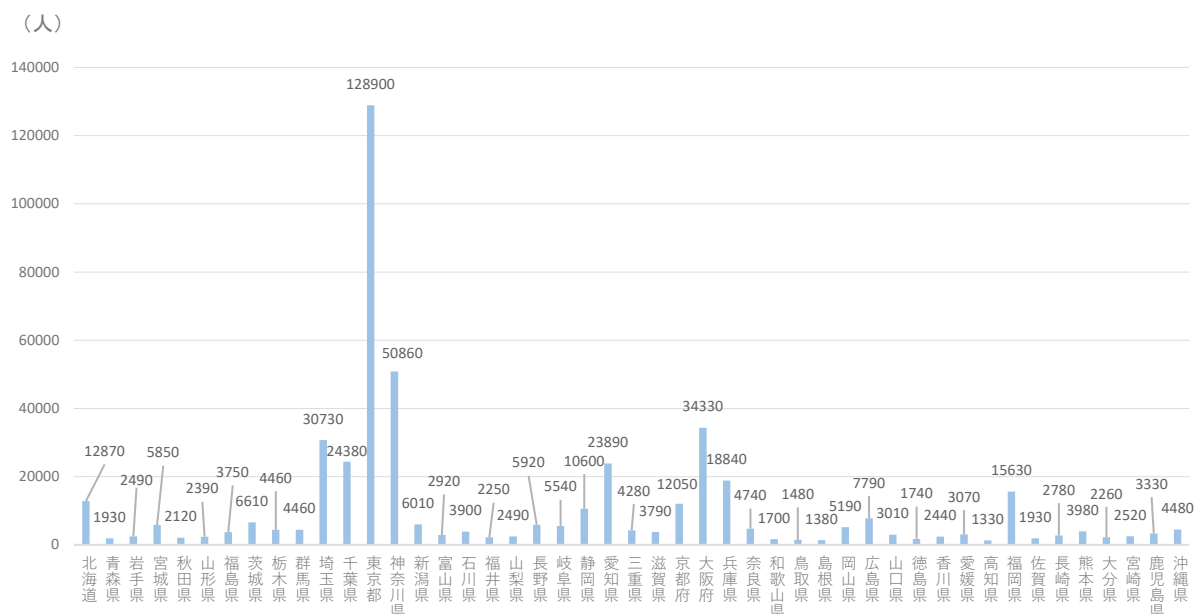


出典：総務省「平成27年国勢調査」

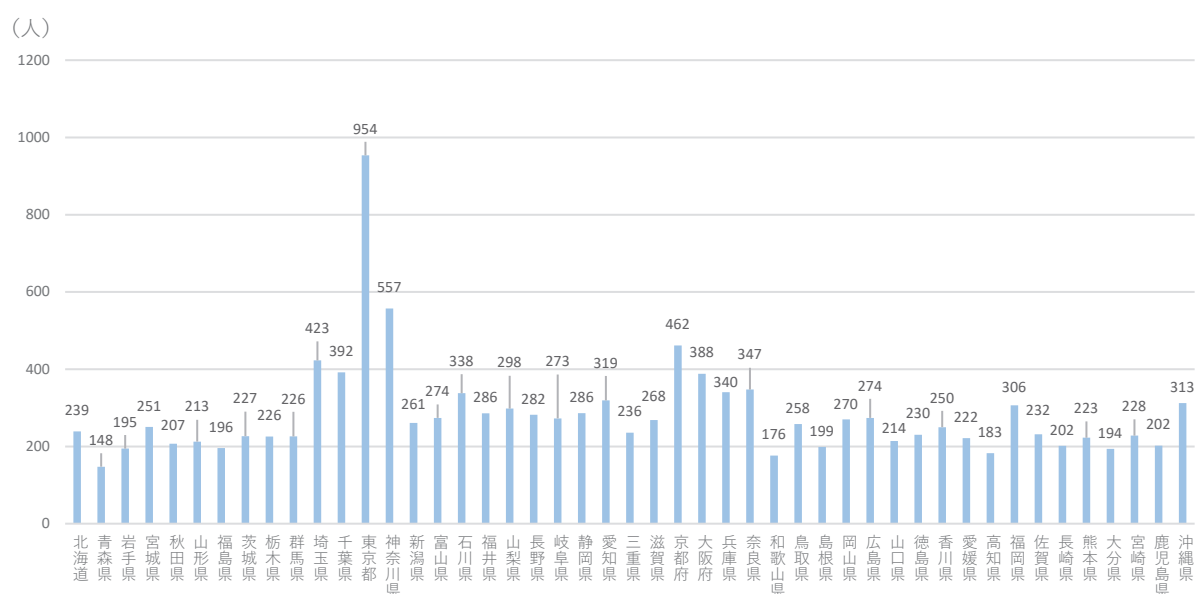
43. 我が国の「芸術家」人口②（地域別）

「芸術家」人口の地域別分布をみると、最多が東京都で128,900人、最少が高知県で1330人（全国の芸術家の31%が東京都に集中している）。人口10万人あたりでは、最多が同じく東京都で954人、最少が青森県の148人であった。

都道府県別「芸術家」数



都道府県別10万人あたり「芸術家」数

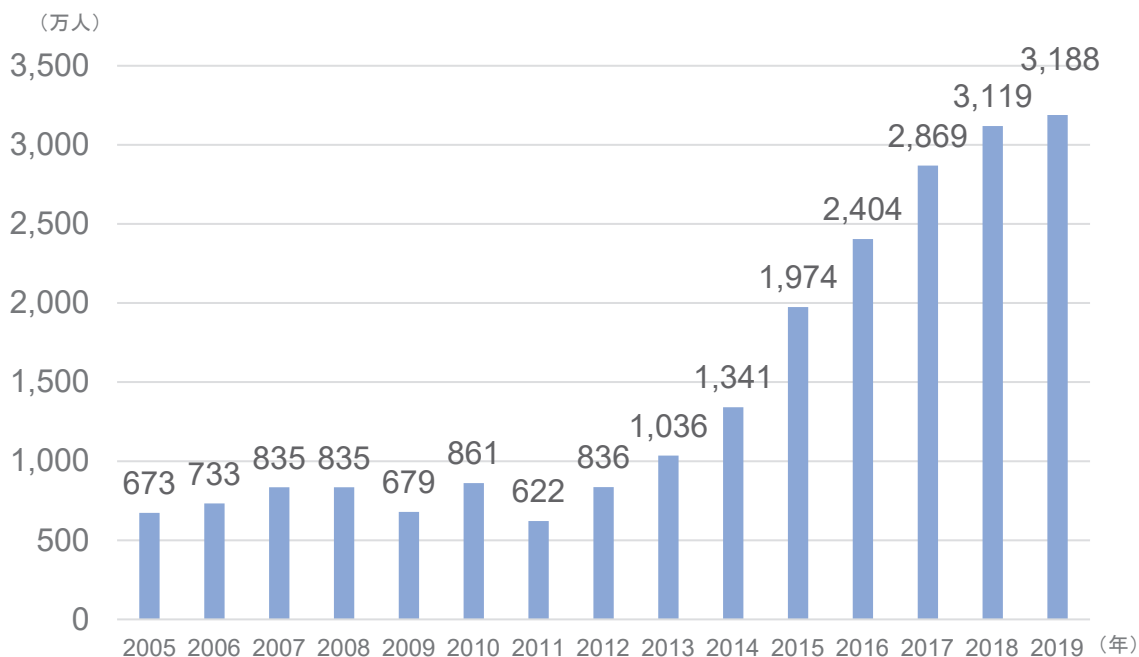


出典：総務省統計局「平成27年国勢調査」

4 4. 外国人旅行者

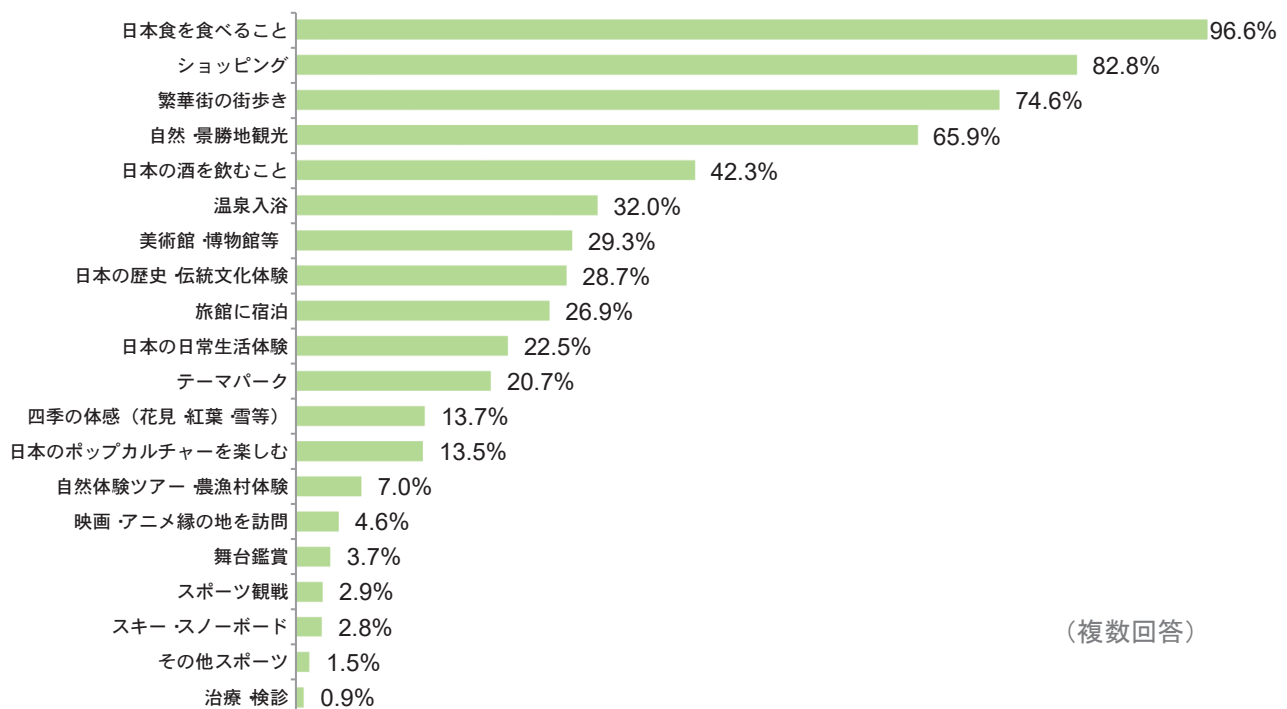
訪日外国人旅行者数は近年大幅に増加し、2013年には1,000万人を超え、2015年には2,000万人近くに昇った。平成30年は初めて3,000万人を突破した。また訪日の際に日本食を食べることを経験する外国人は96.6%に及んだ。

訪日外国人旅行者数の推移



出典：日本政府観光局「訪日外国人旅行者数の推移・出国日本人数の推移」

訪日時にしたこと

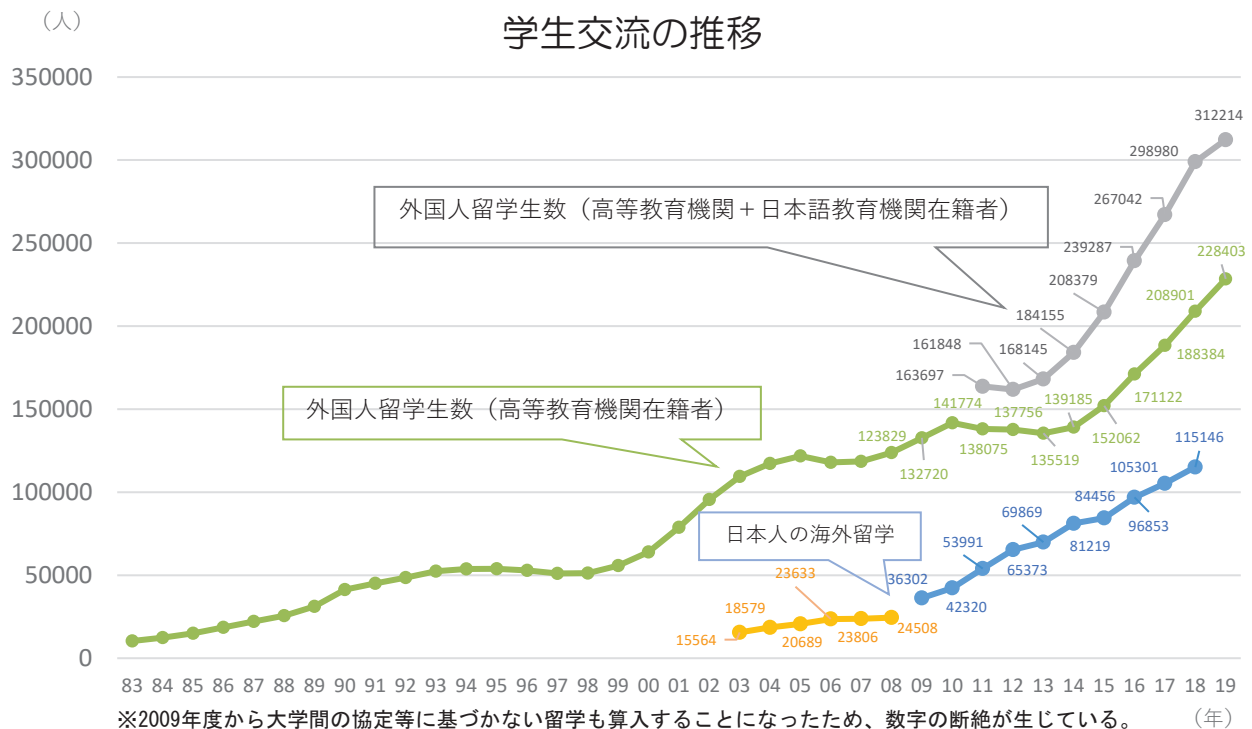


(複数回答)

出典：観光庁「訪日外国人の消費動向」（2019年調査）

45. 学生の海外交流

日本人の留学者数は2006～08年ごろ一時停滞したが、2009年ごろから持ち直し、その後は順調に増加している（2008～09年の断続は「協定なし」の算入によるが、「協定あり」だけでも伸びている）。外国人留學生の受入れ数は震災の影響があった2011年は減少したが、その後増加傾向にある。



出身国（地域）別受入れ留學生の概況

国(地域)名	留學生数		国(地域)名	留學生数	
中国	124,436	39.9%	フランス	1,635	0.5%
ベトナム	73,389	23.5%	ドイツ	949	0.3%
ネパール	26,308	8.4%	ロシア	831	0.3%
韓国	18,338	5.9%	イタリア	789	0.3%
台湾	9,584	3.1%	カンボジア	751	0.2%
スリランカ	7,240	2.3%	英国	730	0.2%
インドネシア	6,756	2.2%	ブラジル	548	0.2%
ミャンマー	5,383	1.7%	パキスタン	470	0.2%
タイ	3,847	1.2%	オーストラリア	457	0.1%
バングラデシュ	3,527	1.1%	シンガポール	438	0.1%
モンゴル	3,396	1.1%	カナダ	437	0.1%
マレーシア	3,052	1.0%	メキシコ	427	0.1%
アメリカ合衆国	3,000	1.0%	スウェーデン	419	0.1%
フィリピン	2,852	0.9%	スペイン	419	0.1%
ウズベキスタン	1,942	0.6%	その他	7,995	2.6%
インドネシア	1,869	0.6%	計	312,214	100.0%

(令和元年5月1日現在)

日本人学生の主な留学先

国(地域)名	留學生数	
アメリカ合衆国	19,891	17.3%
オーストラリア	10,038	8.7%
カナダ	10,035	8.7%
韓国	8,143	7.1%
中国	7,980	6.9%
英国	6,538	5.7%
台湾	5,932	5.2%
タイ	5,479	4.8%
フィリピン	4,502	3.9%
ドイツ	3,387	2.9%
その他	33,221	28.9%
計	115,146	100.0%

(平成30年度)

出典: (独) 日本学生支援機構『2018(平成30)年度
日本人学生留学状況調査結果』(令和2年4月)

出典: (独) 日本学生支援機構『2019(令和元)年度
外国人留學生在籍状況調査結果』(令和2年4月)

第3章 政府統計による文化芸術の状況把握

本章では、既存の政府統計の集計結果を検討することにより、日本の文化芸術に関連する状況の把握を行った。

本調査研究では特に「文化に関する世論調査」（文化庁、令和2年2月実施）、「就業構造基本調査」（総務省、平成29年10月実施）、「社会生活基本調査」（総務省、平成28年10月実施）に注目し、わが国の文化芸術の一端を需要、供給の両面からとらえることを試みた。

1. 文化に関する世論調査

「文化に関する世論調査」は、かつては内閣府が6～7年ごとに実施してきたが、平成30年度調査から文化庁に移管され、それ以降毎年実施されている。全国3,000名の18歳以上の日本国籍を有する者が対象の調査で、集計結果を含む報告書は文化庁webページで公開されている。

以下、令和2年2月に過去1年間の行動を尋ねる形で実施された調査について、基礎集計については報告書掲載のグラフを引用し、それを出発点とする分析を同報告書の後半に収録されている集計表の数値を用いて実施した。引用された図表で「今回」とあるのは令和2年の調査を指す。

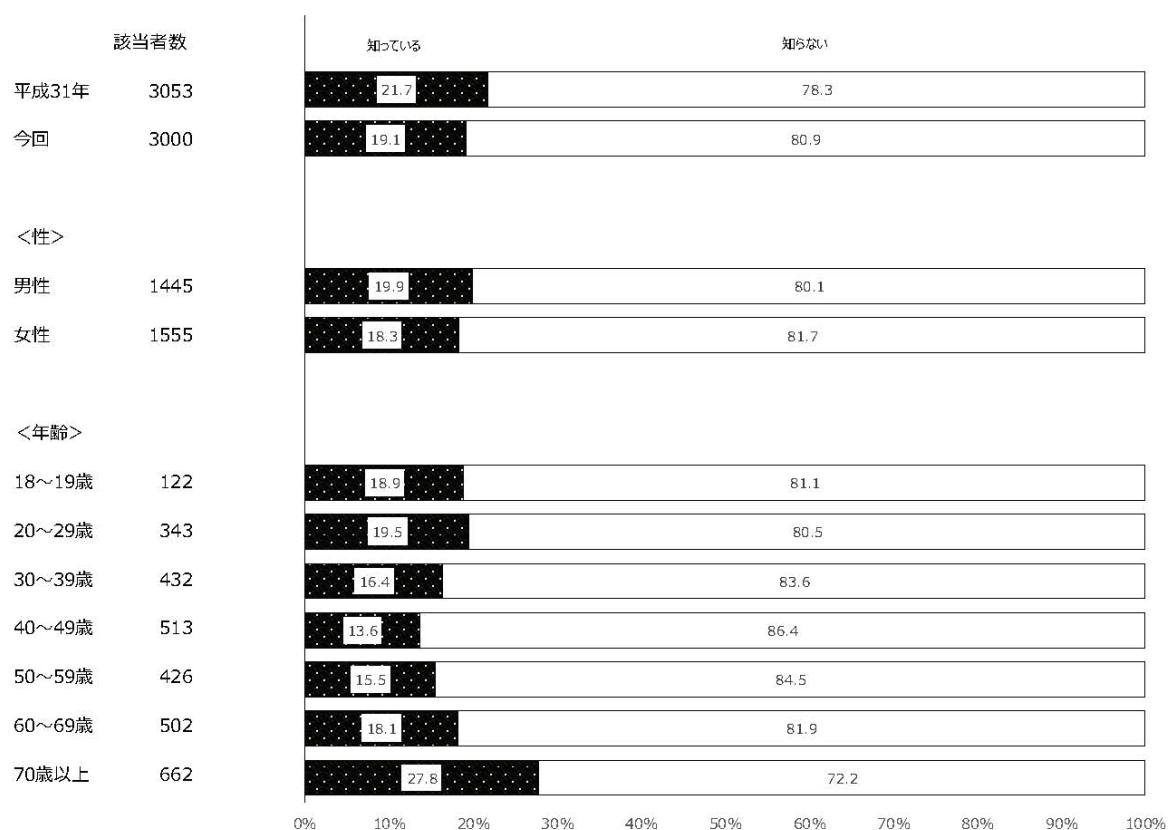
文化芸術活動によるコミュニティ強化

はじめに、文化芸術に対する考え方について、共生社会、地域のあり方、諸外国との関わりといった観点から、広く見ていくことにする。

昨今、「文化芸術活動を共に行うことを通じて障害者や高齢者、生活困窮者など社会的に孤立している人々との交流を深め、コミュニティを強化する」という方向性が提起されている。調査では「この考え方を知っているか」という設問が行われており（Q11）、その結果として得られたのが図3-1である。「図Q11」は報告書上の図表番号である。回答者で「知っている」としたのは20%弱で（報告書は「認知度は高くない」とする）、男女差はなく、70歳以上でやや高めである。

さて、「文化に関する世論調査」は、回答者の属性として「性別」「年齢」「居住地域」「職業」「家族形態」「子どもとの同居」「末子の成長段階」「健康状態」「介護・介助が必要な家族の有無」「世帯年収」「文化芸術振興のための寄付」「地域の文化芸術資源に対する意識」を尋ねている。報告書末尾の集計表を用いて、文化芸術活動を通じた共生社会づくりの認知度が属性により異なるか検討したところ、図3-2に示すように、世帯年収による認知の違いは見られなかったが、「地域の文化芸術資源に対する意識」の強さでは違いが見られた。すなわち、「伝統的な祭りや歴史的な建物などの存在が、その地域の人々にとって地域への愛着や誇りとなる」との考え方に「そう思う」度合いが強いほど共生社会の認知度が高かった。また、図は省略するが、その他の属性では、「文化芸術振興のための寄付をしたことがあるか」に「ある」と回答した人（51.0%）は、「したこと

図 3 - 1 . 文化芸術活動を通じた共生社会づくりの認知 (図Q11)

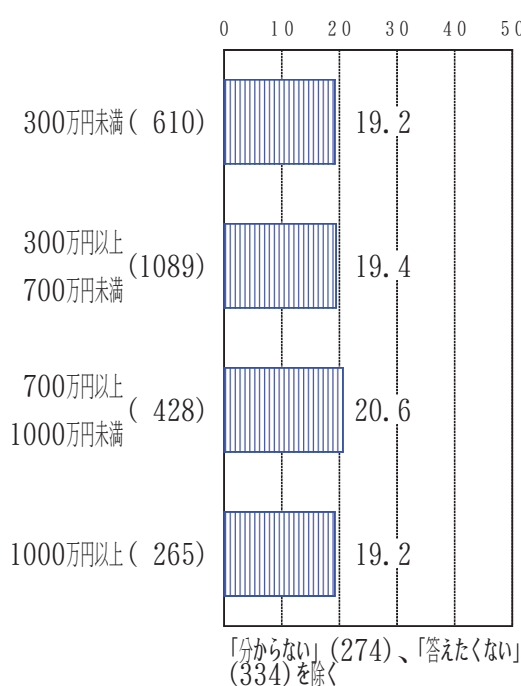


『文化に関する世論調査 報告書』(文化庁、2020)

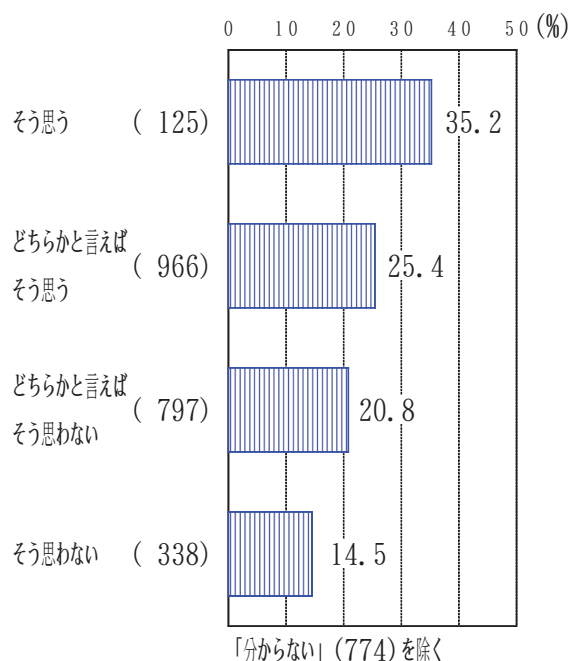
図 3 - 2 . 文化芸術活動を通じた共生社会づくりの認知率

●文化芸術活動を通じた共生社会づくりを知っている

【世帯年収別】



【地域の文化芸術資源に対する意識別】



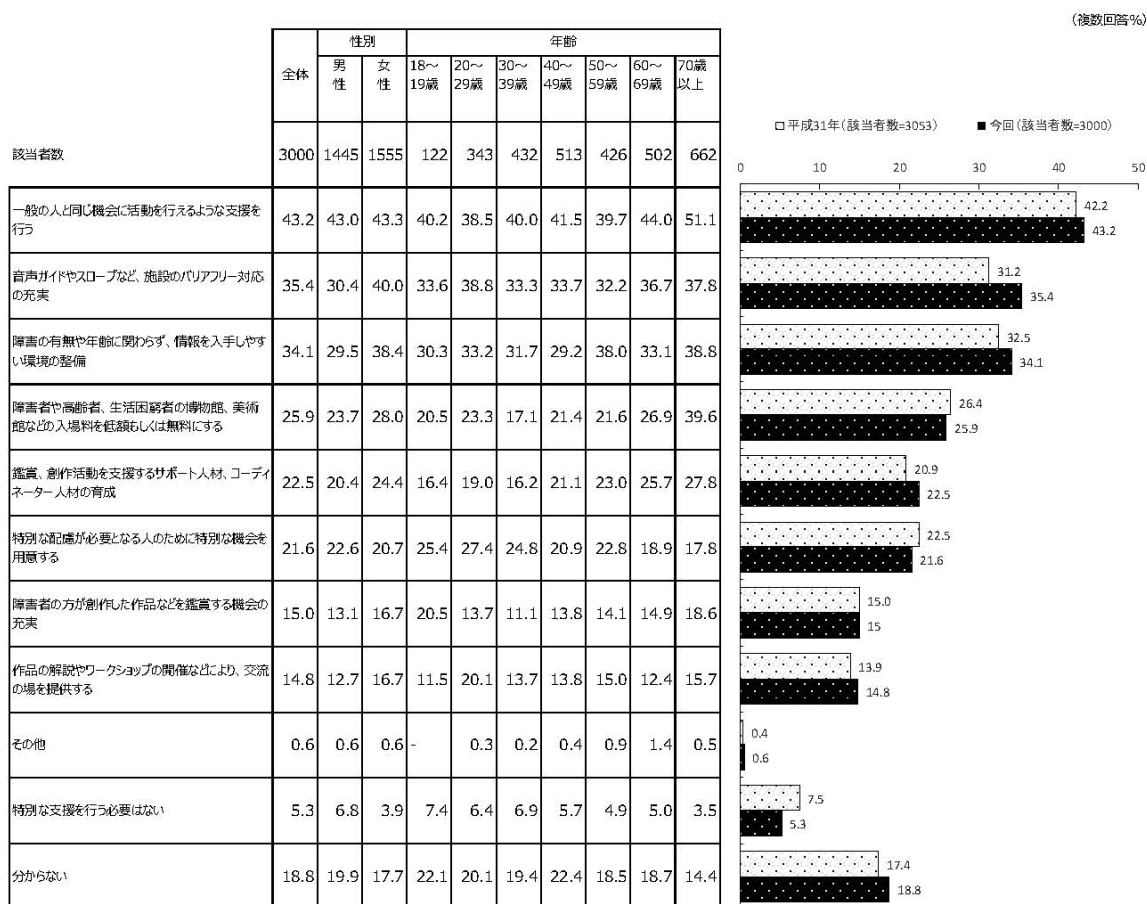
「地域の文化芸術資源に対する意識」は、「伝統的な祭りや歴史的な建物などの存在が、その地域の人々にとって地域への愛着や誇りとなる」という考え方に対する賛同の度合で定義されている
()内はサンプル数

がないが今後してみたい」人（27.2%）、さらには「今後もしたいと思わない」人（10.4%）に比べ、有意に共生社会の認知度が高かった。

コミュニティを強化するための方策として回答者はどのようなことが必要と考えているかを大きさの順に示すのが図3-3である。共生社会に向けた方策として、最も多くの人々が賛同を示すのが「一般の人と同じ機会に活動を行えるような支援を行う」であり、その具体化が続く2項目である「施設のバリアフリー対応の充実」「情報を入手しやすい環境の整備」である。さらに配慮が必要な人の「入場料を低額もしくは無料にする」「鑑賞、創作を支援するサポート人材の育成」「特別な機会を用意する」が続く。

これらには「属性」による相違はあるのだろうか。属性による有意差が見られた項目とその属性を図3-4に示す。「入場料を低額もしくは無料にする」では年齢（70歳以上の高齢者で有意に賛同率が高い）、職業（「リタイア、無職」の人で有意に高い）、健康状態（「普段の活動に制限がある」人で有意に高い）による違いが見られた。また、「特別な機会を用意する」では「地域の文化芸術資源に対する意識」が高い人々において有意に賛同が多かった。なお集計表では「文化芸術振興のための寄付をしたことがあるか」の回答によりQ12の回答比率に差が大きいと表記されているが、これらの差は有意ではなかった。

図3-3. 文化芸術活動を通じた共生社会づくりに必要な取組（図Q12）

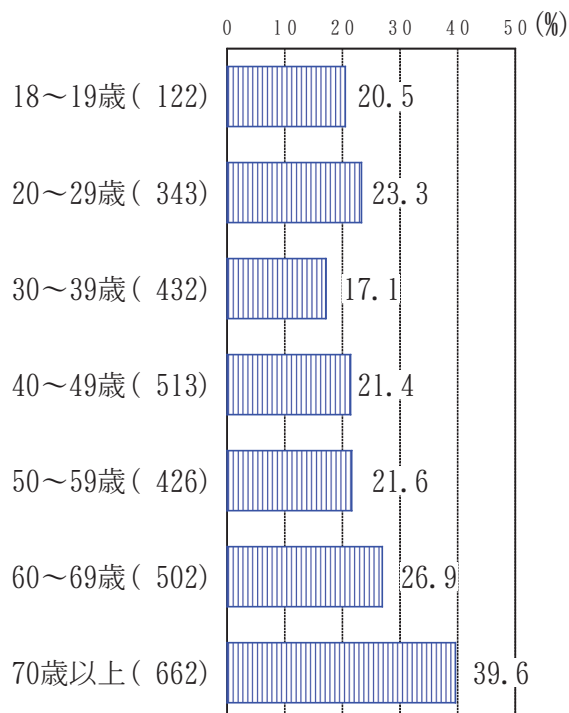


『文化に関する世論調査 報告書』（文化庁、2020）

図 3 - 4 . 文化芸術活動を通じた共生社会づくりに必要な取組

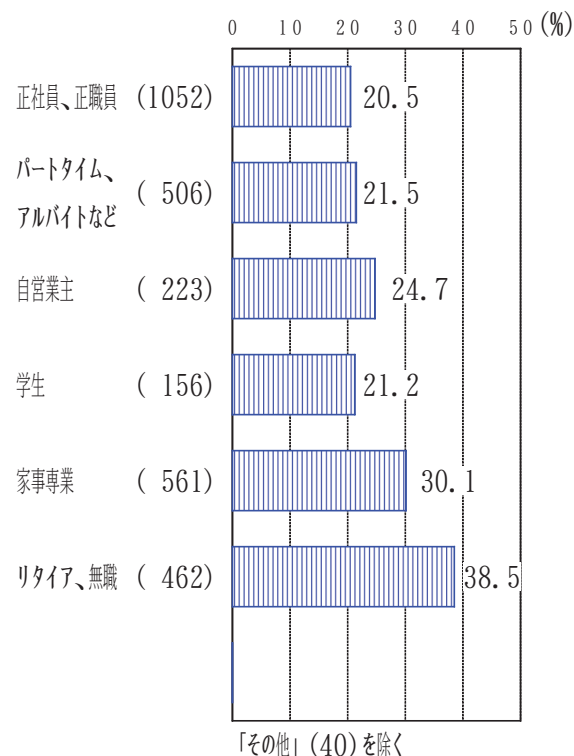
●入場料を低額もしくは無料にする

【年齢別】



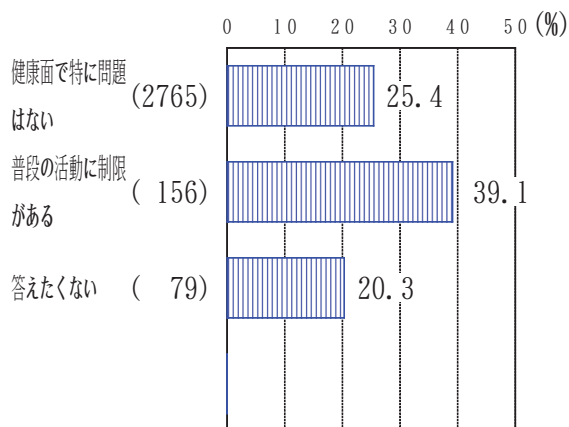
●入場料を低額もしくは無料にする

【職業別】



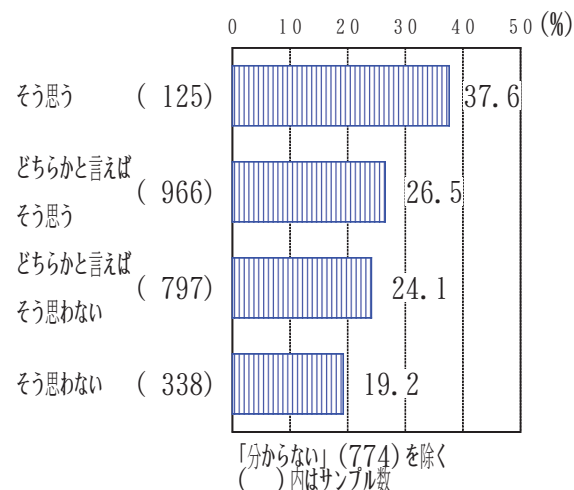
●入場料を低額もしくは無料にする

【健康状態別】



●特別な配慮が必要な人に機会を用意する

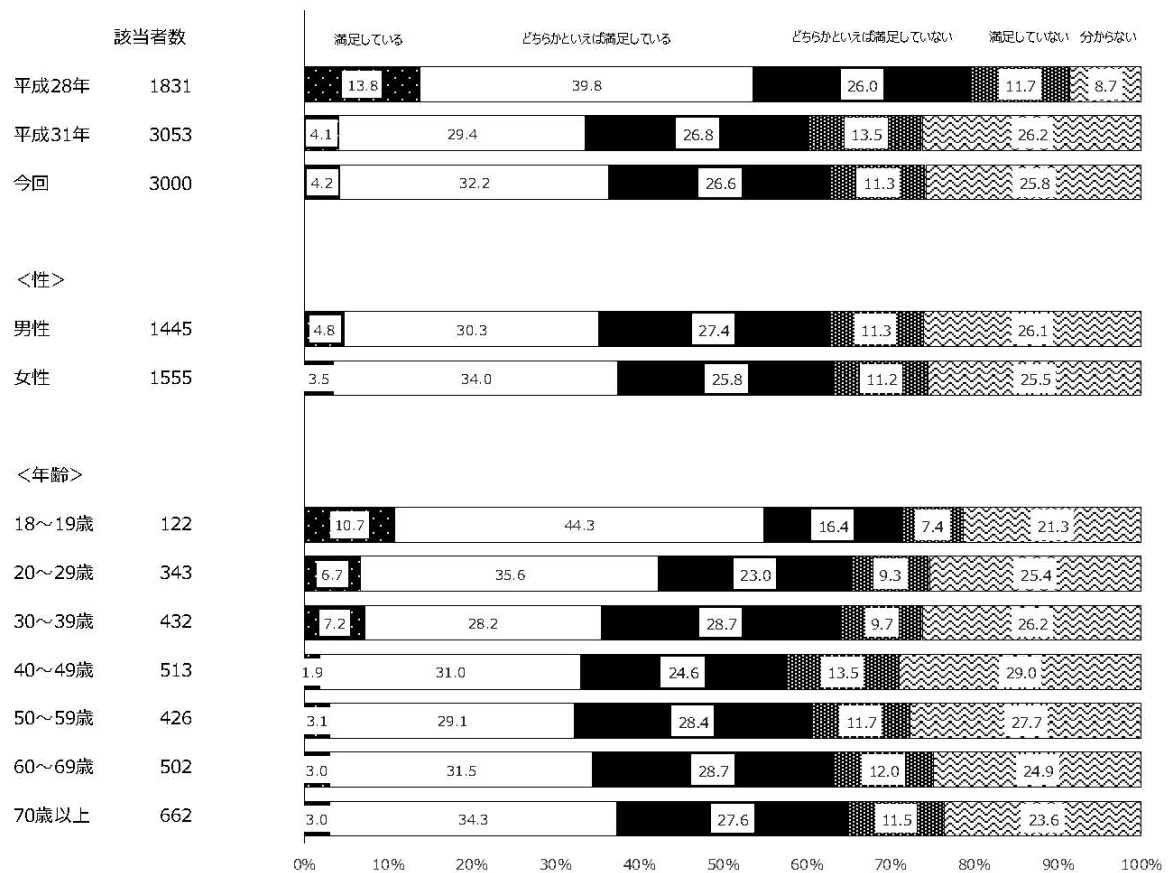
【地域の文化芸術資源に対する意識別】



地域の文化的環境

前項では「地域の文化芸術資源に対する意識」の違いが共生社会に対する意識に種々影響していることを見た。次に、「あなたは、文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や文化財・伝統的まちなみの保存・整理など、お住まいの地域での文化的な環境に満足していますか」という設問への回答がどのような状況にあるか見てみよう。性別・年齢別の結果は図 3 - 5 のとおりである。

図 3 - 5 . 住んでいる地域の文化的環境の満足度（図 Q 9）



『文化に関する世論調査 報告書』（文化庁、2020）

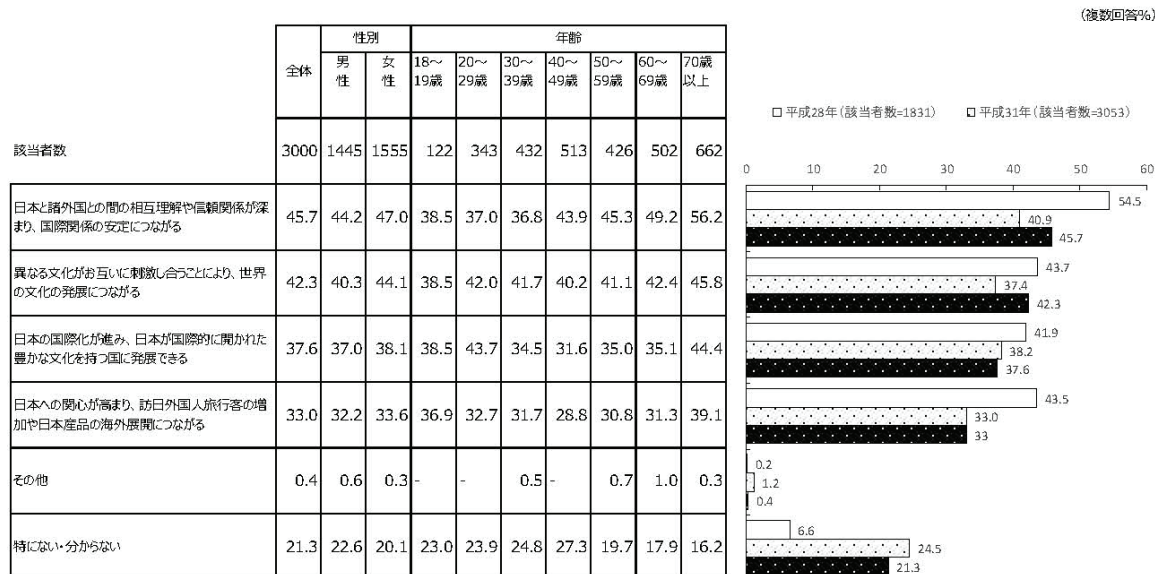
満足度（「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた比率）は性別では差がない。年齢別では一見若いほど高いように見えるが、18～19歳の比率は有意に高いものの、20歳代から70歳以上の比率に有意な違いは見られなかった。また、居住地域や年収、寄付の有無といった属性から見ても、明確な特徴は見られなかった。

日本と諸外国の文化交流

日本と諸外国の文化交流を進めることの意義に関する回答（複数回答）は、図 3 - 6 に示される順位となった。「①国際関係の安定につながる」「②世界の文化の発展につながる」「③日本の国際化が進む」「④日本への関心が高まる」という順位は男性、女性とも共通である。年齢別では40歳以上で同様の傾向であり、20歳代では数値のみ見ると順が異なるように見えるが、①②③の回答比率に有意差はない。また30歳代でも①②に有意差がなく③④と続くので、全体として、年齢による有意な回答順の違いはないと判断される。

続いて、どのようなジャンルを諸外国に発信すべき日本の文化芸術の「重点分野」とすべきかという設問への回答結果（図 3 - 7）を見る。この結果が性別や年齢別で異なるかを検討するため、表 3 - 1 に「重点分野」（上位 8 位まで）を選択率の高い順に並べた。ただし太線の枠で囲んだ箇所は、そこに含まれる比率に有意な違いがないことを、つまり、同順位のグループに含まれていることを示している。

図 3 - 6 . 文化交流の意義 (図 Q18)



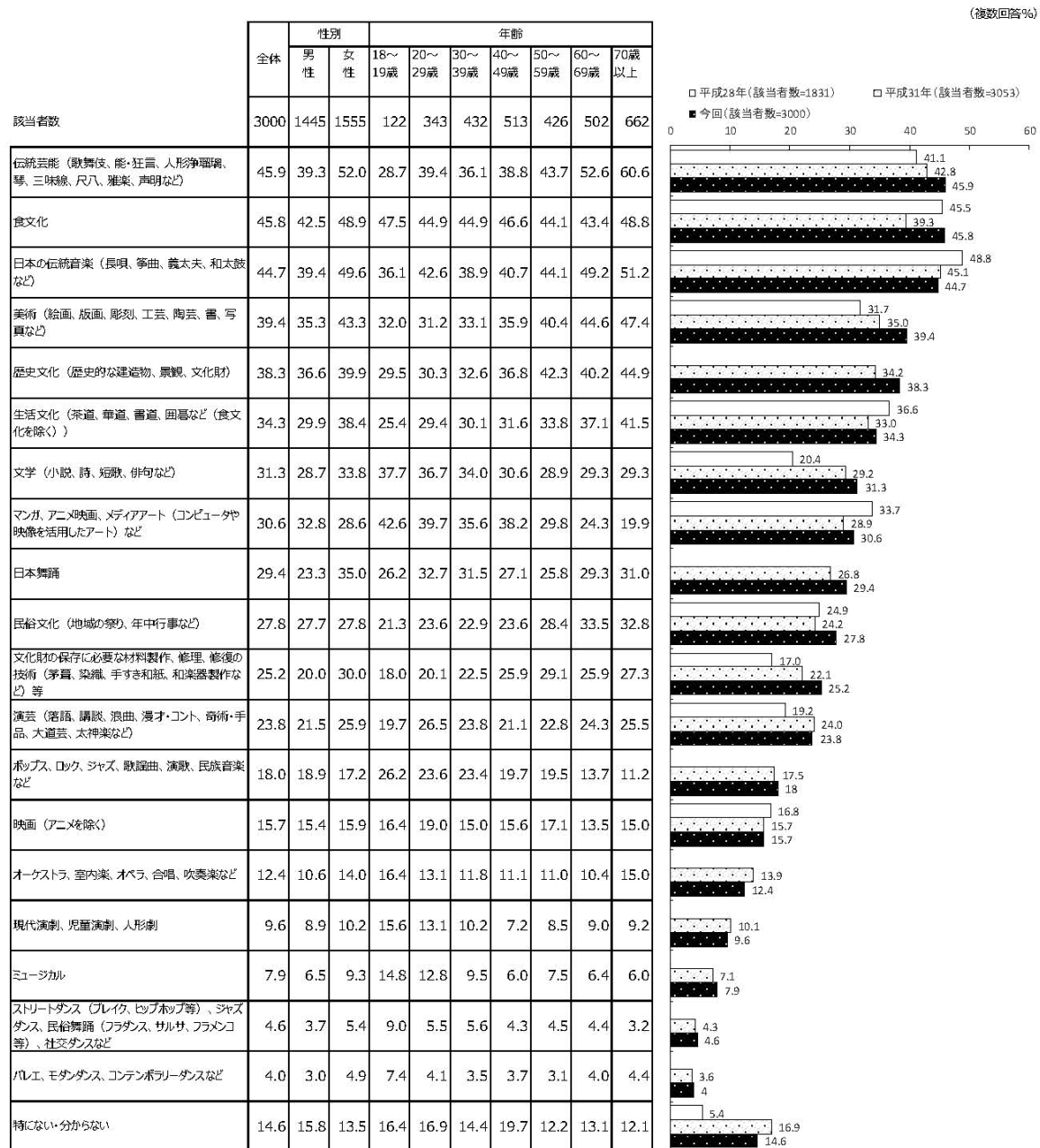
『文化に関する世論調査 報告書』(文化庁、2020)

表 3 - 1 . 文化交流の国際発信のための「重点分野」の性別・年齢別順位

順位	総合	性別		年齢別						
		男性	女性	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
1	伝統芸能	食文化	伝統芸能	食文化	食文化	食文化	食文化	食文化	伝統芸能	伝統芸能
2	食文化	伝統音楽	伝統音楽	マンガ・アニメ映画・メディアアート	伝統音楽	伝統音楽	伝統音楽	伝統音楽	伝統音楽	伝統音楽
3	伝統音楽	伝統芸能	食文化	文学	マンガ・アニメ映画・メディアアート	伝統芸能	伝統芸能	伝統芸能	美術	食文化
4	美術	歴史文化	美術	伝統音楽	伝統芸能	マンガ・アニメ映画・メディアアート	マンガ・アニメ映画・メディアアート	歴史文化	食文化	美術
5	歴史文化	美術	歴史文化	美術	文学	文学	歴史文化	美術	歴史文化	歴史文化
6	生活文化	マンガ・アニメ映画・メディアアート	文化	歴史文化	日本舞踊	美術	美術	生活文化	生活文化	生活文化
7	文学	生活文化	日本舞踊	伝統芸能	美術	歴史文化	生活文化	マンガ・アニメ映画・メディアアート	民俗文化	民俗文化
8	マンガ・アニメ映画・メディアアート	文学	文学	日本舞踊	歴史文化	日本舞踊	文学	文化財技術	文学	日本舞踊

表 3 - 1 でまず目立つのは、全体に、男女ともに、また年齢別でも18歳から50歳代まで「食文化」が第1位グループに含まれていることである。70歳以上でも第2位グループに属しており(60歳代は第3位)、大多数の人が「食文化」を国際発信の中心に据えるべきと考えていることは注目すべき傾向である。また「伝統音楽」もほぼ第1位グループに含まれ(70歳以上のみ第2位グループ)、「伝統芸能」も性別や年齢によらず第1位あるいは第2位グループに属している(18～19歳、30歳代、40歳代で第2位グループ)など、大多数が重要性を認めている。一方、年齢で順位が大きく異なるものに「マンガ・アニメ映画・メディアアート」がある。その重要性は18～19歳、20歳代では第1位グループ、30歳代から50歳代までは第2位グループであるのに、60歳代、70歳以上ではまったく重要視されていない。今後、芸術文化の国際発信を考えていく上で、このような年齢による考え方

図 3－7．文化芸術の国際発信のための重点分野（図Q19）



『文化に関する世論調査 報告書』（文化庁、2020）

の違いには留意が必要である。

直接鑑賞体験

さて、ここからは日本人の芸術文化との関係を見てみよう。「文化に関する世論調査」では、文化芸術イベントを鑑賞したか（直接鑑賞、Q1）という側面と、自分で文化芸術を实践（創作・出演・習い事・参加等）・ボランティアとして活動を支援したか（Q3）という2つの側面から尋ねている。

まず、文化芸術イベントを直接鑑賞したかについて、全体、性別、年齢別鑑賞率を示したのが図3－8である。全般に男性より女性の鑑賞率が高い。

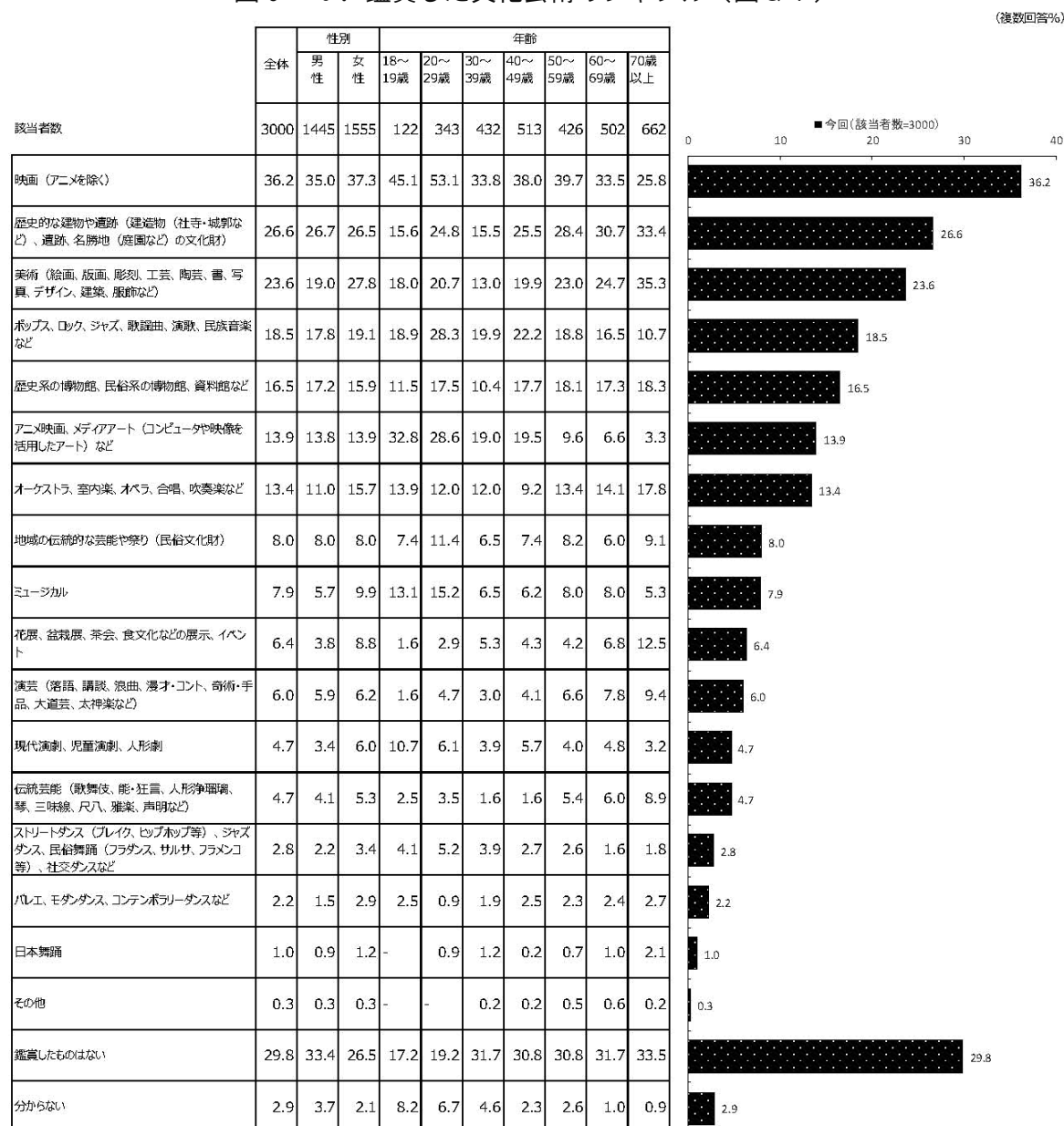
鑑賞率の上位7項目について年齢に関する傾向を見ると、「アニメを除く映画」の鑑賞

率は18～19歳および20歳代で他の年齢層より有意に高く、「アニメ映画、メディアアート」に関しても同様であった。これらはおおむね加齢とともに鑑賞率が下がっていくが、「アニメを除く映画」は70歳代以上でも25.8%を維持しているのに対し、「アニメ映画」は50歳代以降急激に下がる。このことは、先に見た国際発信における「マンガ・アニメ等」の重要性に関する評価と呼応している。

一方、高齢層になるほど鑑賞率が高くなるイベントもある。「歴史的な建物や遺跡」は50歳代から70歳以上で、「美術」は40歳代から60歳代で、有意に鑑賞率が高かった。他方、「ポップスや演歌」「博物館」「オーケストラなど」では年齢層による鑑賞率の違いは見られなかった。

さて、このような直接鑑賞を1年間にいっさい経験しなかった人々は29.8%に昇り、男性がやや高く33.4%、女性は26.5%である。また「分からない」との回答が2.9%ある。

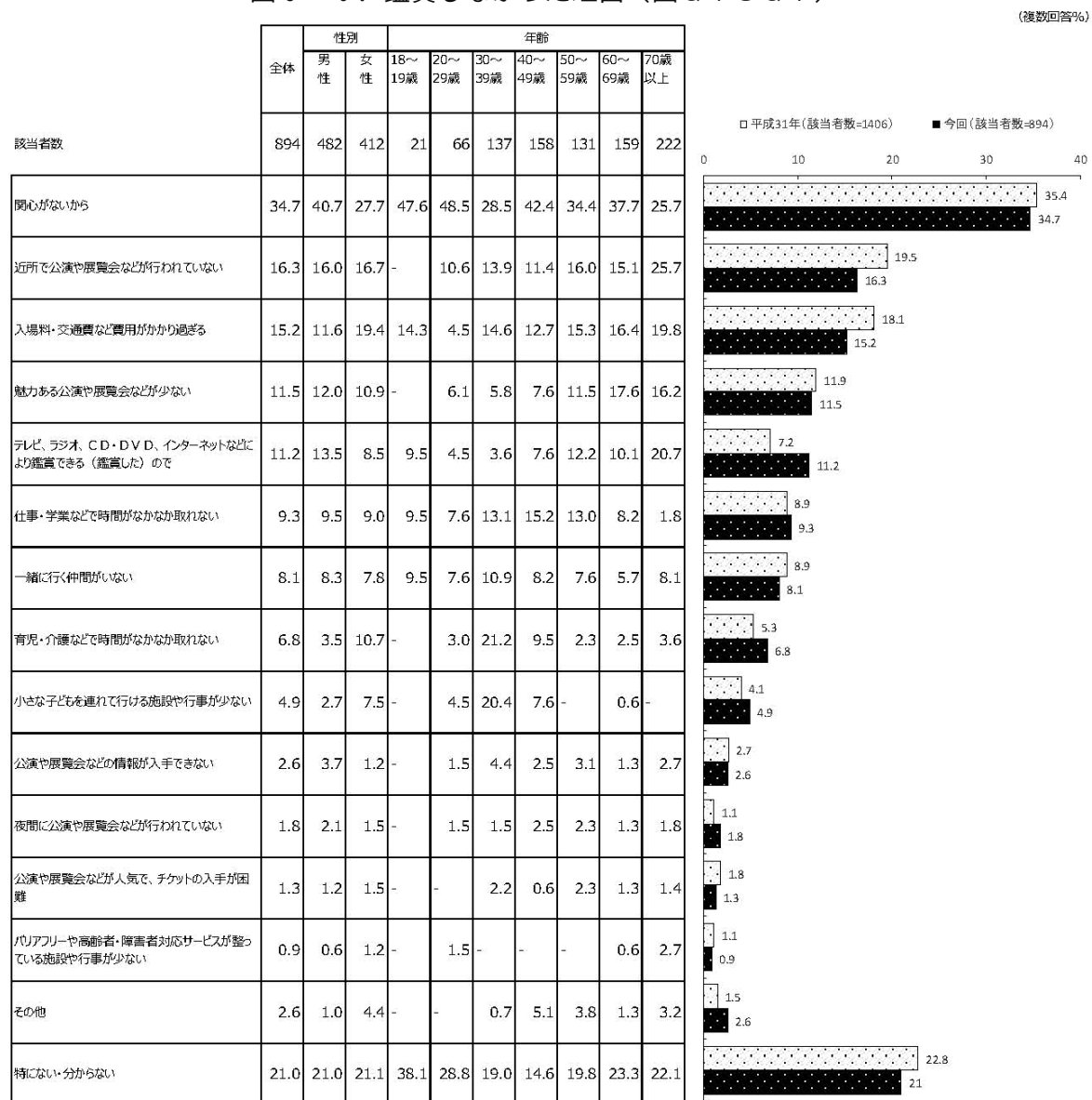
図3-8. 鑑賞した文化芸術のジャンル（図Q1）



『文化に関する世論調査 報告書』（文化庁、2020）

鑑賞しなかった理由（図3－9）の上位を見ると、「関心がないから」（35.4%）が圧倒的に多く、男性で高い（40.7%、女性は27.7%）。続く「近所で講演や展覧会などが行われていない」（16.3%）は性別では差がなく、「入場料・交通費など費用がかかり過ぎる」（15.2%）は有意に女性で高い（19.4%、男性は11.6%）。一方、これらの項目について年齢層による違いを見ると、「関心がない」は18～19歳、20歳代、40歳代で若干高く、他の世代では低い。が、差は大きくない。「費用がかかり過ぎる」には年齢による違いは見られない一方、「近所で行われていない」「魅力ある公演等が少ない」「テレビ、ラジオ、CD、DVD、インターネットなどにより鑑賞できるので」の回答は70歳代で（「魅力ある」では60歳代も）回答率が有意に高い。これらのことは身体的移動が困難になる年齢層の特徴を示唆する可能性がある。

図3－9．鑑賞しなかった理由（図Q1SQ1）



『文化に関する世論調査 報告書』（文化庁、2020）

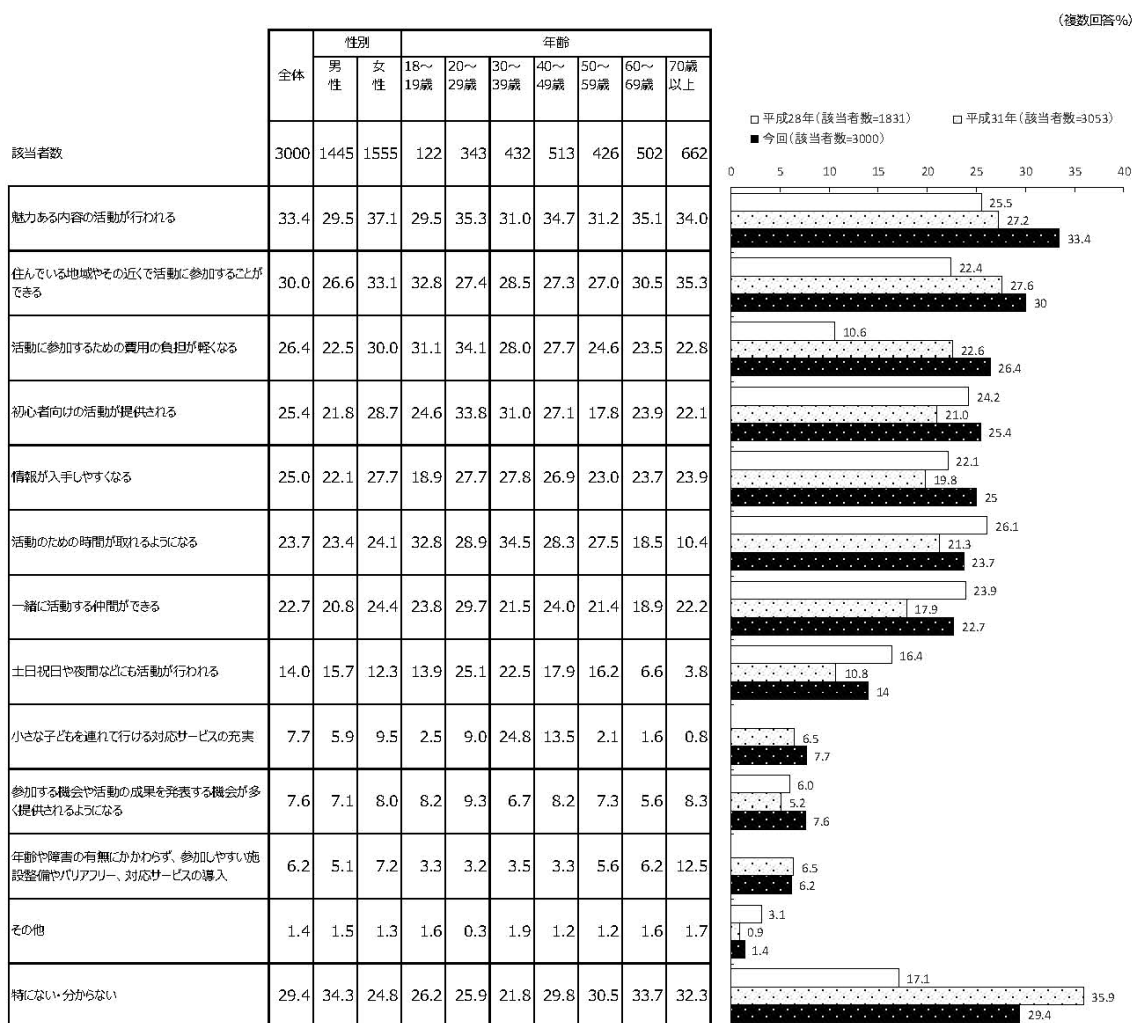
鑑賞以外の文化芸術活動

続いて、鑑賞ではなく、芸術文化を①自ら実践（創作・出演・習い事、参加等）する、②他者のそれを支援するという形での活動経験を見てみよう（「文化に関する世論調査」図Q 3、本節での収録は控える）。

経験率は高いとは言えず、①実践経験率で最も高いのが「地域の伝統的な芸能や祭りへの参加」（5.7％）で、「文学、音楽、美術、舞踊などの作品の創作」（5.2％）、「音楽の演奏や、演劇・舞踊・映画への出演」（4.7％）、「音楽、バレエ、ダンス、美術などの習い事」（4.2％）、「茶道、華道、書道などの習い事」（3.0％）、「マンガ、映画等の映像作品、C Gゲーム、メディアアートなどの作品の創作」（2.3％）と続く。②支援経験率はさらに低く、「子どもの文化芸術体験の支援」の 2.2％を筆頭に、高齢者・障害者・外国人の支援、歴史的な建物や遺跡の保存・活用の支援、美術館・博物館などにおける案内などが1～2％となっている。

逆に「活動も支援もしていない」率は72.3％、「分からない」は 6.0％に昇る。このようにおよそ8割の人々は鑑賞以外の文化芸術活動に消極的である。では、この人々に文化芸術活動、あるいはその支援への参加を促す方法はあるのだろうか。その一端を示すのが

図3－10. 鑑賞を除く文化芸術活動への参加の促進策（図Q 4）



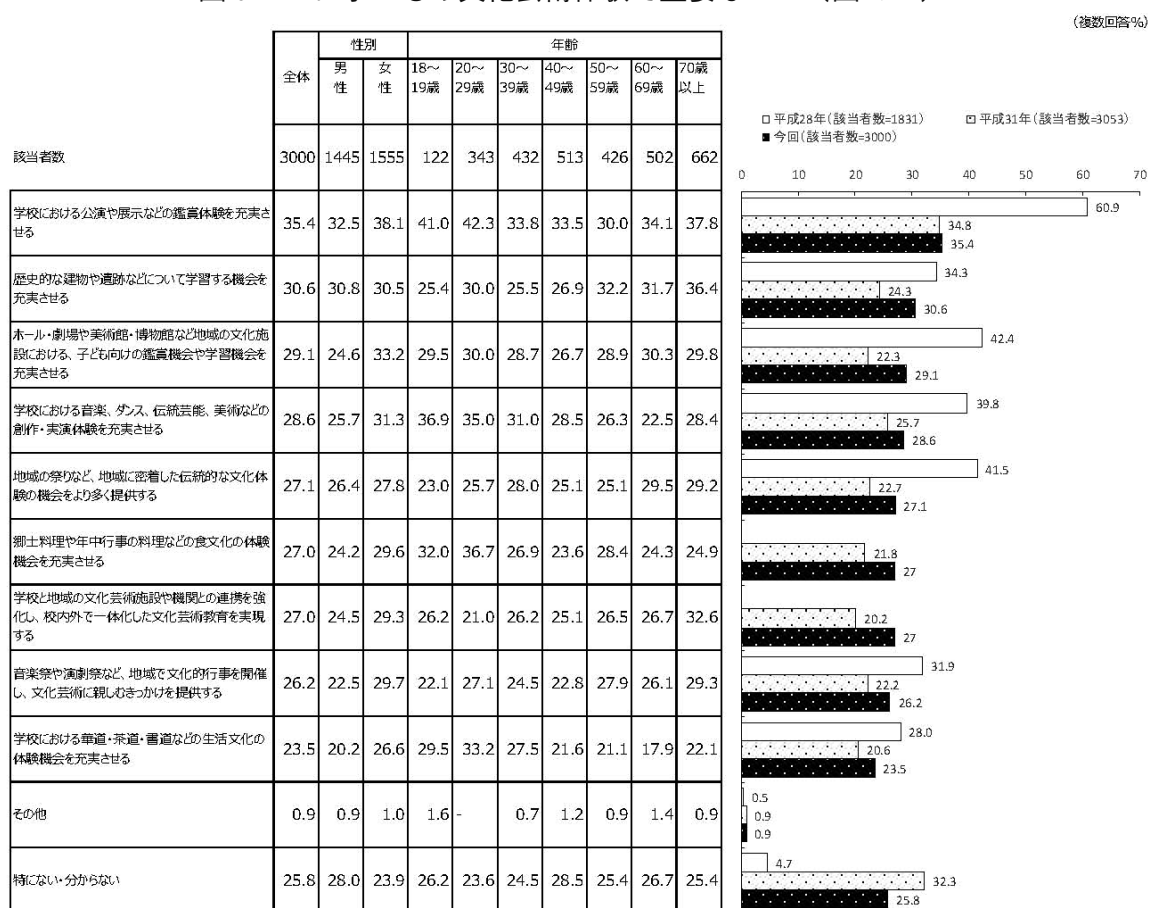
『文化に関する世論調査 報告書』（文化庁、2020）

「どうすれば文化芸術活動に参加しやすくなるか」を問うた設問（Q４）への回答である（図３－10）。性別で見ると、大多数の項目で女性の賛同率が高いが、「活動のための時間がとれるようになる」では差がなく、「土日祝日や夜間などにも活動が行われる」では男性の賛同率が高い。一方、年齢別に見ると、他の年齢層と異なる賛同率は散見されるが（たとえば、「住んでいる地域の近くで参加できる」は70歳以上で有意に高い、「初心者向けの活動の提供」は20歳代と30歳代で有意に高い、など）、めだった傾向はない。その中で、「小さな子どもを連れて行ける対応サービスの充実」への賛同率に着目すると、性別では女性で、年齢別では30歳代と40歳代で有意に賛同率が高く、子育て世代のニーズを読み取ることができる。

子どもの文化芸術体験への期待

では、人々は子どもの文化芸術体験についてどのように考えているのだろうか。「文化に関する世論調査」では、子どもの文化芸術体験に関して回答者が「重要なこと」とみなしている事項、また「効果」として期待している事項について、選択肢に対する複数回答を求めている（図３－11、図３－12）。子どもの文化芸術体験で重要なことでは「学校に

図３－11. 子どもの文化芸術体験で重要なこと（図Q６）



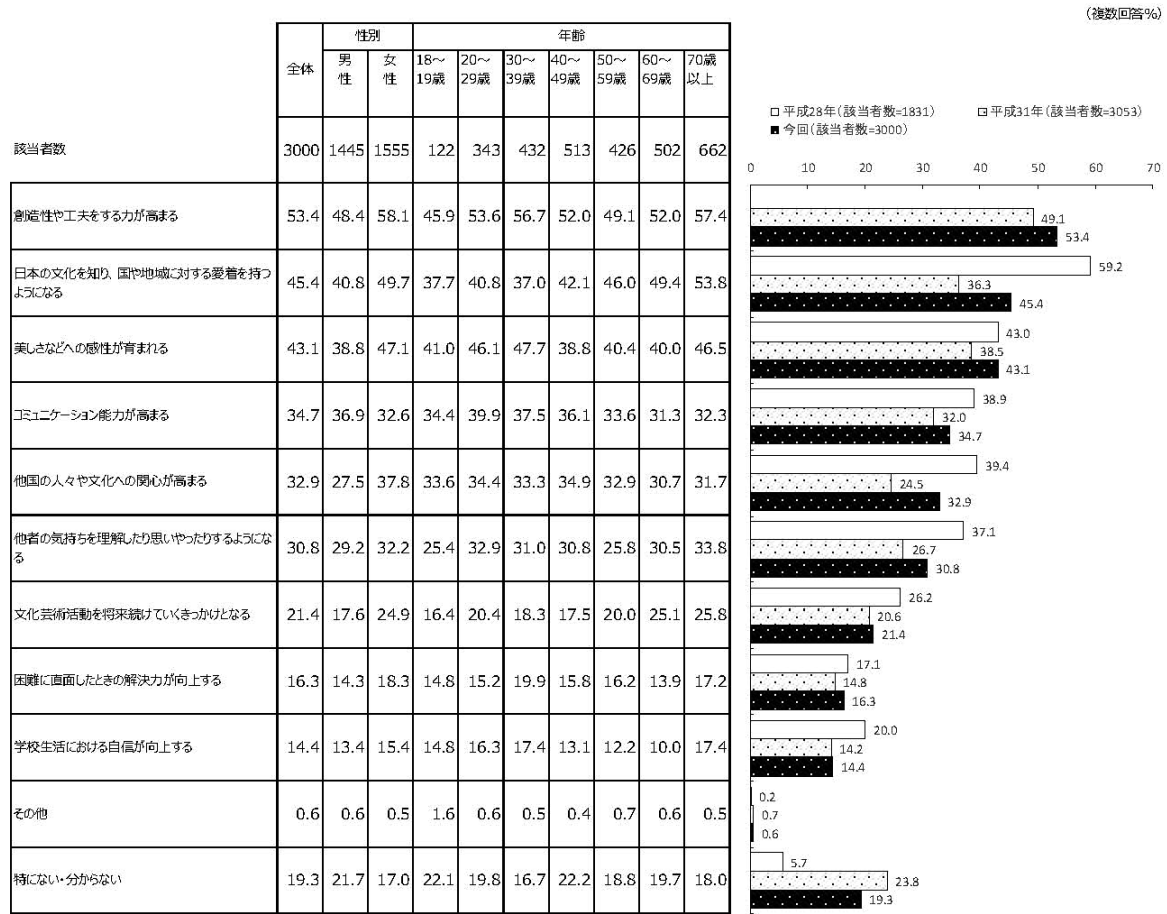
『文化に関する世論調査 報告書』（文化庁、2020）

おける公演や展示などの鑑賞体験を充実させる」（35.4％）の比率が高く、「歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会を充実させる」（30.6％）、「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」（29.1％）、「学校における、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験を充実させる」（28.6％）が続く（図3－11）。一方、子どもの文化芸術体験に期待する効果は、「創造性や工夫する力が高まる」（53.4％）の比率が高く、「日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つようになる」（45.4％）、「美しさなどへの感性が育まれる」（43.1％）が続く（図3－12）。

回答者の性別で比較すると、全般に女性の選択率が高い。男女の比率が有意に異なったのは「重要なこと」の9項目中7項目（「歴史的な建物等」「祭り等」以外）、「効果」の9項目中7項目（「他者の気持ちを理解」「学校生活における自信」以外）で、「効果」の「コミュニケーション能力」以外は、女性の比率が高かった。効果に関して特に差が大きいのが「他国の人々や文化への関心が高まる」（10.3％ポイント差）、「創造性や工夫をする力が高まる」（9.7％ポイント差）で、「日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つようになる」（8.9％ポイント差）、「美しさなどへの感性が育まれる」（8.3％ポイント差）が続いた。

一方、年齢による比率の相違を見ると、「重要なこと」では「学校における音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験を充実させる」や「食文化の機会を充実させる」

図3－12. 子どもの文化芸術体験の効果（図Q7）



『文化に関する世論調査 報告書』（文化庁、2020）

で（18～19歳や）20歳代の比率が有意に高かったが、その他はほとんど年齢による違いは見られなかった。また「効果」では「日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つようになる」で60歳代、70歳以上の比率が高かったが、他の項目については有意な違いは見られなかった。

以上、第1節では、「文化に関する世論調査」の結果から、回答者の芸術文化に関する考え方について、さまざまな角度から検討を行った。続く第2節では、少し観点を変え、私たちの暮らしの中で芸術文化にどれだけの時間が配分されているか、「社会生活基本調査」を用いて検討を行っていく。

2. 社会生活基本調査

社会生活基本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、生活時間の配分や余暇時間における主な活動（学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽および旅行・行楽）を調査し、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として、総務省統計局により5年ごとにサンプル調査として実施されている。調査の結果は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、男女共同参画社会の形成など、国民の社会生活に関する各種行政施策に活用される。

平成28（2016）年10月に実施された最新調査は、あらかじめ定められた手順により、層化二段抽出により無作為に選定された約88,000世帯の10歳以上の世帯員約20万人を対象として実施された。調査票にはAとBがあり、回答者は指定されたいずれかに回答する。調査票Aでは、①1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻に関する事項、②スポーツ活動、学習・研究活動、趣味・娯楽活動、ボランティア活動及び旅行・行楽の状況に関する事項が、調査票Bでは1日の生活行動別平均時間及び時間帯別の生活行動の状況に関する事項が扱われる。

社会生活基本調査の様式が現行のものに固まったのは1986年で、以来7回実施されている。e - S t a tを通して入手した集計結果を分析することにより、下記の知見を得た。

社会生活基本調査に見る文化行動の諸相

社会生活基本調査を用いた文化行動の分析は、「余暇」の項目を中心に行われている。本報告書では、行動者率や平均行動日数について、全体のみならず、性別、年齢階級別、さらには両者をクロスした場面での特徴について分析を深める。

表3-2は社会生活基本調査における余暇の3領域である「趣味・娯楽」「学習・自己啓発・訓練」「ボランティア活動」の全54項目について、平成28（2016）年調査の行動者率（過去1年間に当該の行動を行った人の割合）、平均行動日数（過去1年間に当該の行動を行った人について平均した行動日数）をまとめたものである。データの出所は、いずれも【生活行動編（全国）】の

趣味・娯楽 行動者率：第28-2表、平均行動日数：第28-3表

学習・自己啓発・訓練 行動者率：第1-2表、平均行動日数：第1-3表

ボランティア活動 行動者率：第42-4表、平均行動日数：第42-7表

である。

表 3－2．文化行動の男女別行動者率、平均行動日数

領 域	項 目		行動者率（％）			平均行動日数（日／年）		
			全体	男	女	全体	男	女
趣味・娯楽	スポーツ鑑賞		21.5	25.9	17.4	20.5	23.0	17.0
	●美術鑑賞		⑧ 19.4	⑧ 16.0	⑧ 22.6	②③ 6.8	②② 7.5	②③ 6.3
	●演芸・演劇・舞踊鑑賞		⑨ 14.5	⑩ 9.7	⑨ 19.1	②② 7.3	②② 7.5	②① 7.3
	●映画館での映画鑑賞		③ 39.6	④ 36.8	④ 42.2	②④ 6.0	②④ 6.3	②④ 5.8
	●映画館以外での映画鑑賞		① 52.1	① 52.6	① 51.6	①① 40.4	①① 42.8	①③ 37.2
	●音楽会などによるクラシック音楽鑑賞		⑫ 10.1	⑫ 7.3	⑫ 12.9	②① 7.7	②① 8.7	②② 7.1
	●音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞		⑩ 13.7	⑨ 9.9	⑩ 17.9	②① 9.7	②① 11.0	②① 9.0
	●CD・スマートフォン等による音楽鑑賞		② 49.0	② 49.0	② 48.9	②①32.9	②①31.2	②①34.5
	●楽器の演奏		⑪ 10.9	⑪ 8.7	⑪ 13.0	⑥ 66.8	⑤ 64.1	⑥ 67.7
	●邦楽		⑯ 2.9	⑭ 2.6	⑰ 3.2	④ 74.8	④ 79.4	⑤ 71.3
	●コーラス・声楽		⑰ 2.8	⑳ 1.4	⑮ 4.2	⑨ 45.2	⑨ 44.1	⑨ 45.5
	●カラオケ		⑥ 30.7	⑥ 30.9	⑥ 30.6	⑱ 11.4	⑱ 11.6	⑱ 11.3
	●邦舞・おどり		②① 1.6	②① 0.7	②① 2.4	⑫ 39.4	⑮ 24.8	⑩ 43.1
	●洋舞・社交ダンス		②③ 1.4	②② 0.6	②② 2.3	⑤ 70.0	⑦ 59.8	④ 72.4
	●書道		⑬ 4.1	⑭ 2.6	⑬ 5.5	⑬ 35.7	⑫ 34.3	⑭ 36.4
	●華道		⑳ 1.8	②④ 0.3	⑯ 3.3	⑰ 23.0	⑱ 18.3	⑯ 23.4
	●茶道		②① 1.6	②② 0.6	②① 2.5	⑯ 23.1	⑰ 19.3	⑮ 23.9
	和裁・洋裁		6.4	0.8	11.7	26.5	29.2	26.3
	編み物・手芸		10.6	0.9	19.9	33.6	20.0	34.2
	趣味としての料理・菓子作り		17.8	6.6	28.4	23.9	30.1	22.5
	園芸・庭いじり・ガーデニング		25.7	20.0	31.2	57.5	54.8	59.1
	日曜大工		10.9	17.7	4.4	11.7	12.7	7.5
	●絵画・彫刻の制作		⑭ 3.5	⑭ 2.6	⑭ 4.5	⑩ 41.2	⑪ 41.9	⑪ 40.8
	●陶芸・工芸		⑱ 2.2	⑱ 1.5	⑱ 2.9	⑱ 22.3	⑯ 23.4	⑰ 21.8
	●写真の撮影・プリント		⑦ 24.9	⑦ 21.8	⑦ 27.8	⑭ 33.0	⑭ 25.9	⑫ 38.6
	●詩・和歌・俳句・小説などの創作		⑱ 2.5	⑱ 1.9	⑱ 3.0	⑧ 50.2	⑧ 56.1	⑦ 46.8
	●趣味としての読書		④ 38.7	⑤ 34.8	③ 42.4	③ 79.7	③ 84.7	③ 75.7
	●囲碁		②④ 1.2	⑰ 2.1	②④ 0.4	⑦ 59.9	⑥ 62.3	⑧ 46.6
	●将棋		⑮ 3.2	⑬ 5.6	②③ 0.9	⑮ 27.6	⑬ 30.1	⑱ 13.3
	パチンコ		8.5	14.0	3.2	44.9	45.0	44.6
	●テレビゲーム・パソコンゲーム		⑤ 35.8	③ 40.6	⑤ 31.4	①①49.5	①①53.5	①①44.5
	遊園地、動植物園、水族館などの見物		33.8	29.9	37.5	5.5	5.5	5.4
	キャンプ		6.4	7.6	5.4	4.9	5.2	4.5
	その他		3.5	3.8	3.2	-	-	-
学習・自己啓発・訓練	外国語	英語	11.9	12.6	11.2	77.3	78.5	75.9
		英語以外の外国語	3.4	3.3	3.6	55.3	54.8	55.8
	商業実務・ビジネス関係（総数）	パソコンなどの情報処理	12.5	15.4	9.8	75.7	82.9	65.0
		商業実務・ビジネス関係	7.2	10.0	4.5	52.6	51.0	56.0
	介護関係		3.5	2.5	4.5	49.5	51.1	48.7
	家政・家事		11.2	6.5	15.7	105.8	85.9	113.8
	●人文・社会・自然科学		8.6	10.5	6.8	77.0	80.5	71.7
	●芸術・文化		11.7	9.7	13.5	58.9	58.6	59.1
	その他		8.5	8.8	8.3	-	-	-
	健康や医療サービスに関係した活動		2.9	3.0	2.7	13.2	10.4	16.2
ボランティア活動	高齢者を対象とした活動		3.8	2.8	4.8	31.4	31.7	31.1
	障害者を対象とした活動		1.5	1.2	1.8	26.1	23.7	27.6
	子供を対象とした活動		8.4	6.0	10.6	18.8	18.2	19.1
	●スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動		3.7	4.6	2.8	36.3	41.4	28.0
	まちづくりのための活動		11.3	12.3	10.4	12.0	12.5	11.4
	安全な生活のための活動		5.0	5.7	4.2	14.3	17.5	10.1
	自然や環境を守るための活動		4.0	4.3	3.8	17.8	15.2	20.6
	災害に関係した活動		1.5	1.5	1.5	6.8	7.7	6.0
	国際協力に関係した活動		0.9	0.7	1.0	23.3	26.6	21.0
	その他		2.6	2.6	2.7	-	-	-

人々のあらゆる行動に文化的側面があることは言うまでもないが、直接的な文化行動としては「●」の付された27項目（54項目の半数）が該当すると判断した。行動者率、平均行動日数の欄に記された○付き数字は、「趣味・娯楽」に収められた文化行動24項目に関する全体、性別の順位である。

また、その内容から、選択した24項目を「鑑賞系」「パフォーマンス・創作系」「生活文化系」「読書・ゲーム系」に分類し、性別、年齢階級別の行動者率をまとめた結果が表3-3である（データの出所：第28-2表、第1-2表、第42-4表）。

表3-3で、どのような文化行動が上位に来るか、見てみよう。全体の順位、また男女での違いを見るために、男性の行動者率を横軸に、女性の行動者率を縦軸にとった散布図（図3-13）を準備する。すべての文化行動の行動者率がおおむね45度線に沿ってプロットされており、特異な動きは見られない。そのため、この図で右上の領域にある文化行動が男女とも、ひいては全体で行動者率の高いことがわかる。上位に来るのは、順に、「映画館以外での映画鑑賞」「CD・スマートフォン等による音楽鑑賞」、「映画館での映画鑑賞」と鑑賞系の項目であり、「趣味としての読書」「テレビゲーム・パソコンゲーム」（読書・ゲーム系）、「カラオケ」（パフォーマンス・創作系）が続く。

一方、図3-13でプロットが45度線の上にある場合は男性に比して女性の行動者率が高く、45度線の下にある場合は逆の状況である。プロットが45度線から離れているほど比率の差は大きい。多くの項目が45度線より上にあるが、中で「テレビゲーム・パソコンゲーム」や「将棋」、「邦楽」は女性に比べ男性の行動者率が高いことが分かる。

図3-13. 行動者率の男女散布図

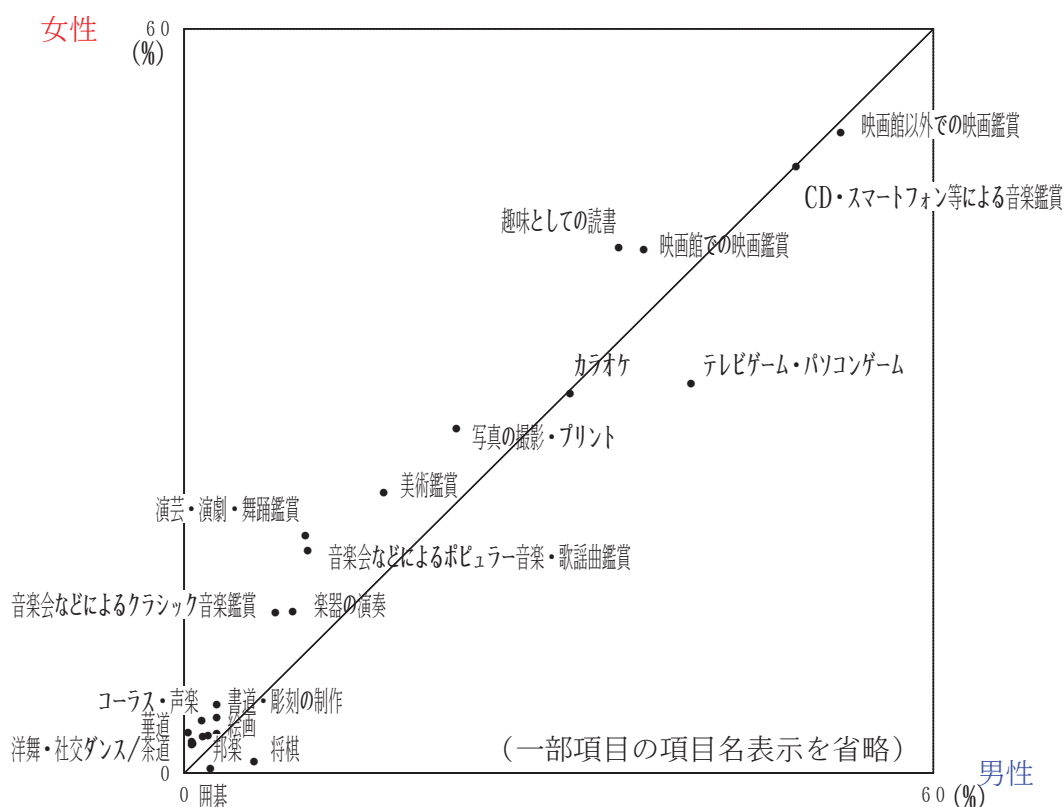


表 3－3．文化行動の男女・年齢階級別行動者率

分 類		項 目		年齢階級			
				10－14	15－19	20－24	25－29
鑑賞系	美術	●美術鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)	男	13.2	10.8	16.2	15.9
			女	18.0	19.3	26.9	26.4
	音楽	●音楽会などによるクラシック音楽鑑賞	男	10.3	7.6	7.8	8.2
			女	19.4	15.7	11.2	10.0
		●音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞	男	8.4	10.8	11.2	12.3
			女	15.4	22.3	23.2	22.3
		●C D・スマートフォン等による音楽鑑賞	男	55.4	76.0	79.3	73.5
			女	69.4	83.9	85.7	81.2
	映画	●映画館での映画鑑賞	男	69.3	65.0	63.2	53.3
			女	73.8	74.7	74.8	64.3
		●映画館以外での映画鑑賞 (テレビ・DVD・パソコンなど)	男	67.3	62.3	68.0	67.4
			女	65.9	69.6	76.1	73.5
	演劇等	●演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)	男	10.5	10.3	10.5	9.1
			女	16.3	23.2	23.8	21.6
パフォーマンス・創作系	美術	●絵画・彫刻の制作	男	8.0	4.4	2.6	2.6
			女	12.4	10.0	6.2	7.1
		●陶芸・工芸	男	3.8	1.3	1.9	2.1
			女	5.5	2.7	2.7	3.1
		●写真の撮影・プリント	男	12.8	16.9	20.7	21.0
			女	26.0	38.7	44.2	47.0
	音楽	●楽器の演奏	男	20.6	16.2	13.1	12.4
			女	45.2	32.7	21.9	15.7
		●邦楽 (民謡、日本古来の音楽を含む)	男	2.9	5.0	6.6	5.2
			女	4.6	7.0	6.6	6.2
		●コーラス・声楽	男	4.8	3.7	2.5	1.1
			女	9.9	7.4	3.5	2.7
		●カラオケ	男	29.1	50.1	62.7	49.9
			女	44.6	65.1	68.6	56.3
	文学	●詩・和歌・俳句・小説などの創作	男	2.5	2.8	2.7	2.9
			女	6.1	6.1	4.4	3.6
	舞踊	●邦舞・おどり	男	2.2	1.2	2.2	1.0
			女	7.1	6.3	2.8	2.8
		●洋舞・社交ダンス	男	0.7	0.7	1.3	0.6
			女	4.3	4.1	2.2	1.8
生活文化系	書道・華道・茶道	●書道	男	17.5	5.3	1.3	1.0
			女	26.0	11.6	3.5	2.8
		●華道	男	0.2	0.3	0.6	0.3
			女	1.8	1.6	1.2	1.0
		●茶道	男	0.9	1.0	1.1	0.2
			女	3.7	4.6	2.4	2.2
	囲碁・将棋	●囲碁	男	2.7	1.2	2.7	1.4
			女	0.9	0.7	0.5	0.3
		●将棋	男	17.1	9.0	8.4	4.6
			女	4.8	1.4	0.9	0.5
読書・ゲーム系	読書	●趣味としての読書	男	40.3	38.1	39.0	38.9
			女	54.8	48.2	43.8	46.7
	ゲーム	●テレビゲーム・パソコンゲーム (家庭で行うもの、携帯用を含む)	男	78.3	72.7	70.8	68.2
			女	68.9	56.5	55.8	54.7
学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動	●芸術・文化【学習・自己啓発・訓練】	男	12.7	14.0	12.3	10.3	
		女	23.8	24.5	17.5	13.7	
		●人文・社会・自然科学【学習・自己啓発・訓練】	男	13.5	18.6	20.8	11.6
			女	15.3	21.8	14.3	7.9
		●スポーツ・文化・芸術・学術に係る活動 【ボランティア活動】	男	3.1	4.2	4.9	3.7
			女	2.7	4.5	4.3	2.0

表 3－4．「趣味・娯楽」の行動者率と平均行動時間

指 標		年齢階級			
		10－14	15－19	20－24	25－29
「趣味・娯楽」の行動者率(%)	男	95.3	93.5	93.9	92.7
	女	95.6	94.7	94.8	94.7
「趣味・娯楽」の平均行動時間(分/日)週全体	男	60	74	109	91
	女	43	51	57	53

(単位：％)

(歳)									
30—34	35—39	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65—69	70—74	75—
15.3	13.8	13.8	15.4	19.3	20.2	19.1	19.5	19.2	12.5
24.1	21.5	22.5	25.2	28.7	29.3	27.2	26.5	22.4	10.9
5.5	5.2	6.3	6.7	7.7	8.2	7.8	7.9	8.2	6.6
11.1	12.7	14.2	14.4	14.0	13.6	14.5	14.5	13.7	7.7
9.5	11.0	9.4	9.6	11.9	11.0	9.7	10.6	8.9	6.3
17.7	19.1	17.9	20.5	21.8	19.5	17.8	16.5	15.6	7.6
67.2	63.5	58.5	57.3	54.3	45.6	34.3	27.3	18.2	11.2
74.9	68.9	65.8	61.8	55.6	46.6	32.8	23.0	15.7	6.9
41.9	40.0	37.5	36.8	36.1	31.0	27.7	23.9	17.8	9.5
50.7	50.2	52.6	47.4	45.4	41.0	33.4	27.5	21.3	8.4
60.9	59.3	59.1	60.5	59.3	52.1	46.7	41.1	34.2	23.3
67.9	64.0	63.7	63.2	59.6	54.1	45.2	37.0	30.6	16.4
7.6	8.2	9.3	8.5	10.3	10.7	11.4	11.5	10.6	7.8
17.4	18.2	18.9	19.2	21.3	22.2	22.2	21.5	20.5	11.7
1.9	1.2	1.1	1.2	1.5	1.6	2.3	2.7	3.7	3.2
5.6	3.6	3.2	2.3	2.6	2.9	3.3	4.2	4.7	2.7
0.9	1.4	0.9	1.5	1.2	1.1	1.5	1.5	1.7	1.4
3.5	3.3	3.2	3.3	3.0	3.0	3.3	2.8	2.5	1.1
25.3	26.5	26.1	25.6	26.5	22.5	22.3	22.5	20.4	14.4
50.1	48.6	41.5	33.3	28.6	25.2	19.2	15.2	9.9	3.7
11.1	9.8	8.1	7.0	8.4	6.9	6.5	5.1	4.0	3.1
15.1	15.5	13.0	10.3	10.2	8.5	8.3	7.7	6.7	3.5
3.7	3.2	2.2	1.6	1.4	1.3	1.2	1.5	1.5	1.7
4.1	3.6	2.2	2.4	1.8	1.7	1.9	2.3	2.8	2.1
0.5	0.5	0.8	0.6	0.7	0.6	1.0	1.5	1.6	1.6
2.7	2.3	1.9	2.5	3.5	3.6	3.6	4.9	6.4	5.3
37.9	32.0	29.6	29.3	28.6	24.1	22.9	21.7	21.7	15.3
39.9	35.9	31.5	30.3	27.0	22.4	17.6	17.6	16.6	11.1
1.8	0.9	1.2	1.4	1.1	1.0	2.0	2.1	2.4	3.0
2.4	1.6	2.3	1.3	1.9	1.8	2.3	3.1	3.6	3.6
0.3	0.4	0.3	0.4	0.5	0.6	0.4	0.4	0.5	0.4
1.3	1.4	0.9	1.1	1.1	1.6	2.2	2.5	3.3	2.6
0.4	0.2	0.2	0.2	0.5	0.3	0.4	0.7	0.9	1.1
1.5	1.2	1.5	1.5	1.9	2.3	2.8	3.3	3.0	1.8
1.1	1.6	1.2	1.4	1.5	1.1	1.2	1.9	2.0	2.7
3.0	3.9	4.3	4.1	3.7	4.1	4.2	5.3	5.9	4.0
0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.4	0.3	0.3	0.3
1.7	1.4	2.1	2.5	4.8	5.6	5.8	5.7	6.1	2.8
0.4	0.5	0.3	0.4	0.5	0.6	0.4	0.6	0.5	0.5
1.5	1.7	1.9	1.6	2.2	2.2	3.0	3.2	3.4	2.4
0.5	0.6	1.1	0.7	0.6	1.5	1.5	2.8	4.8	6.3
0.5	0.5	0.3	0.5	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
4.1	4.5	6.5	4.5	3.3	3.2	3.7	5.0	4.9	4.6
0.8	1.4	2.0	1.0	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.1
34.0	34.0	35.2	34.9	36.4	36.1	34.1	35.2	32.2	26.8
45.1	45.6	48.7	48.3	49.0	46.7	43.5	40.9	36.6	23.4
63.6	59.0	55.1	43.8	31.4	20.7	16.8	13.8	11.1	6.6
48.9	48.5	44.6	38.4	31.4	24.7	16.5	9.8	6.6	2.6
7.8	6.8	7.3	7.4	9.1	11.4	9.5	11.6	10.7	9.0
10.4	9.0	10.0	10.9	13.1	14.8	14.5	15.3	15.6	9.2
9.9	7.5	7.7	8.0	9.5	10.9	10.7	10.1	9.5	6.8
5.3	4.9	4.5	4.9	6.6	6.4	5.6	5.3	4.5	2.7
3.2	4.5	5.1	5.7	5.7	5.7	5.1	5.1	5.0	3.4
1.5	1.9	3.0	2.9	3.4	4.1	2.9	3.4	3.0	1.4

(歳)									
30—34	35—39	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65—69	70—74	75—
90.6	90.5	90.4	89.1	89.0	86.4	85.8	84.2	81.6	70.8
94.3	93.4	92.1	91.6	90.2	88.7	87.0	85.3	81.8	65.2
65	48	49	42	35	34	45	61	63	51.2
36	32	30	30	28	28	35	40	44	31.6

図3-14. 行動者率と平均行動日数の散布図（男女別）

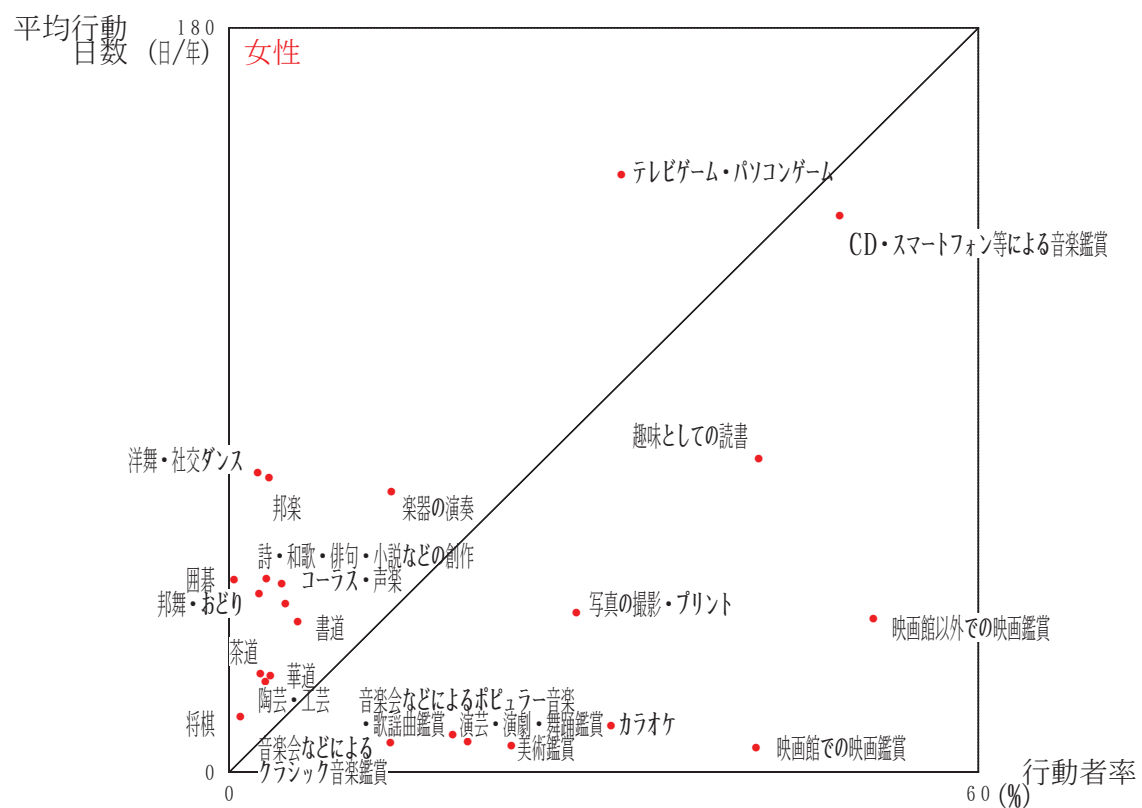
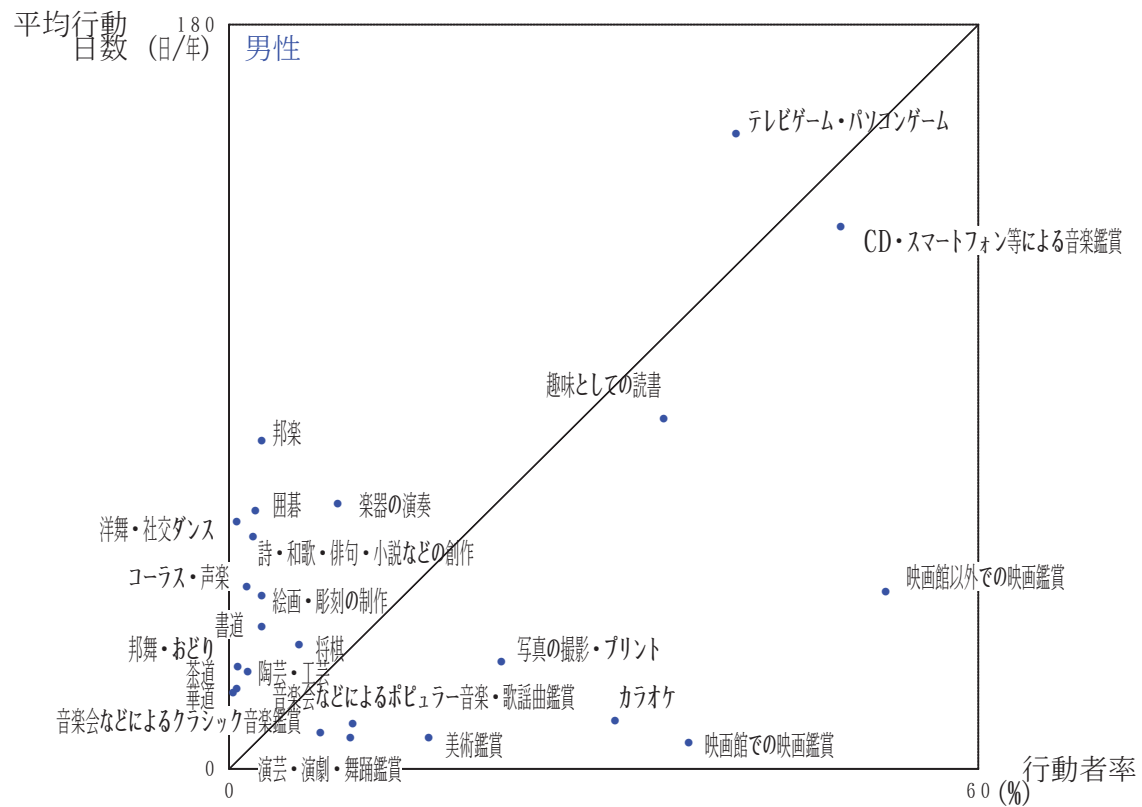


図 3 - 15. 文化行動の行動者率（学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動）

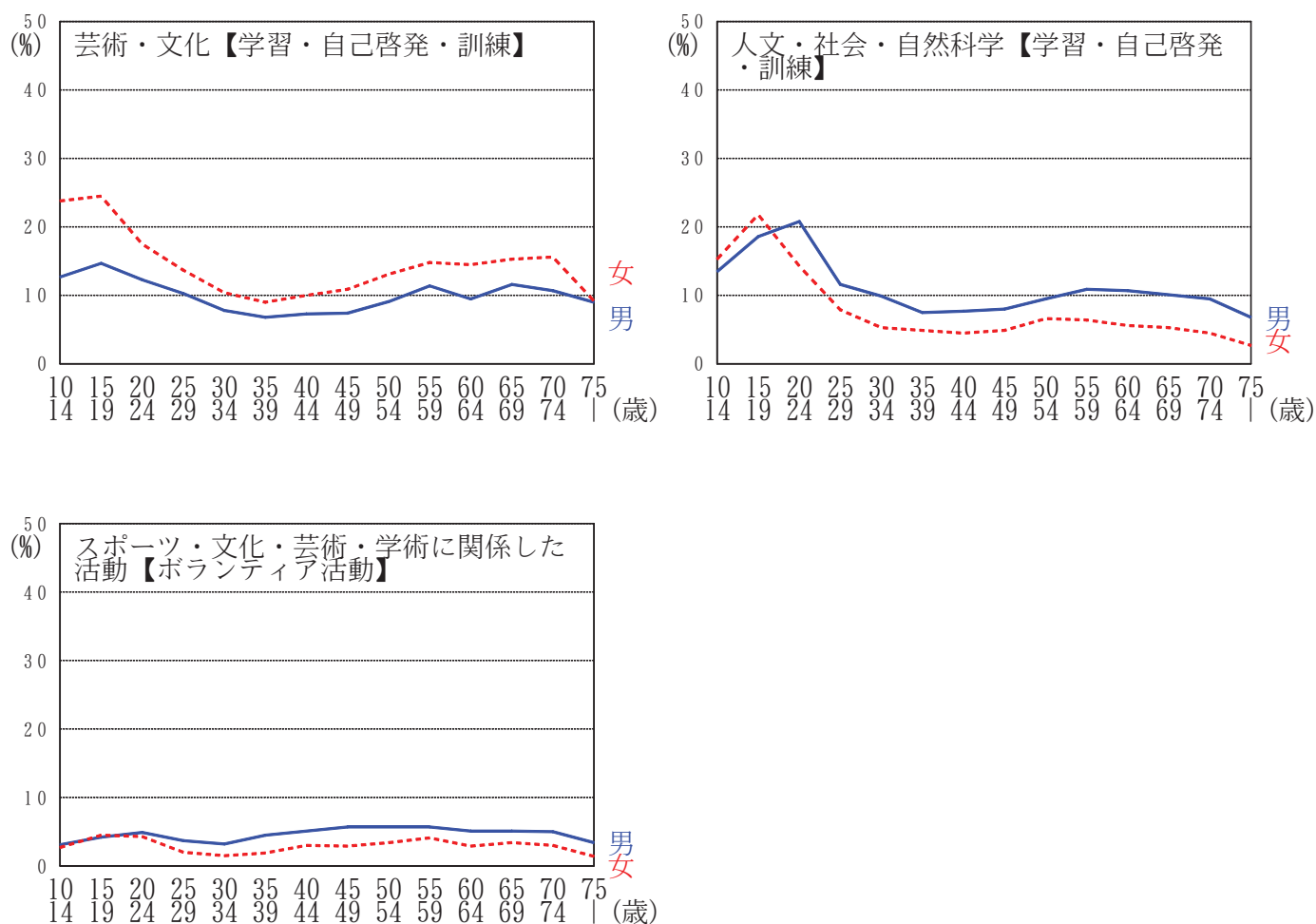
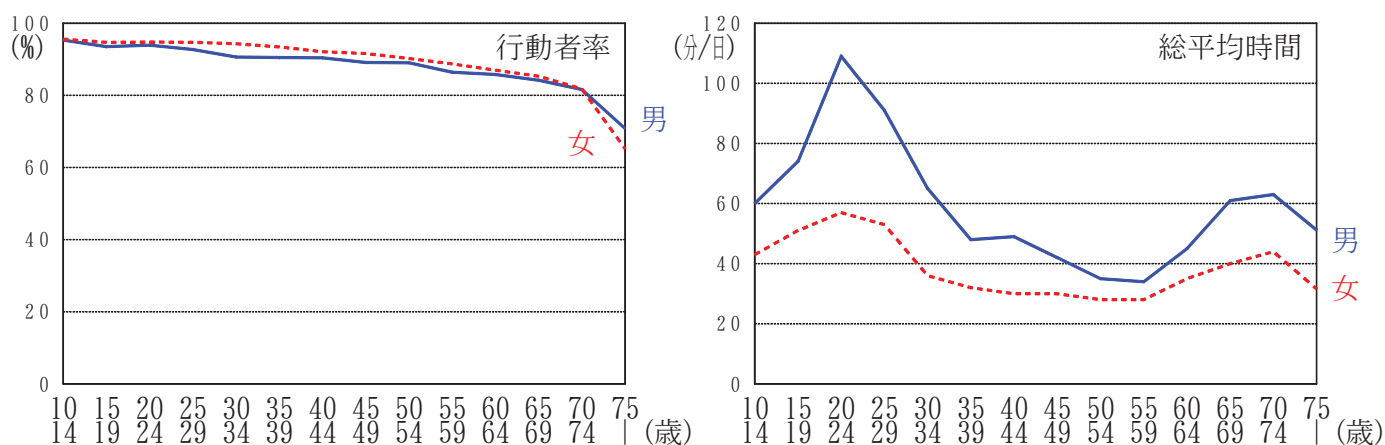


図 3 - 16. 「趣味・娯楽」の行動者率と総平均時間



続いて、行動者率と平均行動日数の関係が男女でどのように異なるか、見てみよう。図3-14は男女それぞれに、横軸に行動者率、縦軸に平均行動日数をとった24の文化行動の状況を表した散布図である。右上に示される項目は行動者率、平均行動日数とも高く、男女とも「テレビゲーム・パソコンゲーム」「CD・スマートフォンによる音楽鑑賞」がプロットされている。この図で45度線の上側に位置する文化行動は、行動者率の割にその活動を長時間行っており、逆に下側にある文化行動は、行った人の数の割には活動時間が長くない。そのように見ていくと、あくまで相対的な意味合いにおいてだが、男女とも、映画館であれ映画館以外であれ、映画鑑賞は行動者率が高い割には平均行動日数が長くない。逆に、図3-13で左下に位置した、男女ともに行動者率の低いパフォーマンス・創作系の項目は、図3-14では行動者率が低く図の左側に位置するが、たとえば「邦楽」「洋舞・社交ダンス」「楽器の演奏」など、45度線から大きく上に離れて打点されており、行動する人は少なくとも行動する人の行動時間は長時間であることがわかる。なお、この図からは、全体的な布置状況に男女による大きな相違はない。

年齢の違いも加味した文化行動の男女差

ここまで、趣味・娯楽に関する24の文化行動（表3-3）について、行動者率あるいは平均行動時間がどのような位置づけにあるか、さらには性別による違いがあるかを見た。趣味・娯楽の分野では、大多数の行動について女性の方が行動者率が高かった。

では、学習・自己啓発・訓練、あるいはボランティア活動の領域ではどうだろうか。また、趣味・娯楽についても性別だけでなく年齢階級も考慮して見ると、どのような動きが見られるだろうか。図3-15は「学習・自己啓発・訓練」「ボランティア活動」に出現する文化関係の行動者率を、性別と年齢別をクロスして示したものである。学習領域でも「芸術・文化」では、あらゆる年齢階級において女性の行動者率が男性を上回っている。一方、学習領域の「人文・社会・自然科学」やボランティア活動の「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」で20代以降は男性が上位にあることがわかる。

続いて、「趣味・娯楽」の行動者率および1日あたりの平均行動時間について性別と年齢階級による影響を同時に見たのが図3-16である。「趣味・娯楽」の項目は24と多いため、領域全体の行動者率と平均行動時間（表3-4。75歳以上は加重平均を算出している）を示す。行動者率は多くの年齢階級で女性の方が高いが、75歳以上では男性が上回る。一方、平均行動時間はすべての年齢階級で男性が上回っており、とりわけ20代では大きく異なり、女性の行動時間は男性の半分程度である。その後行動時間の差は縮まるが、65歳以降また大きく開く。

このような年齢階級別に異なる男女の動きが何に起因しているか、たとえば65歳以降の男性の行動時間が長くなるのが定年後自由に使える時間が増えることによるか等、今後様々な検討が必要である。ここでは、一つの試みとして、家事労働の負担増、子育てや介護により、行動者率が影響を受けるかどうかを検討した結果を示す。

男女それぞれに、「趣味・娯楽」の24項目について、「6歳未満の子がいる／いない」別の行動者率（社会生活基本調査第37-4表）および「介護をしている／いない」別の行動者率（社会生活基本調査第32-1表）を準備し、子育ての有無あるいは介護の有無が行動者率に影響しているかを検討した。なお、社会生活基本調査では、子育てについては6

歳未満の子がいるかどうかだけでなく、その人数、世帯の家族類型（夫婦と子だけか、両親同居か、ひとり親か等）、親の就業状況（共働きか、正規か、等）、育児支援を利用しているかなど多岐にわたって調査している。また介護の場合も介護者の就業状況、要介護者が高齢者か、介護支援利用の有無など聞いている。ここでは、6歳未満の子がいるか、あるいは介護をしているかのみで分類し、さらに男女別に違いが見られるか、検討した。

その結果、ほとんどの項目で、子育てあるいは介護により行動者率は影響を受けた（有意に比率が異なった）。影響がないと判断されたのは行動者率が下位の数項目のみであった。一方、子育てや介護により行動者率が下がるとは一概に言えない。外出を必要とする項目（「美術鑑賞」「演芸鑑賞」など）は子育てにより行動者率が下がるが、「映画館以外での映画鑑賞」や「CD・スマートフォンによる音楽鑑賞」といった外出を必要としない項目では6歳未満の子がいる人の方が行動者率が高かった。また、上で述べたように子育てや介護は行動者率に影響するが、その方向が逆である（たとえば「映画館以外での映画鑑賞」の行動者率は、子のいる人がいない人に比べ高いが、介護している人はしていない人に比べ低い）こともあった。また男女で行動者率への影響が反対に出る（たとえば6歳未満の子がいる場合、「映画館での映画鑑賞」は男性では高くなるが、女性では低くなる）ケースもあった。これらの背景については、今回検討できなかった項目も対象に加え、今後の詳細な分析で明らかにしていく必要がある。

以上、第1節では「文化に関する世論調査」から、第2節では「社会生活基本調査」から、日本の芸術文化に対する需要・ニーズの側面を見た。では、供給側の状況はどうなっているのだろうか。「第2章 芸術文化関連データ集」では、供給サイドの状況について関連産業の市場規模や実演芸術の公演状況などを見たが、いわゆる「芸術家」の状況については、国勢調査によりその人口の推移を把握したに過ぎない。そこで、第3節では「芸術家」の状況について、「就業構造基本調査」により、より多角的に把握することを試みる。

3. 就業構造基本調査

就業構造基本調査は統計法に基づく基幹統計調査で、国民の就業および不就業の状態を把握し、全国および地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施されている。所管は総務省統計局で、調査の結果は国や地方公共団体における雇用政策、各種施策の立案、実施に供される。平成29（2017）年10月に実施された最新調査は、あらかじめ定められた手順により全国約52万世帯の世帯員のうち15歳以上の約108万人を無作為抽出して調査対象としたもので、この時点の有業者6621万人、無業者4476万人の状況の推定に供された。なお、推定結果であるため、実数（たとえば2017年の就業者数は6530万人）とは若干の乖離が生ずる。

就業構造基本調査では、推計ではあるが、就業者全体の状況を、様々な分類事項、たとえば性別、年齢、就業状態・雇用形態等、職業、年間就業日数、収入（主な仕事からの年間収入・収益）、世帯収入等で分類し、把握している。本報告書ではこの特性を利用し、次項に述べる形で「芸術家」を定義し、その就業人数を比較可能な平成19（2007）年、平成24（2012）年、平成29（2017）年の3時点で比較した。また、平成29（2017）年におけ

る芸術家の年齢構成、年間収入、週間就業時間などについて概観を行った。

就業構造基本調査における「芸術家」

就業構造基本調査における近年の職業分類では、「芸術家」は「大分類B 専門的・技術的職業従事者」に位置づけられ、中分類ではB21からB24の4分類が対応すると考えられる（表3－5）。ただし、小分類で見た場合、B21の中の「B212 記者、編集者」は芸術家とはみなしにくいため、除いて考える。またB24は全部で9つの小分類からなるが、そのうち「B24n 個人教師（音楽）」と「B24p 個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）」のみを取り上げ、芸術家とする。

以上より、芸術家を、表3－5のB211 からB24p までの8小分類（B212 は除く）の合計と定義する。この職業分類は平成19年以降の調査で経年比較が可能であるため、平成19年、平成24年、平成29年の3時点における芸術家の就業人数について、この8小分類について算出を行った。また、平成29年調査を用いて芸術家の年齢構成や年間収入、週間就業時間について把握を試みたが、これらは中分類についてしかデータが利用できない。そこで、「B212 記者、編集者」を含む数値ではあるが「B21 著述家、記者、編集者」の結果を参考までに表記した。また「B24 その他の専門的職業従事者」については、9小分類のうち芸術家に関わる部分は2分類のみであるので、中分類B24 については分析対象としなかった。

表3－5．就業構造基本調査における職業分類と「芸術家」

中分類	小分類
B21 著述家、記者、編集者	B211 著述家
	B212 記者、編集者【除外】
B22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	B22a 彫刻家、画家、工芸美術家
	B224 デザイナー
	B225 写真家、映像撮影者
B23 音楽家、舞台芸術家	B231 音楽家
	B23a 舞踏家、俳優、演出家、演芸家
B24 その他の専門的職業従事者	B24n 個人教師（音楽）
	B24p 個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）

芸術家人口と雇用状況

上記の定義に基づき、日本全国における芸術家の就業人数および雇用状況を求めた。利用したデータのe－S t a tにおける表番号はいずれも【全国編】の、平成19年が第19表、平成24年が第21表、平成29年が第21表である。

就業構造基本調査によれば、わが国の芸術家の数は全体として約60万人と推計される（表3－6）。雇用形態別の内訳は、平成29年時点でおおむね自営業者45%、家族従事者1%、会社などの役員6%、会社などの役員以外の雇用者48%となっている。雇用者のうち

正規の従業員・職員は65%、非正規のそれは35%である。

8つの小分類ごとの芸術家の数およびその雇用状況は次の表3-7①②のとおりである。また、雇用状況について、自営・家族経営・役員・雇用者の割合および雇用者のうち正規・非正規の割合をグラフ化した結果を図3-17①②に示す。なお、ここでは状況比較のため帯グラフのスケールを揃えているが、芸術家のカテゴリーによって人口の大小があることに注意が必要である。また、10年間の芸術家人口とその内訳の推移を図3-18に示す。

表3-6. 就業構造基本調査に見る「芸術家」の数と雇用状況（単位：人）

芸術家計	総数	自営業主	家族従業者	役員	雇用者	雇用者	
						正規雇用	非正規雇用
平成19（2007）年	608,000	272,300	7,400	46,500	281,500	182,200	99,200
		44.8%	1.2%	7.6%	46.3%	64.7%	35.2%
平成24（2012）年	600,200	262,100	6,000	38,300	293,500	181,300	112,300
		43.7%	1.0%	6.4%	48.9%	61.8%	38.3%
平成29（2017）年	614,700	278,400	6,800	36,800	292,600	190,100	102,500
		45.3%	1.1%	6.0%	47.6%	65.0%	35.0%

表3-7、図3-17、図3-18から把握できる事項は次のとおりである。

- ① 芸術家の総数はこの10年間で大きな変化はない（6,700人の増）。小分類で見ると「彫刻家、画家、工芸美術家」（+8,700人、20.4%増）、「デザイナー」（+12,200人、5.4%増）、「写真家、映像撮影者」（+7,100人、8.9%増）、「個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）」（+2,900人、14.8%増）で増加、「舞踊家・俳優・演出家・演芸家」（-6,200人、8.8%減）、「個人教師（音楽）」（-18,600人、18.3%減）では減少が見られた。

以下、平成29年の結果を中心に見ていく。

- ② 8つの小分類で自営業主の割合の多寡を見ると、大きく3つのグループに分かれる。「彫刻家、画家、工芸美術家」（平成29年の比率は89.9%）、「著述家」（73.8%）、「個人教師（音楽）」（73.8%）が高い。次いで、「音楽家」（64.6%）、「個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）」（60.0%）が続く。一方、「写真家、映像撮影者」（36.1%）、「舞踊家・俳優・演出家・演芸家」（27.0%）、「デザイナー」（26.2%）では自営業者は少なく、会社などの役員だったり雇用されたりしていることが多かった。

順に、小分類ごとに雇用状況を詳細に見る。

- ③ 「著述家」では自営業主が一貫して70%を超えているが、若干雇用者が増える傾向が見られる（10年間で6.3%ポイント増）。雇用者中の正規率は平成24年に62.3%と下がったものの、平成29年には78.7%に回復した。

表 3－7 ①. 就業構造基本調査における「芸術家」の雇用状況①（単位：人）

著述家	総数	自営業主	家族従業者	役員	雇用者	雇用者	
						正規雇用	非正規雇用
平成19（2007）年	36,000	28,000	-	3,100	4,900	3,800	1,200
		77.8%	-	8.6%	13.6%	77.6%	24.5%
平成24（2012）年	40,400	31,000	-	2,500	6,900	4,300	2,700
		76.7%	-	6.2%	17.1%	62.3%	39.1%
平成29（2017）年	35,900	26,500	-	1,900	7,500	5,900	1,500
		73.8%	-	5.3%	20.9%	78.7%	20.0%

彫刻家、画家、工芸美術家	総数	自営業主	家族従業者	役員	雇用者	雇用者	
						正規雇用	非正規雇用
平成19（2007）年	42,600	31,500	1,000	700	9,500	2,200	7,300
		73.9%	2.3%	1.6%	22.3%	23.2%	76.8%
平成24（2012）年	35,200	32,400	200	800	1,700	400	1,300
		92.0%	0.6%	2.3%	4.8%	23.5%	76.5%
平成29（2017）年	51,300	46,100	100	600	4,500	1,400	3,100
		89.9%	0.2%	1.2%	8.8%	31.1%	68.9%

デザイナー	総数	自営業主	家族従業者	役員	雇用者	雇用者	
						正規雇用	非正規雇用
平成19（2007）年	226,700	59,600	1,200	23,700	142,100	113,700	28,400
		26.3%	0.5%	10.5%	62.7%	80.0%	20.0%
平成24（2012）年	234,600	58,700	2,000	19,800	154,100	109,700	44,400
		25.0%	0.9%	8.4%	65.7%	71.2%	28.8%
平成29（2017）年	238,900	62,700	2,500	19,500	154,200	119,600	34,600
		26.2%	1.0%	8.2%	64.5%	77.6%	22.4%

写真家、映像撮影者	総数	自営業主	家族従業者	役員	雇用者	雇用者	
						正規雇用	非正規雇用
平成19（2007）年	80,200	28,800	3,100	8,700	39,600	24,300	15,300
		35.9%	3.9%	10.8%	49.4%	61.4%	38.6%
平成24（2012）年	80,700	33,900	2,300	6,600	37,900	24,700	13,200
		42.0%	2.9%	8.2%	47.0%	65.2%	34.8%
平成29（2017）年	87,300	31,500	2,200	5,800	47,800	28,500	19,300
		36.1%	2.5%	6.6%	54.8%	59.6%	40.4%

図 3 - 17①. 就業構造基本調査における「芸術家」の雇用状況①



表 3－7 ②. 就業構造基本調査における「芸術家」の雇用状況②（単位：人）

音楽家	総数	自営業主	家族従業者	役員	雇用者	雇用者	
						正規雇用	非正規雇用
平成19（2007）年	30,700	16,900	300	2,600	10,800	2,800	8,000
		55.0%	1.0%	8.5%	35.2%	25.9%	74.1%
平成24（2012）年	30,200	17,800	0	900	11,500	3,500	8,000
		58.9%	0.0%	3.0%	38.1%	30.4%	69.6%
平成29（2017）年	31,400	20,300	100	1,900	9,100	4,300	4,800
		64.6%	0.3%	6.1%	29.0%	47.3%	52.7%

舞踊家、俳優、演出家、演芸家	総数	自営業主	家族従業者	役員	雇用者	雇用者	
						正規雇用	非正規雇用
平成19（2007）年	70,700	15,500	0	5,400	49,700	28,000	21,700
		21.9%	0.0%	7.6%	70.3%	56.3%	43.7%
平成24（2012）年	62,300	13,500	100	5,500	43,200	30,400	12,800
		21.7%	0.2%	8.8%	69.3%	70.4%	29.6%
平成29（2017）年	64,500	17,400	600	5,200	41,300	26,100	15,200
		27.0%	0.9%	8.1%	64.0%	63.2%	36.8%

個人教師（音楽）	総数	自営業主	家族従業者	役員	雇用者	雇用者	
						正規雇用	非正規雇用
平成19（2007）年	101,500	82,000	1,100	1,600	16,800	3,400	13,300
		80.8%	1.1%	1.6%	16.6%	20.2%	79.2%
平成24（2012）年	90,100	63,100	500	900	25,400	3,500	21,900
		70.0%	0.6%	1.0%	28.2%	13.8%	86.2%
平成29（2017）年	82,900	60,400	300	1,200	21,000	2,100	19,000
		72.9%	0.4%	1.4%	25.3%	10.0%	90.5%

個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）	総数	自営業主	家族従業者	役員	雇用者	雇用者	
						正規雇用	非正規雇用
平成19（2007）年	19,600	10,000	700	700	8,100	4,000	4,000
		51.0%	3.6%	3.6%	41.3%	49.4%	49.4%
平成24（2012）年	26,700	11,700	900	1,300	12,800	4,800	8,000
		43.8%	3.4%	4.9%	47.9%	37.5%	62.5%
平成29（2017）年	22,500	13,500	1,000	700	7,200	2,200	5,000
		60.0%	4.4%	3.1%	32.0%	30.6%	69.4%

図 3 - 17②. 就業構造基本調査における「芸術家」の雇用状況②

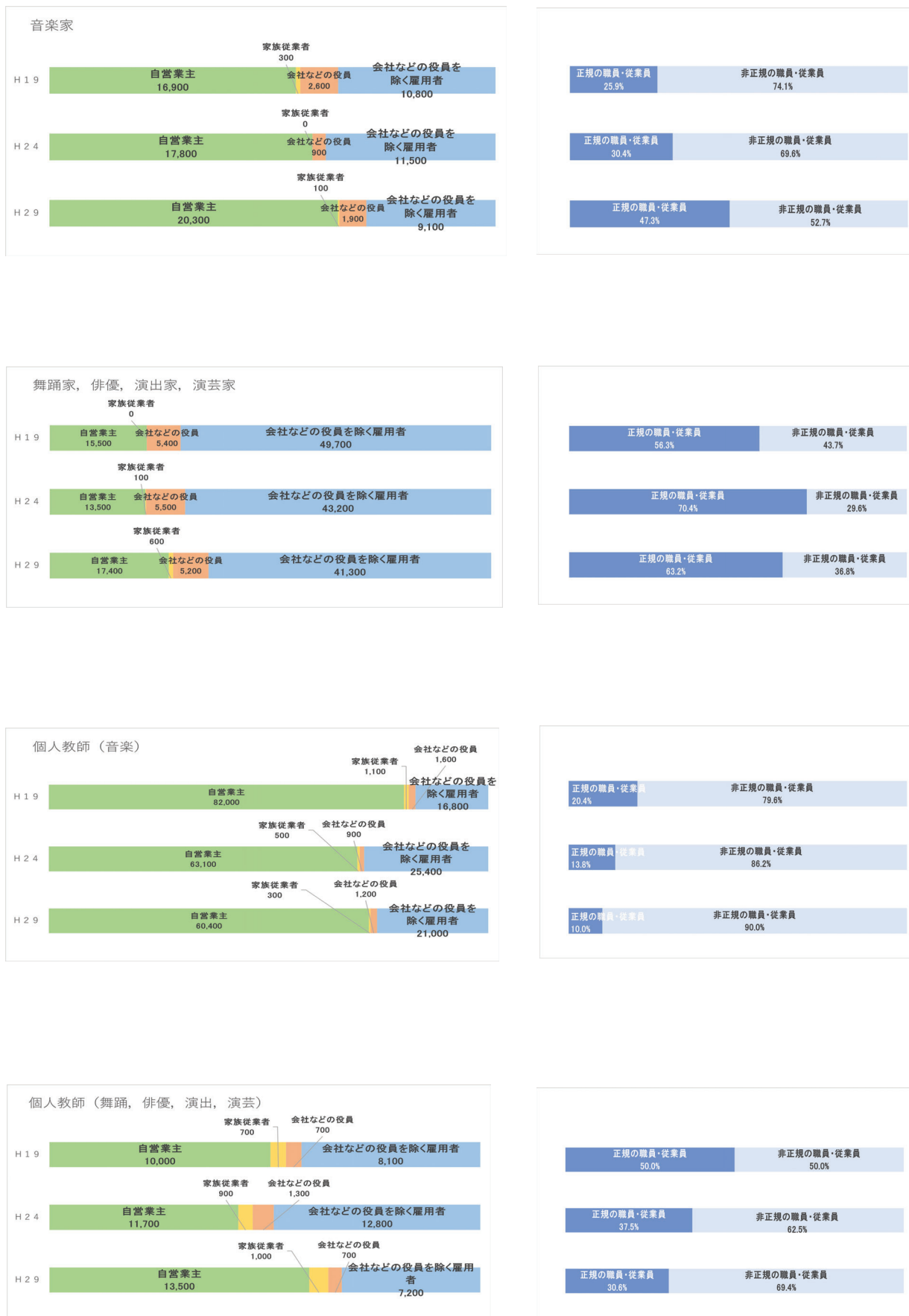
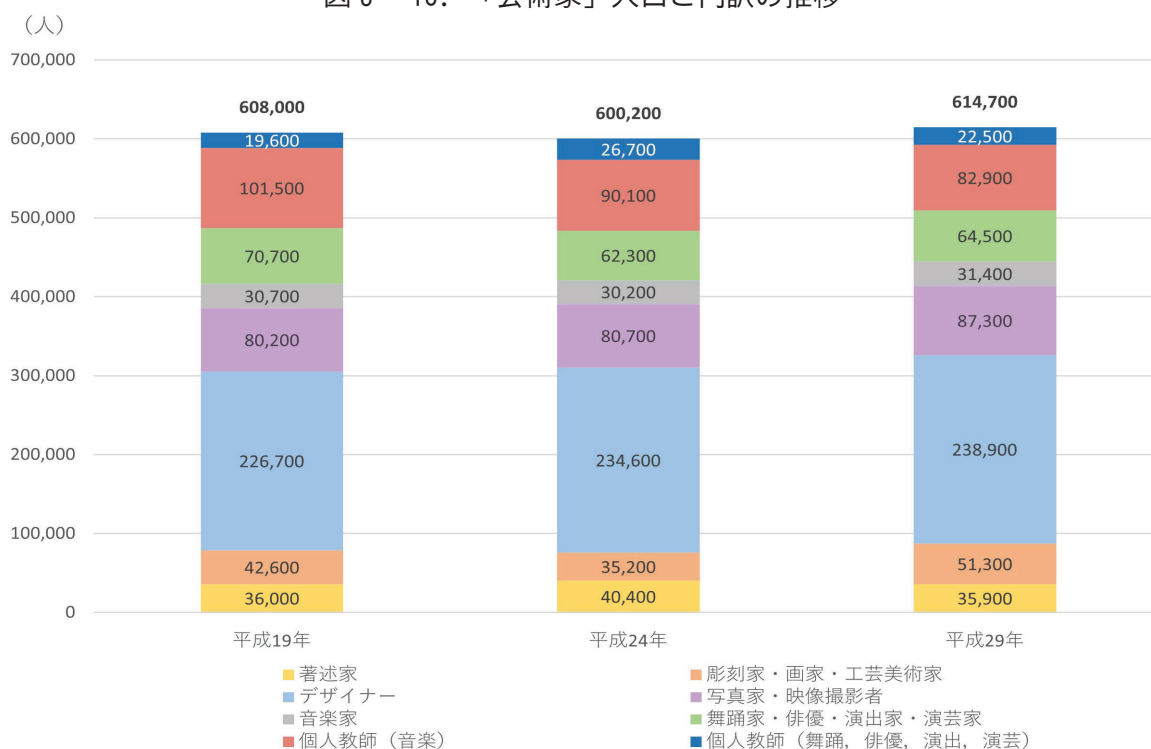


図 3 - 18. 「芸術家」人口と内訳の推移



- ④ 「彫刻家、画家、工芸美術家」の自営業主率は平成19年にも高かったが（73.9%）、平成24年以降上昇し、90%前後となった。数少ない雇用者の正規率も30%前後と、不安定な雇用状況にある者が多数に上る可能性がある。
- ⑤ 対照的に、「デザイナー」は10%弱が会社などの役員、65%前後が雇用者であり、正規率も70～80%と、安定した雇用状況にある者が多いと思われる。ただし、全体の人数が多く、自営業主も非正規雇用者も実数で見ると近年増加していることには留意すべきである。
- ⑥ 「写真家、映像撮影者」では就業者の3分の1が自営業主、3分の2が役員または雇用者である。正規率も60%を超えており、「デザイナー」ほどではないが、比較的安定した雇用状況にあると思われる。なお、実数では「デザイナー」同様、自営業主や非正規雇用者が増加傾向にある。
- ⑦ 「音楽家」では、この10年間で、自営業主の比率が約10%ポイント増している一方、雇用者（6%ポイント減）の正規比率は21%ポイント増えている。実数では、自営業主は増えているが、非正規雇用者は減っている。
- ⑧ 「舞踊家、俳優、演出家、演芸家」の雇用状況は「デザイナー」に近い（自営業主が2割強、雇用者が7割弱）が、雇用者に占める正規率は若干低い（6割程度）。ただしこの10年間で非正規雇用者の数は減少傾向にある。
- ⑨ 「個人教師（音楽）」は、70～80%と圧倒的に自営業主の率が高い。雇用者は微増しているものの、正規率が20%から10%へと下がった結果、非正規雇用者の実数は増加している。
- ⑩ 「個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）」では、いったん下がった自営業主の率が平成29年に大きく上昇している。一方、雇用者における正規率は一貫して下がっており（10年間で19%ポイント減）、雇用の状況が不安定になっている可能性がある。

「芸術家」の年齢分布、年間収入分布、および週間就業時間の分布

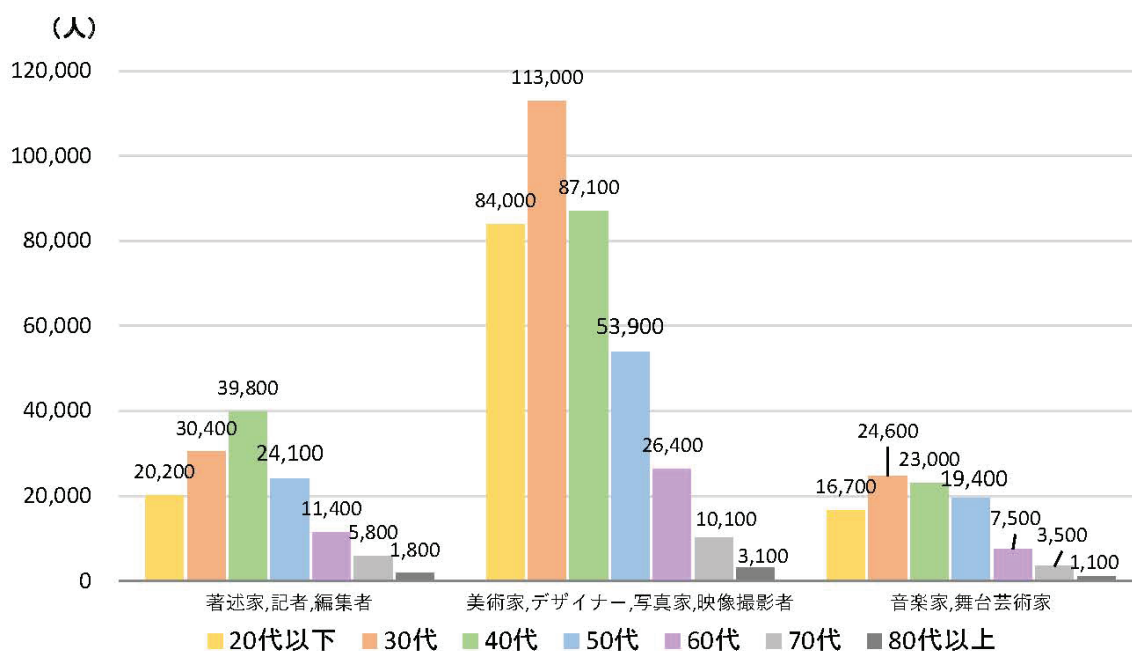
続いて、平成29年就業構造基本調査の中分類データを用いて、芸術家の年齢、年間収入、1週間あたりの就業時間の分布状況を見た。利用するデータは、順に、いずれも〔全国編〕の第15表、第35表、第34表である。

なお、前述の通り、中分類の「B21 著述家、記者、編集者」には、先の小分類データで分析対象としなかった「B212 記者、編集者」が含まれている。「B22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」は小分類の「彫刻家他」「デザイナー」「写真家他」の合計、また「B23 音楽家、舞台芸術家」は小分類の「音楽家」と「舞踊家他」の合計である。一方、小分類データで検討した「個人教師（音楽）」や「個人教師（舞踊他）」については、中分類の「B24 その他の専門的職業従事者」が両者以外の7つの小分類をも対象としていることから、今回は分析対象から取り除いた。

以下、順に得られたグラフから読み取れることをまとめる。

【年齢】芸術家3職種（中分類）の年齢分布は図3-19に示すとおりで、分布の形には大きな違いはない。最頻値は、「著述家、記者、編集者」では40代、「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」と「音楽家、舞台芸術家」では30代にあり、一方中央値は、「美術家他」で30代、「著述家他」と「音楽家他」では40代にある。若干ではあるが、「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」に若い層が多い。

図3-19. 「芸術家」の年齢分布（平成29年）



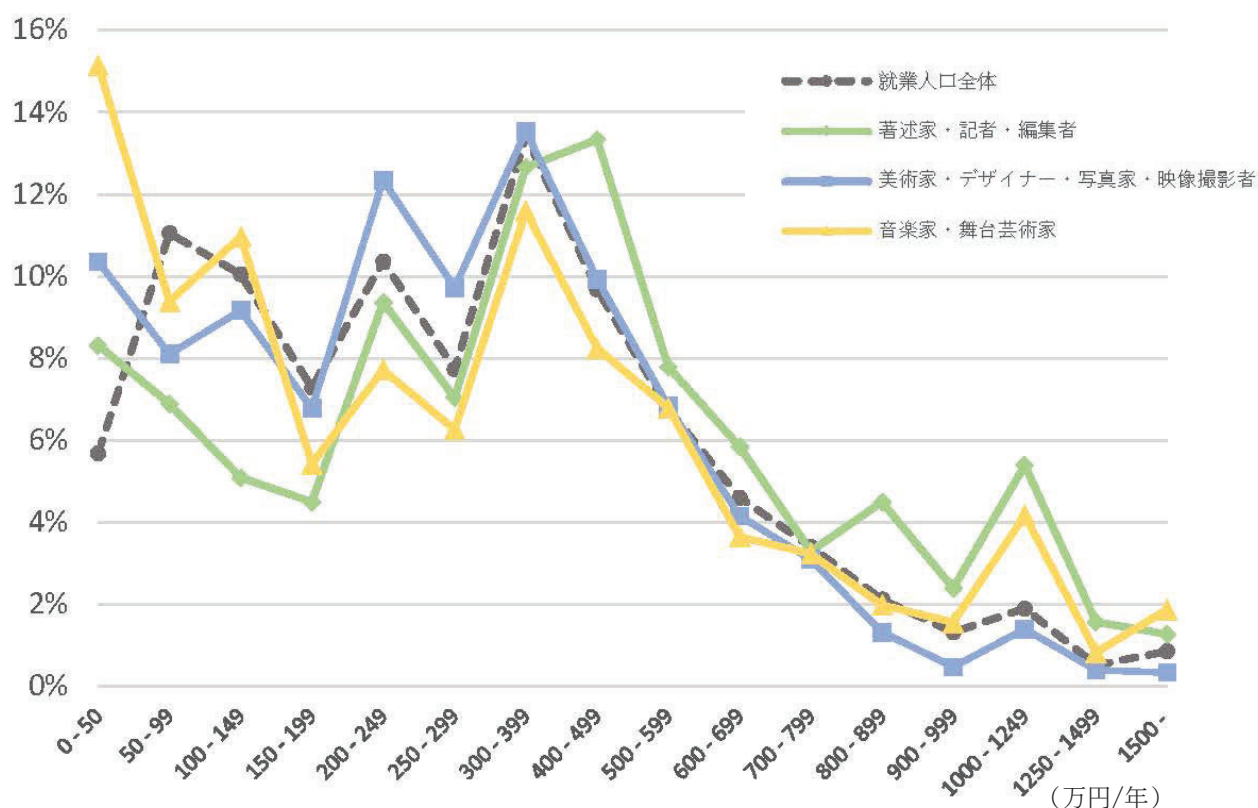
【年間収入】就業構造基本調査では、就業者の年間収入を16区分で報告している。芸術家3職種（中分類）と就業者全体について、各区分に属する人数の比率を求め、グラフ化した（図3-20）。なお、就業人口全体（6621万3000人）に対し、芸術家の人数の規模は、「著述家、記者、編集者」（13万3500人）、「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」（37万7500人）、「音楽家、舞台芸術家」（9万5800人）である。

グラフより、就業者全体（点線）に比べ、「著述家、記者、編集者」の分布（緑の実線）は低額の年間収入では率が低く、高額の年間収入では高いこと、総じて高収入な人が多いことが分かる。なお、この分類にはおそらく雇用者が多数を占める「記者、編集者」が含まれていること、その比率が高いこと（13万3500人中 9万7600人）に注意しなければならない。

「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」の分布（青の実線）は低収入では就業者全体の比率を上回ることが多いが、300万～700万円台での比率はほぼ同じで、高収入では若干下回っている。就業人口全体に比べ、全般には、若干収入状況は悪いと思われる。

「音楽家、舞台芸術家」（黄の実線）の収入分布は、超低収入では率が高い一方、150～600万円台までは全体よりも率が低かったり、1000万円を超える層で全体よりも率が高かったりと、ばらつきの大きさが顕著である。

図3-20. 「芸術家」の年間収入（平成29年）

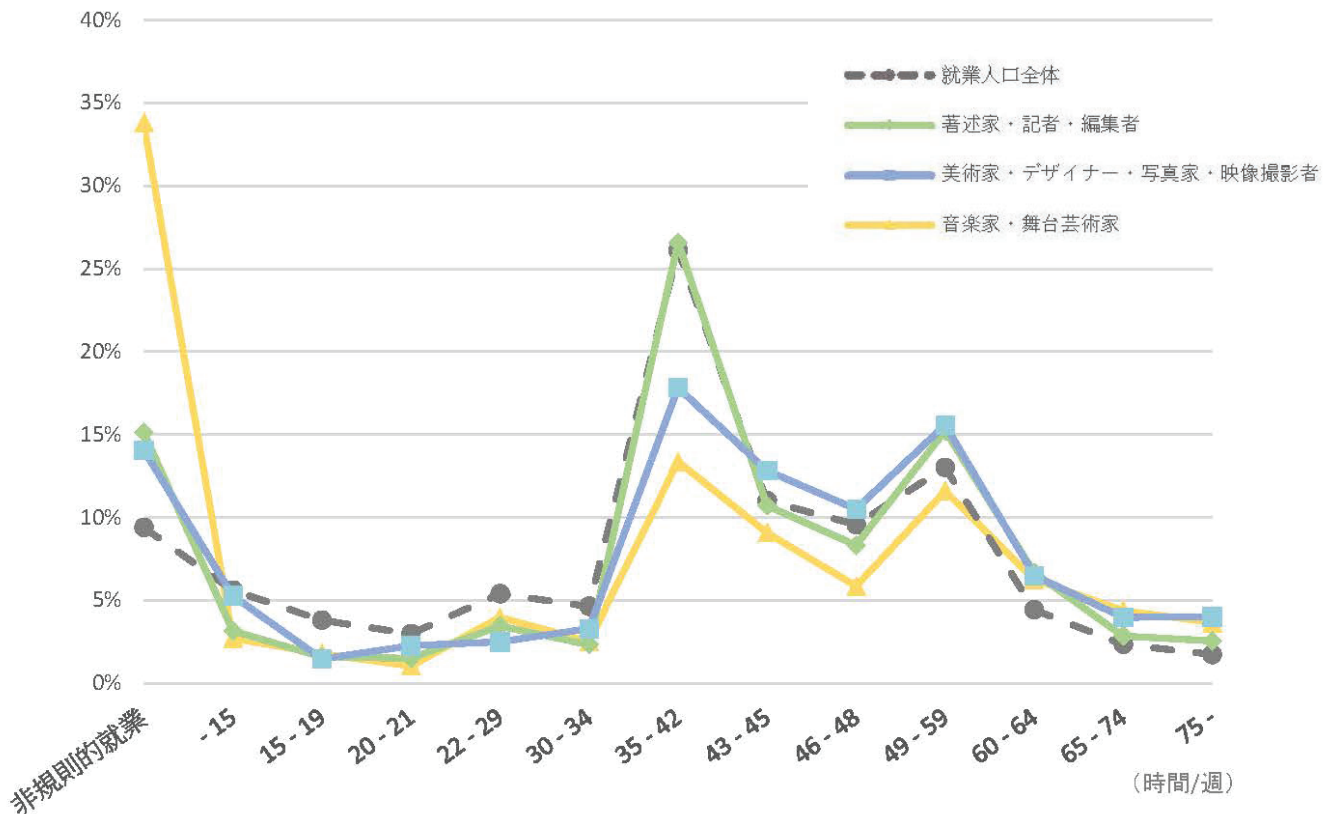


【週間就業時間】芸術家3職種（中分類）と就業者全体について、その1週間あたりの就業時間を12区分し、各区分に属する人数の比率を求め、グラフ化した（図3-21）、ただし、就業調査では年間就業日数が200日未満の者と200日以上のを分けて示しているが、本分析では両者を統合した上で比率を求めた。また、調査では「非規則的就業」者の週間就業時間分布は記録されていないため、種別人口と就業時間判明者の合計が一致しない。そこで不一致分を「非規則的就業」として扱った。この「非規則的就業」の率は、芸術家3職種（中分類）とも就業者全体より高いが、とりわけ「音楽家、舞台芸術家」で高く、この職種の就業時間がうまく把握できていない可能性がある。また、短時間（週に34時間まで）の就業時間帯では芸術家3職種とも就業人口全体の率を下回っている。

「著述家、記者、編集者」（緑）は50～60時間台では就業人口全体の比率を若干上回るが、「記者、編集者」も含まれている影響があるのか、総じて就業人口全体と似通った動きをしている。

「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」（青）は週45時間までは就業人口全体の率を下回るものの、それを超える長時間労働の領域では率が高く、就業人口全体より長時間労働している者の割合が多い。

図3-21. 「芸術家」の週間就業時間（平成29年）



「音楽家、舞台芸術家」（黄）では、週に60時間を超える長時間労働の領域のみ就業人口全体より率が高く、少なくとも一部長時間をしている者が存在する。ただ、前述の非規則的就業が全体の3分の1にも達している問題があり、実態が十分把握できていない可能性が残る。

就業構造基本調査を利用した本分析の限界と今後の課題

本節では、就業構造基本調査を用いて、人数、雇用形態、年齢、年間収入、就業時間など多方面から「芸術家」の実態を把握することに務めた。

時間的制約から限られた分類項目についてのみの検討であったこと、とりわけ中分類データを用いた分析では、「記者、編集者」も含んだ形でしか把握ができなかったこと、10万人を超える「個人教師（音楽）」や「個人教師（舞踊他）」を分析対象にできなかったことなど、残された課題は多い。

また、そもそも「芸術家」の活動状況を就業状況として把握しようとする自体が非常に困難を伴う。就業構造基本調査は「主な仕事」だけでなく「主な仕事以外の仕事」に

についても尋ね、「主な仕事」については仕事の内容、就業の規則性や前職の有無、さらには1年前の就業状況等々多岐にわたる設問を準備している。しかし、それでも、文化芸術活動を（精神の上では）主として活動していても、収入や就業時間からすると「主な仕事」は文化芸術と関わらない仕事とされる芸術家も存在すると思われ、その状況を的確に把握していくのは、既存のデータだけでは非常に困難と思われる。それらの問題への対応も、今後の課題として残っている。

以上、本章では、日本の文化芸術の状況を、需要面については「文化に関する世論調査」（文化庁）と「社会生活基本調査」（総務省）から、供給面である芸術家の状況を「就業構造基本調査」（総務省）から、分析把握することを務めた。本章で得られた知見、分析を進める中で見えた現有データの限界、さらには有識者ヒアリングを踏まえ、第4章で、今後の文化統計の在り方についてまとめ、提言を行っていく。

第4章 文化統計に関する提言

1. 文化統計をめぐる動向

文化芸術基本法に基づいて平成30（2018）年3月6日に閣議決定された「文化芸術推進基本計画（第1期）」においては、望ましい文化芸術政策の企画立案・評価等に資する国内外の情報や各種データの収集・分析等、調査研究の充実が求められている。その背景には、根拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-based Policy Making）の重要性が増していることがある。

これまでの政策決定では、象徴的な事例や体験（エピソード）、あるいは、慣行が重視されることも少なくなく、その結果、政策の実効性が欠けることもままあった。その反省により、EBPMの推進、すなわち、政策の企画を時々のエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づき決定していこうとする動きが重視されるに至った。

現状の客観的な把握や政策効果の測定・分析には、統計等のデータの活用が不可欠である。言い換えるならば、EBPMの推進には、エビデンスを構築するために必要な統計等の整備が必要となる。一方、EBPMの推進が重要であることはわかっている、どのように取り組んでいけばよいかで躓くこともある。その目的のためには、どのようなデータを用いればよいのか、必要なデータはどこに存在しているのか、そもそも存在しているのか、さらにはデータが入手できたとしてもどのような分析を行えばよいのだろうか、等々である。

文化芸術に関わる統計の整備については、欧米に一日の長があることは否めない。たとえば英連邦諸国（カナダ、オーストラリア、イギリス）やEUでは文化統計を体系的にとらえることが行われてきた。この流れに即し、日本でも、寺崎・勝浦・西郷（2004）が商品、職業、産業にわたって文化の分類を行っているオーストラリアの分類基準や文化統計の報告書を範として、日本の文化統計を網羅的に収集・整理し、体系化しようとする試みを行うなど、文化統計の整備が検討されてきた。

本報告書では、こうした動きに対応し、日本の文化芸術の状況を、1）文化庁作成の「文化芸術関連データ集」の整備と拡充、2）既存公的統計を文化統計として利用する可能性の観点、から把握することを試み、今後の文化統計体系化の方向を模索した。

【参考文献】寺崎康博・勝浦正樹・西郷浩（2004）「統計から見たわが国における文化芸術の動向」文部科学省科学研究費・特別研究促進費（1）『芸術・文化政策立案のための統計指標の開発と体系化に関する研究』（研究代表者：若松美黄（2001～2002年度）・周防節雄（2003年度）、研究課題番号13800007）報告書、pp. 39-142。

2. 本事業で行ったこと、そこから見えた問題点

本事業ではまず、「文化芸術関連データ集」（文化庁）のデータ更新、および項目の拡

充を行った（第2章）。またe-Stat等オンライン上にある公的統計を活用し、文化芸術の現状を把握することを務めた（第3章）。公的統計では、文化芸術の需要面、いわばユーザー側の状況を、意識の面については「文化に関する世論調査」（文化庁）を、行動の面については「社会生活基本調査」（総務省）を、さらに供給面については芸術家の状況に問題を絞り「就業構造基本調査」（総務省）を用いて、既存の報告書や概要としての発表では検討されていなかったより詳細な集計、たとえば性別や年齢別の違い等について検討した。今回用いた資料は公的統計の限られた一部のみであり、また、限られた属性のみを分析対象としたが、検討すべき視点・属性は他にも多々ある。たとえば地域や社会階層の違いと文化芸術の関係、さらには諸外国との比較等、有識者ヒアリングで指摘された項目である。こうした多くの視点については未検討であるが、それでも、基本的な分析によっていくつかの新しい知見を得ることができた。

一方、本事業での作業の範囲内でも見えたデータの在り方に関する問題点もある。以下、それらについて述べる。

本事業では、既存の、オンラインで入手可能な公的統計を用いて分析した。分析に用いるデータを公開されている範囲の情報に限ったため、たとえば就業状態に関する分析（第3章第3節末尾）で述べたように、芸術家の定義を詳細に小分類データに即して決めたにも関わらず、中分類しか公表されない項目については十二分な分析を行うことができなかった。このことは集計データの限界ととらえることもでき、今後機会があればマイクロデータの利用を考えるべきである。今回の分析で対象とした「社会生活基本調査」や「就業構造基本調査」はマイクロデータの提供に依拠しており、マイクロデータを利用すれば、高度な分析能力は必要とされるものの、より詳細な分析を行っていくことが可能となる。

一方、マイクロデータは万能ではない。たしかに情報としての精度は高まり、上記我々が直面したような問題は、集計以前のマイクロデータを目的に適するように加工・分析・検討していくことである程度解決できる。しかし、設問していないこと、想定していない状況への答えはマイクロデータにも存在しない。芸術家の就業状況を例にとるならば、とりわけフリーランスの芸術家の場合、芸術活動と就業状態は複雑な関係にあり、その形も多岐にわたると考えられる。「主たる収入を得ている仕事」という問い方をした場合、調査の時期が限定されている調査であれば、実は芸術家でありながら、調査回答からは芸術家としての活動結果を把握することはできないこともあり得る。こういった問題に対処するには、本事業における分析を始め芸術家の活動の詳細を把握し、文化統計上の必然性を踏まえた上で何らかの働きかけが必要である。新しい統計調査の構想を進めつつ、まずは既存の統計の分類基準や設問の在り方等を工夫することが実効性のある策として考えられる。

文化統計のあるべき方向性は、別の面でも明らかである。「文化芸術関連データ集」の拡充では、昨今の社会情勢を反映すべくデジタル系の情報、映像コンテンツの利用やサブスクリプションの状況などの把握に努めたが、まだまだ不足している。また、「文化に関する世論調査」では寄付の問題を取り上げているが、昨今ではクラウドファンディングといった新たな形態での文化芸術支援も出てきている。これらの点について、有識者からもさまざまな提言があったが、とりわけコロナ禍で文化芸術の在り方が受容する側でも提供する側でも大きな変化を余儀なくされていることを考えると、現状把握あるいは今後の予測を行っていく上で、早急に時代の要請をとらえ、それに即したデータを入手できるよう

何らかの対策を行っていくべきである。

こうした課題に対しては、最終的には、あるべき文化統計体系の構築を目指すべきであろう。しかしながら、そのためにはまずは「文化芸術」の定義から明快にする作業が必要である。変化が激しい現状で、それだけを指向することは望ましくない。その打開策として考えられる一手に、「文化芸術関連データ集」の拡充でも用いたが、さまざまな業界団体等が行っている民間調査の活用が考えられる。ただ、統計が散在しては、結局、使われないままで終わってしまう。統計を有効に利用できる形に、それらのリンク集に当たるものを構築していけば、芸術家をはじめその文化芸術に興味を持つ人々の、また分析に興味を持つ研究者にも非常に有益である。そのような流れを醸成するには、同種の調査やアンケートを行う場合には問う項目を一定決めておくといった形でのルール作りをしていくことも必要かもしれない。

既存の情報を活用するという意味では、民間統計だけでなく、公的統計の中でも解消すべき問題点がある。データの有り様は、そもそも一つの省庁、部署に限定できるものではないが、横断的に多くの省庁や部署の業務と関連するデータが一カ所で作成されていることがある。たとえば「文化観光」を考える場合、観光庁の業務とも、内閣府や経済産業省が進めるクールジャパン戦略とも、国土交通省を中心に行っているビジット・ジャパン・キャンペーンとも大いに関連する。情報交換あるいは統計の把握・利用は、より柔軟な形で行っていく必要がある。また、文化庁内におけるデータ情報の共有も必要と思われる。

3. さらなる文化芸術の飛躍に向けて

以上、本事業では、従来の文化統計の再検討を行った上で、文化芸術推進基本計画をBPMの観点から進めていく際に文化芸術に関するデータとして足りないものや文化行政に関して新たに収集すべきデータがないかを検討し、また次善の策として、応急措置的であれ早急に行える対策はないか考察を行った。

ところで、原点へ戻れば、政策目的をいっそう明確にしていくためには、そもそも「文化芸術」とは何かを見ていく必要がある。国民の文化芸術に対する意識を把握し、しっかりとした問題意識を持った上で、文化庁がイニシアティブをとって、適切な「文化統計体系」を作り上げていくという姿勢が必要である。

直近では、現在第1期が運用されている「文化芸術推進基本計画」における適切な指標の設定が必要である。また、本事業で用いたデータは2020年までのものであったためその動きは本報告書には反映されていないが、現在日本並びに世界が体験している未曾有のコロナ禍の影響を踏まえ、単にコロナ以前の水準回復のみならず、いかにニューノーマルとも言うべき世界に対応していくかという視点で、短期、並びに長期にわたる文化戦略を考えていく必要がある。そういった意味では、短期のみならず、より長期的な視野の形成、それを醸成するための統計データも必要である。そもそも、文化芸術に関する意識は大きく変化するものではない。また、少子化・高齢化の大きな流れは新しい文化芸術の在り方を考えていく上で重要であるが、その深刻さ故、今後国内市場のみを考えていくことは建設的ではない。文化芸術の輸出といった観点も重要になり、また、今まで以上に文化芸術の国際比較といった視点も重要になってくると思われる。

以上、本事業における提言をまとめた。参考にした有識者ヒアリングの摘録は付章にまとめたので参照のこと。

付 章 有識者ヒアリング摘録

本プロジェクトに関連し、下記の4名の有識者へのヒアリングを実施した。発言要旨は次のとおりであった（実施順）。

1. 有馬昌宏氏（兵庫県立大学名誉教授、2021年2月15日）

① 政府統計で文化現象を分析する際に直面する問題

政府統計の再分析においては、分類の粗さ、職業、産業分類等の不十分さに直面する。社会生活基本調査で回数などの経験は確認できても、家計調査で捉える支出額や全国消費実態調査で出てくる消費実態と整合性がない。カテゴリーをむやみに細かくもできないと思うが、文化庁として主張すべきは主張してほしい。

② アンケート項目、カテゴリーに関する文化庁ひな型の設定

地方自治体などの来場者アンケートは項目やカテゴリーが異なり、比較が難しい。そこで文化庁で質問項目や選択肢のひな型を設定し、使用を呼びかけてはどうか。政府統計との相互補完も含め、国や自治体の文化政策、文化芸術団体の活動や取組の成果が出ているか確認できるデータにしたい。

③ 文化芸術の対象の拡張

文化芸術ではパフォーミングアーツや絵画だけではなくて、食や相撲などスポーツも関係してくるはずだ。すると、文化芸術の範囲もどこまで広げていくのかという問題がある。

④ 『文化芸術関連データ集』について

コンテンツ産業の市場規模に関し、時間に縛られる放送とオンデマンドで見ることができる配信サービスの軸を入れてはどうか。デジタル情報もストックとしてのCDやDVDと、フローとしてのサブスクリプションの違いを考慮すべきだ。寄付に関しては企業のメセナ活動のほか、これからはクラウドファンディングが文化芸術の世界でも大きなウエートを占めていくと思われる。

⑤ 文化芸術推進基本計画の指標に関する統計の活用について

クールジャパンやビジット・ジャパンの効果はどうか。海賊版サイトによる被害も大きな問題だ。また、コロナ禍による巣ごもり消費や文化芸術のオンライン視聴は鑑賞形態にかなりインパクトを及ぼすのではないか。そのとき、多くが個人事業主である芸術家の収入はどうか。直接鑑賞の提供が主たる芸術家が間接鑑賞に対応しなければいけない可能性を文化庁も考えるべきだ。

2. 勝浦正樹氏（名城大学経済学部教授、2021年2月15日）

① 文化に関する統計分類の確立

政策立案やその効果検証に公的統計を活用する場合、政策の目的が定義されればどのような統計が必要か自ずと見えてくる。一方、現行の職業分類、商品分類、

産業分類では、文化政策の効果検証をはじめ様々な分析に利用しにくいので、文化庁など公的機関が文化に関する詳細な分類をオフィシャルに作成したらどうか。さらに、政府統計の改訂の際に文化庁から調査項目の追加等の要求を出すことによって、既存統計を文化統計として、より有効に活用できるように改善することができるのではないか。

② 個票データの活用と研究委託

個票データを使えば、産業や職業を再格付けした集計が可能となる。例えば、経済センサスから文化産業の従業員数、売上高などを明らかにできるし、社会生活基本調査で文化的活動に関する生活時間のデータが得られる可能性もある。そうした研究を研究者等に委託していただくのは有力な方法だ。文化庁と研究者で議論を重ね、文化に関する統計体系を確立していきたい。

③ 民間団体統計の利用や団体との協力

公的機関以外のデータも活用できるのではないか。例えば、文化施設について社会教育調査以外のデータを使って多面的に捉えるのも一つの方法であるし、毎年同じ調査方法で行われている調査であれば、時系列的な動きが追える。また、コロナ禍で、芸術家の収入状況、支出状況のデータの必要性もより高まったが、芸団協（日本芸能実演家団体協議会）がそうした調査を実施しており、文化庁がこれに協力する方法も考えられるだろう。

④ 文化芸術推進基本計画の指標に関する統計の活用

需要面の文化統計に関しては、支出額等の金額の把握が弱い印象をもつ。海外の研究ではコンサートへの支出などの「サービス」だけでなく、絵画や書籍、音楽を聴くための機器や楽器といった「財」への支出も注目されている。文化的な財を定義して分類を行えば、既存データでも文化に関する支出額・生産額等がある程度把握できる。文化貿易に関しても貿易統計や国際収支統計が使えるはずである。国際収支統計の著作権料についても、二次的分析で文化に関する著作権料の収支を算出することができるだろう。

⑤ 外国、特にEUとオーストラリアの文化統計システムの参照

諸外国の文化統計について最新状況を調べてほしい。文化統計を体系的にわかりやすくまとめているのはカナダ、オーストラリア、イギリス、EUなどであろう。オーストラリアは商品、職業、産業にわたって分類がしっかりしている。EUでは統計の標準化が図られており、日本もこれを目安にすると国際比較が可能な文化統計体系を、比較的容易に作成できるかもしれない。

3. 河島伸子氏（同志社大学経済学部教授、2021年2月25日）

① 評価指標としての適切なデータ

文化芸術推進計画の進行状況をデータで中間評価するのは現状では難しい。そもそも政策立案の手前で問題を発見するための基礎的情報としてもデータが必要である。

② データの収集

- ・ 芸術家等のデータ

芸術家の収入や就業状況などに関し、文化庁で予算を確保して独自の調査を実施すべきだ。海外では日本の日本芸能実演家団体協議会にあたる機関が調べる例もあり、著述業も含めて様々な団体と協力して実施する方式がある。また芸術家だけでなく、文化関係のスタッフも看過できない。例えば照明や音響の仕事を担当する方々が新型コロナウイルス感染症の拡大で大きな被害を受けている。

- ・ デジタル関連のデータ

電子書籍や有料音楽配信の他に、コロナ禍で広まったスマートフォンで演劇を見るなどのトラディショナルではない文化鑑賞形態も加えるべきではないか。関連して、Wi-Fiの普及率、インターネットの利用状況、テレビのインターネット接続率、1人あたりの情報量やスマートフォン普及率、メディア接触状況などのデータも必要だと思う。スマートフォンがインフラとして機能していることに留意すべきである。

- ・ 文化観光や博物館等に関するデータ

文化庁には文化観光の専門部署があるので、文化観光のあるべき姿の実現に向けて基礎資料を準備しておくべきである。博物館については年間利用者数、職員数、施設数に加えて、展覧会数などがあると良い。また、文化財については危機に瀕している文化財も捕捉しておくべきである

③ 諸外国との比較

海外との比較により、国際社会の中で日本の現状を示せるようにしてほしい。国によって事情が違うので背景も含めた解説が必要だが、そのような知識と情報が文化行政、文化政策への社会的サポートにつながってくる。

④ 文化格差に関するデータ

ヨーロッパの文化政策の最大の課題は芸術文化が高所得、高学歴の白人からしか支持されないことで、格差を是正するために参加率、来場率や構造的問題に関する調査が行なわれている。日本でも所得や学歴で文化行動がどう異なるか見るのは文化政策にとっても重要ではないか。所得格差の拡大に伴い、文化格差も広がるおそれがある。

⑤ 地域格差の問題

日本の場合、文化に関する地域格差も大きい。例えば能楽の公演回数は東京で突出し、次は京都と大阪で、他はゼロに近い。この課題に対しては、文化庁が地方行政にどの程度関わるのかという課題があるだろう。

4. 松田陽氏（東京大学大学院人文社会系研究科准教授、2021年3月9日）

① 文化芸術推進基本計画のフォローアップ

現在、各年で実施している基本計画のフォローアップは、あまりにも短期的な視野で進められているように見える。国民の文化に対する意識が、新たな文化政策を1～2年程度推進した結果として大きく変わるとはとても思えない。アウトカムの指標は、もっと長期的な検証・評価のために用いるべきではないか。

アウトプットの指標としては、行政上の「計画」をいくつ策定できたかをもっと加えても良いのでは。この指標であれば、各年のフォローアップで用いるにも適している。

② 国民の文化意識調査を

そもそも国民が「文化」をどう理解しているかに関するデータがもっと必要ではないか。国民が考える「文化」と文化庁が考える「文化」に乖離はないか。その誤解に基づいて文化政策がなされていないかどうかを、定期的に検証する責務が文化庁にはある。「文化」という言葉から何を想像するかを、意識調査の設問に加えるべき。例えば、漫画やアニメ、ゲームを「文化」と考えるかどうかは、世代ごとに大きな差があるはず。

音楽や映画については、オンライン配信されたものを視聴する比率が一般的に高まってきていたが、コロナ禍でこの流れは決定的になったはず。こうした最前線の状況を捉えたデータを収集すれば、10年後、20年後の文化芸術の在り方がより正確に予想できるようになり、その将来の状況に資するために今どのような文化政策を打つべきか、の判断がしやすくなる。

③ 文化庁内のデータの所在、データの粒度

文化庁の各部門ではすでに文化芸術の個別施策に関するデータが細かく集められているが（例えば文化財の種別ごと）、地域文化創生本部はそのことをしっかりと認識できているか。まず庁内でどのような個別データが集められているのかを網羅的に把握し、内部で情報共有することから始め、その後、公開ポータルのようなサイトから各データにアクセスできる環境を整えるべき。

④ 文化行政と地価の関係

地価に注目することも有効。各地の地価と、その地域における文化芸術活動との関連性に関するデータを集めてはどうか。例えば、劇場や美術館などの文化施設の存在やそこでの文化芸術活動の量・質と、その地域の地価との相関関係を見る。あるいは、文化財指定された歴史的建造物群が所在する区域や伝統的建造物群保存地区と地価との関係を見る。これは、文化の経済効果を数値化する一つの方法として、すでにイングランドで部分的に採用されている。

⑤ コロナの影響

コロナ禍によって文化芸術がどう変化したかを理解しようとする、どのような被害を被ったかについてのデータを集めがちであるが、見落としではないのは、デジタル等で代替された文化芸術活動にどのようなものがあったかということ。これらの活動に関するデータ（個別活動の予算や評価も含めて）を、関係者の記憶が新しい今のうちに集めておく必要がある。コロナ禍の初期には「代替」と考えられていたデジタル上の文化芸術活動は、実は代替ではなく、新たな文化体験を創造していた。コロナの影響を「被害」として捉えると、失われた損失を補填しようという政策のみにつながる。そうした支援策はもちろん必要だが、これと同時に、コロナの結果として文化芸術がどう変化した（大部分はデジタル化だろう）、この変化の中に先進性があったとしたらそれは何なのかを見極めた上で、将来性のある「代替」策はもっと奨励していくための策を講じるべき。その

ためにも、代替活動に関するデータ収集は重要。

コロナ禍の中の文化芸術支援のために、国民がどれほど寄付やクラウドファンディングを行ったかも調べるべき。

文化庁委託事業

令和２年度「文化行政調査研究」

文化統計の整備に関する調査研究事業 報告書

令和３年３月

委託元：文化庁地域文化創生本部

発 行：株式会社シー・ディー・アイ

〒604-0863 京都市中京区夷川通室町東入巴町83番地

TEL. 075-253-0660
